

令和元年第7回定例会

# 嬭恋村議議会議録

令和元年9月3日 開会  
令和元年9月13日 閉会

嬭恋村議議会

## 令和元年第7回孺恋村議会定例会会議録目次

### 第 1 号 (9月3日)

|                                 |    |
|---------------------------------|----|
| ○議事日程                           | 1  |
| ○本日の会議に付した事件                    | 2  |
| ○出席議員                           | 2  |
| ○欠席議員                           | 2  |
| ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 2  |
| ○事務局職員出席者                       | 3  |
| ○開会及び開議の宣告                      | 4  |
| ○議事日程の報告                        | 4  |
| ○会議録署名議員の指名                     | 4  |
| ○会期の決定                          | 4  |
| ○諸般の報告                          | 5  |
| ○行政報告                           | 6  |
| ○報告第10号の上程、説明、質疑                | 10 |
| ○報告第11号の上程、説明、質疑                | 11 |
| ○承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決           | 14 |
| ○同意第5号の上程、説明、質疑、採決              | 17 |
| ○同意第6号の上程、説明、質疑、採決              | 18 |
| ○日程の変更について                      | 19 |
| ○認定第1号～認定第8号の一括上程、説明、総括質疑       | 19 |
| ○発委第2号の上程、説明、質疑、討論、採決           | 46 |
| ○議案第39号及び議案第40号の上程、説明           | 47 |
| ○日程の変更について                      | 48 |
| ○議案第41号～議案第46号の一括上程、説明          | 49 |
| ○議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決          | 55 |
| ○議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決          | 56 |
| ○請願書・陳情書等の委員会付託について             | 58 |
| ○議員派遣の件について                     | 58 |

|         |     |
|---------|-----|
| ○休会について | 5 9 |
| ○散会の宣告  | 5 9 |

### 第 2 号 (9月9日)

|                                     |     |
|-------------------------------------|-----|
| ○議事日程                               | 6 1 |
| ○本日の会議に付した事件                        | 6 1 |
| ○出席議員                               | 6 2 |
| ○欠席議員                               | 6 2 |
| ○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 6 2 |
| ○事務局職員出席者                           | 6 2 |
| ○開議の宣告                              | 6 3 |
| ○議事日程の報告                            | 6 3 |
| ○認定第 1 号～認定第 8 号の質疑、討論、採決           | 6 3 |
| ○議案第 3 9 号の質疑、討論、採決                 | 7 1 |
| ○議案第 4 0 号の質疑、討論、採決                 | 7 1 |
| ○議案第 4 1 号の質疑、討論、採決                 | 7 2 |
| ○議案第 4 2 号の質疑、討論、採決                 | 7 7 |
| ○議案第 4 3 号の質疑、討論、採決                 | 7 8 |
| ○議案第 4 4 号の質疑、討論、採決                 | 7 9 |
| ○議案第 4 5 号の質疑、討論、採決                 | 8 0 |
| ○議案第 4 6 号の質疑、討論、採決                 | 8 1 |
| ○休会について                             | 8 1 |
| ○散会の宣告                              | 8 2 |

### 第 3 号 (9月13日)

|                                     |     |
|-------------------------------------|-----|
| ○議事日程                               | 8 3 |
| ○本日の会議に付した事件                        | 8 3 |
| ○出席議員                               | 8 3 |
| ○欠席議員                               | 8 3 |
| ○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 8 3 |

|                    |       |
|--------------------|-------|
| ○事務局職員出席者          | 8 4   |
| ○開議の宣告             | 8 5   |
| ○議事日程の報告           | 8 5   |
| ○請願書、陳情書等の審査報告について | 8 5   |
| ○一般質問              | 8 8   |
| 佐藤鈴江君              | 8 8   |
| 土屋幸雄君              | 1 0 3 |
| 伊藤洋子君              | 1 1 7 |
| 大野克美君              | 1 3 3 |
| 上坂建司君              | 1 4 3 |
| ○閉会中の継続審査申出について    | 1 4 6 |
| ○閉議及び閉会の宣告         | 1 4 6 |
| ○署名議員              | 1 4 7 |

令和元年 第 7 回 定例 村 議 会

( 第 1 号 )

## 令和元年第7回嬭恋村議会定例会会議録

### 議 事 日 程 (第 1 号)

令和元年9月3日(火) 午前10時06分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 報告第10号 平成30年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第 6 報告第11号 専決処分の報告について(道路管理瑕疵(落石)による損害賠償事故に係る和解及び損害賠償額の決定について)
- 日程第 7 承認第 4号 令和元年度嬭恋村一般会計補正予算(第2号)の専決処分の承認について
- 日程第 8 同意第 5号 嬭恋村教育委員会委員の任命同意について
- 日程第 9 同意第 6号 嬭恋村固定資産評価員の選任同意について
- 日程第10 認定第 1号 平成30年度嬭恋村一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第 2号 平成30年度嬭恋村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第 3号 平成30年度嬭恋村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 認定第 4号 平成30年度嬭恋村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 認定第 5号 平成30年度嬭恋村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 認定第 6号 平成30年度嬭恋村上水道事業会計決算認定について
- 日程第16 認定第 7号 平成30年度嬭恋村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 認定第 8号 平成30年度嬭恋村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第18 発委第 2号 嬭恋村議会傍聴規則の一部改正について

- 日程第19 議案第39号 嬭恋村印鑑条例の一部改正について  
日程第20 議案第40号 嬭恋村森林環境譲与税基金条例の制定について  
日程第21 議案第41号 令和元年度嬭恋村一般会計補正予算（第3号）  
日程第22 議案第42号 令和元年度嬭恋村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）  
日程第23 議案第43号 令和元年度嬭恋村介護保険特別会計補正予算（第1号）  
日程第24 議案第44号 令和元年度嬭恋村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）  
日程第25 議案第45号 令和元年度嬭恋村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）  
日程第26 議案第46号 令和元年度嬭恋村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）  
日程第27 議案第47号 物品購入について（第8分団消防自動車）  
日程第28 議案第48号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について  
日程第29 請願書、陳情書等の委員会付託について  
日程第30 議員派遣の件について
- 

#### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

#### 出席議員（12名）

|     |        |     |       |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番  | 黒岩敏行君  | 2番  | 土屋圭吾君 |
| 3番  | 石野時久君  | 4番  | 上坂建司君 |
| 5番  | 佐藤鈴江君  | 6番  | 土屋幸雄君 |
| 7番  | 松本幸君   | 8番  | 黒岩忠雄君 |
| 9番  | 伊藤洋子君  | 10番 | 大久保守君 |
| 11番 | 羽生田宗俊君 | 12番 | 大野克美君 |

#### 欠席議員（なし）

---

#### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|        |       |      |       |
|--------|-------|------|-------|
| 村長     | 熊川栄君  | 副村長  | 加藤康治君 |
| 教育長    | 地田功一君 | 総務課長 | 土屋和久君 |
| 総合政策課長 | 佐藤幸光君 | 税務課長 | 宮崎貴君  |

|        |        |                 |       |
|--------|--------|-----------------|-------|
| 住民福祉課長 | 熊川真津美君 | 建設課長            | 宮崎芳弥君 |
| 農林振興課長 | 横沢貴博君  | 観光商工課長          | 地田繁君  |
| 上下水道課長 | 宮崎忠君   | 教育委員会<br>教育事務局長 | 熊川武彦君 |
| 会計管理者  | 熊川さち子君 | 監査委員            | 宮崎判次君 |

---

#### 事務局職員出席者

|        |      |    |     |
|--------|------|----|-----|
| 議会事務局長 | 黒岩崇明 | 書記 | 宮崎剛 |
|--------|------|----|-----|



開会 午前10時06分

◎開会及び開議の宣告

○議長（松本 幸君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますから、令和元年第7回婦恋村議会定例会は成立いたしました。

よって、ただいまから開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（松本 幸君） 本日の議事日程は、別紙日程表のとおりといたします。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（松本 幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第124条の規定により、本定例会の会議録署名議員に、黒岩忠雄君、伊藤洋子さんを指名いたします。

---

◎会期の決定

○議長（松本 幸君） 日程第2、会期の決定を行います。

本定例会の会期は、本日から9月13日までの11日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本 幸君） 異議なしと認めます。

よって、会期は11日間に決定いたしました。

---

◎諸般の報告

○議長（松本 幸君） 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、8月23日に開催されました議会運営委員会の報告を行います。

議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長。

〔議会運営委員長 大久保 守君登壇〕

○議会運営委員長（大久保 守君） 議会運営委員会の会議結果を報告いたします。

当委員会は、8月23日に委員会を開催し、第7回議会定例会の運営について協議いたしました。第7回議会定例会の会期は、9月3日から13日までの11日間とし、一般質問の通告期間は9月9日正午までと決定いたしました。

提出予定議案は、各会計の決算認定8件、議案としては一般会計と特別会計の補正予算関係で6件、条例の制定等で2件、物品購入及び協議案件で2件の議案であります。そのほか報告2件、承認1件、同意2件が予定されております。

また、孺恋村議会傍聴規則の一部改正について審議を予定しております。

9月議会は決算認定が主な内容であります。全員協議会での審査は9月5日、6日の2日間を予定しております。

今回、請願、陳情等については、陳情2件、要望書2件ですが、陳情2件については議員配付とさせていただきます。要望2件については総務文教常任委員会に付託することにいたしました。

次に、当局からの全員協議会で提案議案や懸案事項などについての説明、報告を行いたいとの申し出があり、初日議会終了後に行うことに決まりました。

また、各常任委員会及び村創生特別委員会の開催については、9月9日本会議終了後に行うことを決定いたしました。

そのほか一般質問等については、申し合わせにより、一問一答方式で行うことを決めました。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（松本 幸君） 次に、監査委員から例月出納検査報告書6月から8月分を受理したの

で、配付のとおり報告いたします。

また、本職において決定した議員派遣並びに6月定例会以降の主な諸行事は、お手元に配付したとおりであります。

---

### ◎行政報告

○議長（松本 幸君） 日程第4、行政報告を行います。

村長から行政報告を行うため発言が求められておりますので、これを許可します。  
村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 令和元年9月議会におきまして行政報告をさせていただきます。

6月の議会以降の主な行事について、まずご報告をさせていただきたいと思っております。

6月7日から9日、JAF公認によります車の全日本ラリーが開催されました。推定で2泊3日で観客は2万3,000人ほどだったというふうに担当から聞いております。

6月16日、松本義正様、前農協組合長でございますが、旭日双光章受賞記念の祝賀会ということで参加をさせていただきました。農協さんのほうで主催ということでありました。

6月30日、第12回キャベツマラソンということで、議員の皆様方にも大変お世話になりました。盛大に無事終了したということで、それなりの効果があったと思っております。

7月27日、第39回つまごい祭りということで、これも村を挙げてのお祭りでございます。盛大に開催できましてうれしく思っておるところでございます。

8月5日、鎌原区中心に鬼押し出しの供養祭、本年度は237回の供養祭ということで出席をさせていただきました。歴史と伝統のある鎌原区の地域の皆さんが長い長い間やってきておる供養祭でございます。

8月7日、上信自動車道建設促進期成同盟会総会が自由民主党本部1階において開催されました。国土交通省からは道路局長、関東地方整備局長等の参加もいただいて開催をしたところでございます。

8月15日、成人式、おせがき法要ということで、関係する成人の皆様、大変おめでたく思っておるところでございます。なお、民法が改正されまして、令和4年には18歳、19歳、20歳3学年と一緒に成人式を行うというような予定になっておるところでございます。令和

4年からは18歳から成人になるということでございます。

8月26、27、嬭恋村議会の市場視察ということで東京のほうにご一緒させていただきました。

8月27日と30日、上皇及び上皇后様がお来村をし、草津のほうの音楽アカデミーに参加ということで、行幸啓に参加をさせていただきました。

8月28日、上信自動車道の長野県要望。

9月1日、つい先日でございますが、キャベツヒルクライムということで村を挙げてのイベントが開催されたところでございます。

次に、危機管理（火山）についてのご報告をさせていただきます。

8月7日、浅間山噴火。噴火警戒レベル1から3に上がりました。災害警戒本部を即立ち上げて警戒をしたところでございます。

引き続きまして8月19日、噴火警戒レベル3が2に引き下げられました。なおその後、8月25日、浅間山がさらに噴火したということで、噴火警戒レベルは現在2のままということでございます。

関連いたしまして、白根山の関係ですが、現在、噴火警戒レベルは2でございます。朝8時から夕方5時までの間、4カ所に立哨することによって通行が可能となっております。草津町及び嬭恋村で通行の立哨を計画的に実施しており、昼間の間、安全な場合には通行できるという状況となっております。

なお、元白根山につきましては、昨年の1月23日、噴火がありましたが、現在では噴火警戒レベルが1ということでございます。引き続き火山につきましては注意を持って対応してまいりたいと考えております。

災害についてのご報告をさせていただきたいと思っております。

7月27日、台風6号の災害被害がありました。7月31日、豪雨災害がございました。8月7、8、豪雨災害がございました。専決処分で5,500万円をさせていただいております。

なお、9月の補正ではざっくり約4,500万円の補正をお願いしております。詳細等につきましては、後ほどまた提案、説明等させていただきますので、よろしくご指導をいただきたいと思っております。

産業構造の現状についてご報告を申し上げます。

第1次産業、キャベツを中心とする嬭恋村でございます。9月2日現在でございますが、農協さんベースでございます、773万ケース、対前年81万ケース減でございます。金額ベー

ス、ざっくり約でございますが76億円、前年が90億円でございます。約14億円対前年でマイナスという状況でございます。

現在は22万ケースほど連日出荷されており、単価につきましては、売り上げの単価で約1,000円前後という状況で推移しております。でき得れば1,100円、1,200円ぐらいの値がつけば、村にとってはよりよいなと考えておるところでございます。引き続き、我々もキャベツのPRについては、議会ともども一生懸命PRに努めてまいりたい、こう思っております。

第2次産業の関係でございますが、既に我が村では入札を9回、46件、金額ベースで6億2,700万円ほどの落札を見ておるところでございます。公共事業でございますので、引き続き継続的に発注をすべきものはしっかりと発注をし、雪が降る前に工事の完了ができるように努めてまいりたいと思っております。

なお、国・県の諸事業でございますけれども、利根川水系砂防事務所、浅間山の減災・防災対策は本年度予算が21億6,800万円、昨年からはまりました大笹の吾妻川床固群工事、18年間で43億円ということで、本年度も利根砂防の関係の事業は逐次発注をしておるやに聞いておるところでございます。

また、中之条土木関係ですと、これも約でございますけれども、16億円ほどは順次発注されておることとあります。第2次産業もしっかりと事業を進展して、事業をしっかりとして行っていただけたらと、こんなふうに思っておるところでございます。

第3次産業、特に観光関係でございますが、浅間山噴火後の宿泊キャンセル、観光商工課に調べさせたところ、8月8日から15日、キャンセル全体で約2,500件、約1万人という状況が発生しております。特に万座地区につきましては、292、白根山の関係もあるということもあるのでしょうか、約2,000人、バラギで約600人、鹿沢で600人、浅間高原地区7,000人という結果が出ております。

今後におきましても、風評被害の出ないように、しっかりとマスコミ等の対策も考えてまいりたいと考えておるところでございます。

イベント関係のところの報告をさせていただきます。

モントレー2019、6月6日から9日の2泊3日でございますけれども、確認した宿泊関係者が695名ということとあります。その他村内で多数の方が宿泊しておると推測はできませんが、現在まだ正確には調べ切れてはおらない状況ですけれども、関係者宿泊の延べが695名ということとございました。

キャベツマラソンにつきましては、エントリー数が3,545名、はっきりと宿泊した方、キ

ックバックの500円のあった方が965名ということでございますので、推定でございますけれども、全体の村内の宿泊者は2,000名前後おったのかなと推測しておるところでございます。

嬭恋キャベツヒルクライム、9月1日、つい先日でございますが、エントリー数が1,074、万座周辺の全体の宿泊は、担当レベルの調査によれば約400名ということでございます。

続きまして、上信自動車道、村にとって一番重要な関係でございますが、報告をさせていただきますと思っています。

ご存じのように、3月29日、長野原嬭恋バイパスが整備区間への格上げとなったところでございます。与喜屋、古森、袋倉、芦生田、鎌原、この地区につきましては、10月までに今の丸が一つの線になるということで、今、県のほうが調査をしていただいております。

その関係の予算は、本年度4,000万円でございますけれども、今、鋭意、私どもの担当も同行いたしまして、この間の地質調査、それから、将来にわたっての設計の段取りを現在組んでおるところでございます。

なお、今申しました袋倉、芦生田、鎌原及び村内全域にわたりましての説明会は、延べ6回にわたって説明会をさせていただきました。

なお、10月に1本の線になった段階では、さらにこの地区につきましては、及び村内全域にわたりましての説明会を県のほうがする予定になっておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

8月7日、先ほど申しましたが、総会を自民党本部で行いました。

8月28日、上信自動車道建設促進期成同盟会長野県要望ということで議長も同行で長野県に陳情してところでございます。

知事さんに9時半にお会いをできました。阿部知事からは、前向きに取り組んでいきたいという趣旨のご発言をいただきました。

それから、全員での要請活動で、午後でございますが、長谷川建設部長より以下の発言をいただきました。これからトップギアで進めていきたいと思っております。ことしはルート検討のための概略設計を進めていきたい。群馬県と協力をしながらいきたいということでございます。

来年度からは補助金も要求したい。鳥居峠のトンネルは直轄代行を想定しておる。終点は東御市で変更ないというお話でございました。

ということで、長野県サイドにおいてもいよいよ部長がトップギアで進めていきたいというご発言をいただいたところでございます。一日も早く長野県サイドの整備区間の格上げをしっかりとお願いをしまいたい、こう思っております。

今後につきましては、来年度、財務省によります概算要求がもう既に各省庁から上がったところでございますが、上信自動車道については引き続き70億円以上の予算の確保、これをしっかりと同盟会として国のほうに、県ともどもお願いをしまいたいと思っております。

なお、村の最重要課題ということで、地域包括ケアシステム、公共施設の中長期な再編計画、これにつきましては議会の皆さんとまたよくご協議をしながら、本年度内には一つの一定の方向性を定めてまいりたい、こう思っておりますので、よろしくご理解とご協力をお願いいたします。

村民のために議会と当局は車の二元制の原則に基づきまして、車の両輪だと思っております。最大多数の最大幸福を目指して、皆さんとともに村政を執行してまいりたい、村民の村民による村民のための村政をしっかりと遂行してまいりたいと思っておりますので、よろしくお申し上げ、行政報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（松本 幸君） これで行政報告は終わりました。

---

#### ◎報告第10号の上程、説明、質疑

○議長（松本 幸君） 日程第5、報告第10号 平成30年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

本案について当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 報告第10号につきまして提案理由を説明させていただきます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見を付して議会に報告するものでございます。

詳細につき総務課長より説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（松本 幸君） 総務課長。

〔総務課長 土屋和久君登壇〕

○総務課長（土屋和久君） 報告第10号、平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、詳細な報告をさせていただきます。

まず、各比率の算定結果ですが、実質赤字比率、連結実質赤字比率については、普通会計、特別会計及び公営企業会計全てにおいて収支が黒字であったため、数値は算定されておられません。

次に、実質公債費比率、これは普通会計が負担する実質的な債務の返済額が標準財政規模に占める割合でございまして、3カ年の平均値でございしますが、8.6%ということで、前年度から0.4%の増となっております。

続いて、将来負担比率ですが、これは普通会計や将来において負担すべき実質的な債務の返済額から充当可能基金等の残額を差し引いた額に対する標準財政規模の占める割合でございしますが、平成29年度に引き続き将来負担は黒字となったため算定されませんでした。

最後に、資金不足比率でございしますが、これは公営企業会計における資金不足額が料金収入などの事業規模に占める割合でございします。いずれの会計も資金不足はなく、算定されておられません。実質公債比率が増加した要因としましては、西部小学校校舎建設に充てた地方債の償還が開始されたことによるものになります。

今後も健全な財政運営の維持に努めていきたいと思ひます。ご理解、ご協力をお願いいたします。

以上です。

○議長（松本 幸君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

以上で、報告第10号 平成30年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを終わります。

---

### ◎報告第11号の上程、説明、質疑

○議長（松本 幸君） 日程第6、報告第11号 専決処分報告について（道路管理瑕疵（落石）による損害賠償事故に係る和解及び損害賠償額の決定について）を議題といたします。



本案について当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 報告第11号の提案理由を説明させていただきます。

村長において専決処分することのできる事項の指定（昭和60年議決）第2号（1件50万円以下の損害賠償の和解、額の決定）に基づき、専決処分をいたしましたので、報告するものでございます。

詳細につき総務課長より説明をさせます。よろしくご指導お願いします。

○議長（松本 幸君） 総務課長。

〔総務課長 土屋和久君登壇〕

○総務課長（土屋和久君） 報告第11号について詳細な説明をさせていただきます。

1枚めくっていただきまして、専決処分書をごらんいただきたいと思います。

専決処分の内容について説明をさせていただきますが、令和元年7月11日、村道大沼バラギ線、干俣地内において、村内在住の方の車両を破損させた。相手損害額は3万3,037円の5割、1万6,519円を村の加入する損害保険会社により相手方に支払うことで、令和元年8月2日に和解となっております。

以上です。

○議長（松本 幸君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

黒岩忠雄議員。

○8番（黒岩忠雄君） これはバラギ線とありますけれども、どの辺なんですか。石が落っこってきたんでしょう、車のところに。そういうことじゃないんですかな。

○議長（松本 幸君） 建設課長。

○建設課長（宮崎芳弥君） 黒岩忠雄議員のご質問にお答えいたします。

場所としますと大沼バラギ線、大沼からバラギへ上がる道なんですけれども、パノラマラインがぶつかるちょっと下のところなんですけれども、石の落ちるようなところではないんですけれども、7月11日深夜の3時なんですけれども、バラギ方面から下に下って来る車が中央センターライン辺に落ちていた、証言ですと、これぐらいの石が落ちていたんですけれども、そこのところに右側のタイヤをぶつけてしまって、ホイールとタイヤのほうを傷めてしまったという瑕疵なんですけれども、その日は朝も早くて暗かったことと、あと、濃霧が

出ていたということで、その石にちょっと気づくのがおくれたということでしたので、5割というような形の保障になっていると思います。よろしくお願いします。

○議長（松本 幸君） 黒岩忠雄議員。

○8番（黒岩忠雄君） 今、説明を聞きました。

私どもが言いたいのは、例えば冬が明けて、しみが解けておっこってくるというようなこともあろうかと思えます。いずれにしてももう少し建設の皆さんが、やはり悪いようなところはパトロールをして、よく見て、危ないところは事前に直すというようなことをやらわないと、他町村から来た車が、例えば事故に遭って婦恋村の信用が落ちるようなことになれば困ります。ぜひ村長、パトロールはしっかりとさせるよう、ご指導をお願いいたします。

村長、一言言ってくれねえか、何か。

○議長（松本 幸君） 村長。

[村長 熊川 栄君登壇]

○村長（熊川 栄君） 婦恋村の村道及び林道ですが、今475キロ、村道と農道がございます。林道がプラス18キロございます。これは村が管理するものでございます。国道については、144号等については県が管理をします。また、県道についても県が管理するというところでございます。ここで事故があれば、あるいは道路に瑕疵があって事故があれば、村の責任も問われるということでございます。

距離が非常に長いこともありますが、しっかりとまた管理で、特に春先は、黒岩議員のご指摘のとおり一巡全部しておりますけれども、雪が解けた後バラバラ小さい石が転がり落ちるというような箇所もございますので、今後も引き続き緊張感を持って道路管理に努めてまいります、こう思っておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

○議長（松本 幸君） 黒岩忠雄議員。

○8番（黒岩忠雄君） 村長、今の答弁、ありがとうございました。

いずれにしても村の建設課の皆さんは、多分、危ないところは恐らく把握はしていると思います。ぜひそういうことでパトロールを怠るようなことのないよう、よろしくお願いいたしますします。

○議長（松本 幸君） ほかにご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

以上で報告第11号 専決処分の報告についてを終わります。

---

◎承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松本 幸君） 日程第7、承認第4号 令和元年度孺恋村一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認についてを議題といたします。

本案について当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 令和元年度専決第10号につきまして提案理由を説明させていただきます。

行政報告でもお話しさせていただきましたが、豪雨に対する災害対応のため、緊急に予算の補正を行う必要が生じ、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったために専決処分をさせていただきました。

説明をしっかりと総務課長並びに建設課長からさせますので、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（松本 幸君） 総務課長。

〔総務課長 土屋和久君登壇〕

○総務課長（土屋和久君） 承認第4号、令和元年度孺恋村一般会計補正予算（第2号）につきまして説明をさせていただきます。

予算書をごらんいただきたいと思います。

令和元年度孺恋村一般会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ68億4,474万2,000円とするものでございます。

3ページをごらんいただきたいと思います。

事項別明細によって説明をさせていただきます。

歳入でございます。19款の繰入金として5,500万円補正をさせていただきます、合計で4億2,675万3,000円とするものでございます。

続いて、5ページをごらんください。

歳出でございます。11款災害復旧費としまして、補正額5,500万円、これは一般財源となっております。

予算書の説明につきましては以上でございます。

○議長（松本 幸君） 建設課長。

〔建設課長 宮崎芳弥君登壇〕

○建設課長（宮崎芳弥君） 災害の専決処分のほうにつきまして詳細な説明をさせていただきます。

まず、災害の起きた日なんですけれども、7月26日、台風6号が来ました。このとき6カ所ほど災害を受けたということです。それと7月31日に集中豪雨、これは19カ所被災を受けました。8月7日、8日の、これも集中豪雨なんですけれども、それで16カ所の被災を受けました。合計で41カ所、5,500万円ということです。

それで、村全体がということじゃないんですけれども、今回集中豪雨に遭ったところは大笹、田代の一部ですね、広川原、柏木塚、群馬坂、農場、大平、その周辺が局所的な豪雨によって被災を受けたということです。

それで、雨量とかが、ちょっと雨量計がないところではかれなかったんですけれども、想定する雨量とすれば、1時間に20ミリから50ミリの間というような雨量だったと思います。よろしく願いいたします。

○議長（松本 幸君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 今回この件については、私たち議員のほうにも事前にも連絡をいただいたわけなんですけれども、現地を一つ一つ私は見ていないので、どんなかわからないんですけれども、これからこういう大雨とか台風とか、そういうのが異常気象の中で起こるわけなんですけれども、そういった一つ一つの箇所箇所は、今後そういう対応ではなくて、ちょっと長期にそういうものに対応できるようなつくりに変えていかなければいけない箇所なのか、本当に随時随時の対応でやっていくしかないのか、その辺の分析なんかはどうなっているんでしょうか。

○議長（松本 幸君） 建設課長。

○建設課長（宮崎芳弥君） 伊藤議員の質問に答えさせていただきます。

道路としては、ほとんど村道になっているんですけれども、少し傷んでいるところもある

と。でも、それを全部直すお金というのはないものですから、計画的にはそういうところを補修したり、穴埋めをしたりしているんですけども、どうしても雨の強さというのが最近、1時間に30ミリとかいいましても、その30ミリが15分とか20分の間に降ってしまうものですから、それを対応するような工事というのはなかなか全村道にはできないと考えています。

その穴のあいているものとか、そういうものに対してはしっかりパトロール等、地元の区長さんとかに話はしてありますので、そういうところに対してはしっかり対応していきたいと考えております。よろしくをお願いします。

○議長（松本 幸君） 伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 実は、私、この大雨の日にパノラマラインの南ルートをたまたま用事で走っていたんですけども、そうすると、山梨とか、中原のほうでしょうか、パノラマラインから出ている道から本当に泥水がたくさん流れてきて、パノラマラインを走っていても怖くなるくらいパノラマラインに水が本当にたまるわけです。

そうすると本当にこのシーズン、観光シーズンなわけですけども、たまたま観光客の方も走っていたら、私自身がすごい怖かったので、よっぽど怖い思いをするんじゃないかというので、それで私は以前、グリーンベルトの問題も含めて、第1次パイロットのところは耐久的に対応できるようなふうになにか考えられないのか、もう一度、第1次パイロットについては考える必要がないんだろうかという提案もしたこともあるんですけども、そういった意味では、何かもっとU字溝をきちんとするとか、それぞれ枝に分かれたところの道路のうまい——私は工事関係者じゃないのでわからないんですけども、何かいい方法がないのかなと思いつつ、その道を走ったわけですけども、そういう意味で対処的じゃなくて、もうちょっと長期的にそういった道路計画をやっても、本当に観光地としても、それから走る村民にとってもいいのではないかと思ったわけなんですけれども、その辺では今後に向けて考える必要があると思ったんで聞いたんですけども、いかがでしょうか。

○議長（松本 幸君） 建設課長。

○建設課長（宮崎芳弥君） 伊藤さんのご質問に答えさせていただきます。

道路計画としては、道路の側溝というのはどうしても雨が降って畑から出てくるものまで処理をするというのはちょっと不可能なものですから、道路の排水、そういう部分を考えて大きさとかそういうものを決めています。それなので、畑から出てくる水というものに対しては、どうしても道路の側溝では対処できないところが出てくると思います。

あと、河川とか沈砂池というところは、うちのほうの土地改良の事業ですか、そのとこ

ろで力を入れているところなので、これからも検討して、しっかりした沈砂池とかそういうものをつくっていきたいと考えています。よろしくお願いします。

○議長（松本 幸君） ほかにご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案ついて討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立全員です。

よって、承認第4号は提案のとおり承認することに決定いたしました。

---

#### ◎同意第5号の上程、説明、質疑、採決

○議長（松本 幸君） 日程第8、同意第5号 婦恋村教育委員会委員の任命同意についてを議題といたします。

本案について当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 同意第5号につきまして提案理由を説明させていただきます。

黒岩俊明委員が任期満了を迎えることに伴いまして、公認に宮崎光男氏を選任することにつきまして議会の同意を得たいので、本案を提出するものでございます。

本案で提案させていただきます宮崎光男様は、教員として36年間勤務し、教頭、校長を歴任し、学校教育、教育行政にご尽力、ご協力をいただいております。また、教員退職後も婦恋村ジオガイド、社会教育委員、婦恋郷土資料館友の会ボランティアガイドの会会長、婦恋村高山鳥を守る会会長として、教育、観光、地域振興等にも深くかかわり、絵本の作成

を通じて子供たちへ婦恋村の歴史を伝えるなど、幅広く活動され、今後も、これまで培われてまいりました経験や知見を生かした教育行政への貢献が大いに期待されるところでございます。

このことから、本委員に適切な方と考えられますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定によりまして、議会の同意を求めるところでございます。

よろしくご審議の上、ご同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松本 幸君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありますか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案については人事案件であります。討論を省略し、直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立全員であります。

よって、同意第5号 婦恋村教育委員会委員の任命同意については、同意することに決定しました。

---

#### ◎同意第6号の上程、説明、質疑、採決

○議長（松本 幸君） 日程第9、同意第6号 婦恋村固定資産評価員の選任同意についてを議題といたします。

本案について当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 同意第6号につきまして提案理由を説明させていただきます。

地方税法第404条第2項の規定によりまして、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちから、市町村長が当該市町村の議会の同意を得て選任することとなっております。現在まで副村長不在の期間において、議会の同意を得ながらその職務を税務課長に行わせていたものを、令和元年4月1日より、議会の同意を得て選任させていただきました副村

長を婦恋村固定資産評価員として選任を行うものでございます。

よろしくご指導いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松本 幸君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案については人事案件であります。討論を省略し、直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立全員であります。

よって、同意第6号 婦恋村固定資産評価員の選任同意については、同意することに決定しました。

---

#### ◎日程の変更について

○議長（松本 幸君） お諮りいたします。

日程第10から日程第17まではいずれも平成30年度決算の関連議案であります。よって、この際、日程を変更し、日程第10から日程第17までを一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本 幸君） 異議なしと認めます。

よって、日程は変更されました。

---

#### ◎認定第1号～認定第8号の一括上程、説明、総括質疑

○議長（松本 幸君） 日程第10から日程第17までを一括議題といたします。

本案について当局の説明を求めます。

初めに、概要について説明を求めます。



村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 認定第1号、平成30年度決算認定につきまして提案理由を説明させていただきます。

平成30年度各会計の決算認定において提案理由を説明させていただきます。

本決算につきましては、去る8月5日、6日、7日の計3日間、一般会計を初め、各会計とも決算書、認定資料及び諸帳簿等を監査委員に提出し、詳細に審査を受けております。その審査の結果、配付させていただいておりますとおり、監査委員から決算審査意見書が提出されておりますので、あわせてごらんいただきたいと思います。

私からは一般会計の概略を申し上げ、詳細につきましては、一般会計は会計管理者、その他特別会計については担当課長より説明をさせます。

まず、一般会計でございますが、歳入総額は81億9,580万6,962円、歳出総額は75億9,034万4,347円、収支残高6億546万2,615円、ここから繰越明許費に係る一般財源2億3,677万1,000円を差し引いた実質収支額は3億6,869万1,615円という決算となりました。

続きまして、一般会計の歳入歳出の主なものを申し上げます。

なお、決算額につきましては1万円未満を切り捨てとし、省略させていただきますので、ご了承願います。

まず、歳入では、村全体では18億5,288万円で、前年比マイナス1.3%の減、内訳では、村民税でマイナス5,002万円減額、対前年マイナス7.1%の減となりました。固定資産税では2,643万円の増、対前年2.7%増となりました。村民税につきましては、農業所得が前年度と比較すると減収となったことによるものです。固定資産税につきましては、太陽光発電の設置等による償却資産の増加等による増加となります。

愛する孀恋基金につきましては7,859万円となり、前年比で43.7%の減となりました。

地方交付税は、決算額21億8,813万円で、前年比マイナス2.0%の減、金額4,482万円の減額となりました。

国庫支出金は5億7,024万円で16.8%増、金額で8,195万円の増となりましたが、県支出金において5億8,447万円、前年費対比で21.7%減、金額で1億6,190万円の減額となりました。

村債は11億6,041万円で17.6%の増となっております。村債の主な内容といたしましては、臨時財政対策債が2億851万円で、西部小学校体育館、プール建設等に対する過疎債6億

4,700万円、防災無線に対する緊防債が2億7,000万円となります。

次に、歳出でございますが、総務費では、基金積み立てが減少したことにより、9億2,978万円となりました。前年度からマイナス7億5,998万円の減額となりました。

農林水産業費では8億232万円となり、前年度比マイナス1億5,067万円の減額となります。

土木費では11億1,385万円となり、前年度より6,075万円の増額となります。

消防費では5億5,764万円となり、前年度比3億1,218万円の増額となりました。

教育費では15億5,100万円となり、1億8,500万円の増額となりました。

災害復旧費では、7月、8月の集中豪雨等による災害に対応するため7,010万円となりました。

公債費では、西部小学校校舎の償還が開始されたことにより、6,468万円増額となり、全体で6億3,901万円となりました。

以上が歳入歳出決算の主なものとなります。

また、決算を別の角度から見ますと、財源については村税や使用料、手数料、分担金、財産収入などの自主財源が全体の40.4%、交付税や補助金、村債などの依存財源が59.6%という結果となりました。前年度と比較すると自主財源では8.9%悪化しました。今後は、自主財源の安定的な確保とその財源を孀恋村が抱える諸課題の解決に向け積極的な配分に努めていきたいと考えます。

平成30年度決算に係る監査委員の審査意見書にもありますご指摘も真摯に受けとめ、孀恋村の発展、村民の幸福のため、あらゆる政策、施策を着実に推進していきたいと考えております。

以上、大変雑駁ではありますが、慎重なるご審議の上、認定賜りますようお願い申し上げ、平成30年度決算についての説明とさせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（松本 幸君） それでは、一般会計より順次詳細な説明を求めます。

認定第1号、一般会計歳入歳出決算認定について、会計管理者。

〔会計管理者 熊川さち子君登壇〕

○会計管理者（熊川さち子君） それでは、認定第1号、平成30年度孀恋村一般会計歳入歳出決算について説明させていただきます。

できるだけ簡潔にしたいと思いますが、しばらくの間、よろしくお願いいたします。

配付しております平成30年度一般会計歳入歳出決算書を中心に説明をいたします。

平成30年度各会計決算収入支出一覧表をごらんください。

一般会計と8つの特別会計の収入、支出の状況が一括して見られるようになっております。まず、一番上にある一般会計の行をごらんください。

当初の予算が76億4,200万円で、補正と29年度からの繰越明許費を加えまして、最終予算額が予算現額（A）の欄で86億317万6,580円となりました。この予算に対して収入済額は81億9,580万6,962円、その右の（B）支出済額が75億9,034万4,347円でした。差し引き残額が（C）の欄で6億546万2,615円です。

30年度繰越明許額が（D）の欄、7億190万6,000円であり、そのうちの一般財源分が（E）の2億3,677万1,000円ですので、収支残額（C）から繰り越しの一般財源分（E）を引きまして、実質収支額は（F）の欄、3億6,869万1,615円となりました。

また、特別会計については、国民健康保険特別会計から農業集落排水事業特別会計までの8つの会計がございます。この後に各担当課長から説明をいたしますが、全体の部分について少し触れておきます。

表の下から2行目、特別会計合計の欄をごらんください。

当初予算は35億579万8,000円で、補正と29年度からの繰越明許費を加算し、最終予算額が予算現額（A）の37億2,579万2,000円となりました。この予算に対しまして収入済額は37億735万9,218円、その右の（B）支出済額は34億7,807万6,365円でしたので、差し引き残額が（C）2億2,928万2,853円です。30年度の繰越明許額が（D）1,360万円で、そのうちの一般財源分が（E）の560万円ですので、収支残額（C）から繰り越しの一般財源分（E）を引きますと、実質収支額は2億2,368万2,853円となります。

表の一番下の行になりますが、一般会計並びに特別会計の合計を合わせますと、実質収支額は5億9,237万4,468円となり、この数字が全体での収支決算額となります。全体の実質執行率は95.31%でした。

それでは、一般会計について説明をしていきますが、私からは次の1ページから10ページまで、それから後半にある実質収支に関する調書と財産調書について説明いたします。

決算認定参考資料総務課編の3の11ページにある平成28年から30年までの3年間の年度別決算の比較をしてある一覧表と、別紙で配付しております30年度一般会計の主な増減内容一覧表をあわせてごらんいただければわかりやすいかと思えます。

最初に、歳入です。

決算書 1 ページ、2 ページをごらんください。

歳入の第 1 款村税です。収入済額は、2 ページ左から 2 列目になりますが、18億5,288万7,123円でした。前年対比で1.3%、2,531万4,950円の減となりました。村民税は、個人住民税が5,383万4,029円減り、法人住民税が380万6,200円ふえ、村民税全体の収入額が7.1%、5,002万7,829円の減額となりました。

固定資産税の収納額につきましては2,643万9,709円、2.7%増額となりました。償却資産の増によるものです。

その他の税の収入につきましては、軽自動車税は173万9,265円の増、たばこ税が87万5,295円減、入湯税も259万800円の減となりました。詳しい内容は決算認定参考資料の税務課編 5 - 8 ページに村税収納状況の比較の表がありますので、後でご確認ください。

次に、第 2 款地方譲与税です。収入済額が 1 億2,522万9,000円。1%、120万円の増額となりました。内訳は、地方揮発油譲与税が22万円、自動車重量譲与税が98万円、それぞれ増額となっています。

次に、第 3 款から第 8 款の交付金は、昨年と比べますと第 3 款利子割交付金11万円の増、第 4 款配当割交付金132万9,000円の減、第 5 款株式等譲渡所得割交付金260万2,000円の減、第 6 款地方消費税交付金943万7,000円の増、第 7 款ゴルフ場利用税交付金62万4,120円の減、第 8 款自動車取得税交付金は111万5,000円増額となっております。

次に、第 9 款地方特例交付金です。収入済額が280万8,000円、前年より47万6,000円増額になりました。

次に、第10款地方交付税です。収入済額は21億8,813万8,000円でした。前年より2%、4,482万8,000円の減額となりました。

第11款交通安全対策特別交付金、収入済額は280万2,000円、前年より24万9,000円減っております。

次の 3 ページ、4 ページに移ります。

第12款分担金及び負担金です。収入済額が2,337万2,560円で、前年より252万5,486円、12.1%の増です。主なものは農林水産業分担金の増によるものです。

第13款使用料及び手数料、収入済額は7,742万3,412円で、前年より21万4,677円、0.3%減っております。

次に、第14款国庫支出金です。収入済額が 5 億7,024万5,309円で、前年より8,195万8,702円、16.8%の増です。補助金は全ての目で減となりましたが、教育費負担金、災害復

旧費負担金の増により、全体では増額となっています。

第15款県支出金の収入済額は5億8,447万8,057円で、前年より1億6,190万5,388円、21.7%の減です。民生費補助金、農林水産業費補助金が大きく減ったことが主な要因です。

続いて、第16款財産収入です。収入額が8,720万5,692円、前年より439万2,845円、4.8%の減でした。東京電力高圧線敷地料が昨年度に3年間分入っており、その分が減ったことが主な要因です。

次に、第17款寄附金です。収入済額は7,921万6,252円、前年より6,208万5,777円、43.9%の減となりました。一般寄附金が94万7,000円、愛する孀恋基金寄附金が6,113万8,777円、それぞれ減額となっています。

第18款繰入金、収入済額は5億8,685万円で、前年より5億8,252万8,000円、49.8%の減です。財政調整基金からの繰り入れが大きく減っています。

第19款繰越金、前年度からの繰越金で収入済額が5億1,520万9,519円です。前年より1億6,730万1,880円、24.5%の減となっております。

次に、第20款諸収入です。収入済額が9,005万7,858円で、前年より8.7%、718万6,838円の増でした。理由としましては、次のページ、第5項雑入の増で、光ケーブル移設補償費が大きく864万円入っています。

歳入の最後、第21款村債です。こちらは起債による収入が11億6,048万4,000円で、前年より176.3%、7億4,043万1,000円の増でした。過疎対策事業債、緊急防災・減災事業債がふえています。

村債の詳細につきまして決算認定参考資料で説明させていただきます。

総務課編3-14ページをごらんください。

上から2行目、一般会計は決算年度借入額が11億6,041万4,000円、償還額が6億577万6,245円、30年度末残高は60億1,042万2,126円となり、昨年度末より5億5,463万7,755円ふえております。

また、特別会計は3-17ページになります。

決算年度借入額が4,870万円、償還額は3億4,597万932円で、30年度末での残高は32億3,135万1,453円、前年度末より2億9,727万932円の減となりました。

3-14ページに戻っていただきまして、1行目右端のとおり、一般会計、特別会計等全体では、92億4,177万3,579円の残高となっております。

以上、21の款の合計歳入済額は決算書6ページの歳入合計額の欄にあるとおり、81億

9,580万6,962円でした。前年対比で2.5%、2億893万5,611円減額となりました。収入財源のうち収入の全体に対する村税の占める割合は25.3%、交付税が29.9%、国庫県支出金が15.8%で、この3つで財源の71%となります。

なお、監査意見書の10ページにも載っていますように、歳入における自主財源比率は40.41%で、前年対比では8.9%の減少となりました。

次に、歳出に移ります。

決算書7ページ、8ページをごらんください。

議会費から予備費まで14にわたる款が載せてありますが、各項の支出済額を中心に説明いたします。

まず、第1款議会費です。支出済額は7,583万149円、前年より4.4%、345万2,796円の減です。

第2款総務費、支出済額が9億2,978万6,606円で、前年より7億5,998万1,367円、45%の減です。ほとんどの項で減額となっていますが、大きなものは総務管理費の企画費で、愛する孀恋基金寄附金の減による寄附者への報償費と孀恋、浅間両工事費が減ったこと、また、各種基金積み立ての減となります。

次に、第3款民生費、支出済額が11億5,551万4,313円です。前年より0.1%、128万8,376円の増です。社会福祉費は国庫特別会計の繰出金はふえていますが、昨年度支出のあった臨時福祉給付金、高齢者介護施設整備等補助金が減ったことにより減額となりました。

児童福祉費については、東部こども園の施設工事を行ったことが増額となった主な要因です。

第4款衛生費、支出済額が5億1,142万3,029円です。前年より2,333万9,634円、4.8%の増となりました。母子保健推進費では不妊治療費の助成費がふえています。

第5款労働費については、支出済額が156万2,400円で、昨年とほぼ同じです。

第6款農林水産業費の支出済額は8億232万5,978円で、昨年より15.8%、1億5,067万2,506円の減です。農業費では県営事業負担金、農地耕作条件改善事業はふえていますが、中山間地域所得向上支援事業、創作実習館運営費等が減り、大きく減額となりました。

第7款商工費の支出済額は1億8,226万6,104円で、前年より18.8%、4,224万939円の減となりました。不用木の伐採や売店等の解体をしたことにより、鎌原観音堂周辺整備事業費はふえていますが、観光施設の工事費、前年度孀恋スキー場管理費を3年間支払ったため、その分が減ったことにより全体では減額となっています。

次の第8款土木費の支出済額は11億1,385万7,567円、前年より5.8%、6,075万1,504円の増でした。除雪車の購入により土木管理費が増、橋梁整備事業は減りましたが、道路改築工事等の増により道路橋梁費がふえ、全体では増額となっております。

次の9ページ、10ページに移ります。

第9款消防費、支出済額が5億5,764万8,306円、これは前年より127.2%、3億1,218万3,997円の増です。防災無線の工事費が主なものですが、第1分団の消防自動車の更新も行いました。

次に、第10款の教育費、支出済額が15億5,100万9,985円で、前年より13.6%、1億8,530万6,065円の増となりました。前年度土地購入のため支出の多かった資料館運営費、文化会館建設基金の積み立ての減により社会教育費は減っていますが、体育館、プールの建設により小学校の統合費の増で小学校費が、また、青葉湖スケートリンクへの進入用道路の工事と旧田代小学校跡地の公園整備工事を行ったことにより保健体育費が増となり、全体では増額となっています。

次の第11款災害復旧費の支出済額は7,010万8,452円で、前年より15.9%、960万2,852円の増でした。農地災害復旧事業が1,194万9,200円の減、村道災害復旧事業が2,155万2,052円の増です。

第12款公債費、支出済額が6億3,901万1,458円、前年より11.3%、6,468万3,973円の増です。元金分が7,219万5,709円の増、利息分が751万1,736円の減です。

第14款の予備費の支出はございません。

以上14款にわたる歳出額の合計が、前年より3.8%、2億9,918万8,707円減りまして、75億9,034万4,347円でした。

次の11ページから178ページまでが各事項別の明細になっておりますので、後ほどご確認をお願いいたします。

それでは、179ページをごらんください。

実質収支に関する調書でございます。

内容的には繰り返しになりますが、歳入総額が81億9,580万6,962円、歳出総額が75億9,034万4,347円、これを差し引いた額が6億546万2,615円です。繰越明許費繰越額を差し引いた額が5の実質収支となり、その額が3億6,869万1,615円、これが令和元年度に繰り越す額ということになります。

次に、180ページですが、ここからは財産に関する調書です。

最初に、このページは土地及び建物の表となっております。村が30年度末で保有している土地の面積は前年度より6,039.87平米ふえ、合計で1,835万7,161.56平米、建物の延べ面積は364平米ふえて、合計で5万9,622.81平米となっております。

次に、181ページ、(2)山林は、所有が7,472平米ふえ、分収と合わせて面積の合計は504万4,916平米です。

(5)出資による権利につきましては、年度末残高は1億5,739万円で、前年度末と変わりありません。

次に、182ページの2、物品です。村が保有している車両の状況が記載されています。乗用車が3台ふえ、合計97台を保有しております。

次に、3、債権ですが、奨学資金貸付金、医療従事者資格取得奨学金貸与金と生活救護資金貸付金、3つ合計の年度末残高は、昨年より144万5,000円ふえ、1,397万5,000円です。該当者は、奨学資金が13人、医療従事者資格取得奨学金が4人、生活救護資金が1件です。

最後に、4の基金です。一般会計で10、特別会計で3つの基金がありますが、ここには一般会計分が記載してあります。前年度末より3億4,323万7,000円減り、30年度末現在高は35億7,738万1,000円となっております。

なお、基金の詳細につきましては決算認定参考資料の総務課編3-11ページに一覧の調書がございますので、後ほどご確認をいただければと思います。

以上、申し上げます、平成30年度一般会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。

ご確認の上、よろしく願いいたします。

○議長(松本 幸君) 認定第2号 国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、住民福祉課長。

[住民福祉課長 熊川真津美君登壇]

○住民福祉課長(熊川真津美君) 認定第2号 平成30年度婦恋村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について説明させていただきます。

初めに、事業勘定について説明させていただきます。

まず、歳入ですが、決算書の7ページ、8ページをごらんください。

事項別明細書により説明させていただきます。

まず、主な歳入であります第1款の国民健康保険税ですが、総額で収入済額が5億2,250万7,057円で、前年度比3,026万382円の減でございます。収入率につきましては92.59%、現年度分のみですと97.45%となっております。



続きまして、9ページ、10ページをごらんください。

第4款県支出金ですが、9億5,285万4,156円で、前年比8億6,063万4,156円の増となっております。これは平成30年度の制度改正により、県が事業主体となったことから歳入の項目に大幅な変更がありましたことにより増加したものでございます。

続きまして、11ページ、12ページをごらんください。

第6款繰入金につきまして、一般会計からの繰入金でございますが、総額で収入済額が9,039万2,796円で、前年度比353万364円の増となっております。主に保険基盤安定の繰入金であり、保険税軽減分4,790万4,425円と保険者支援分2,892万8,506円で、合わせますと7,602万2,931円となっております。

13ページ、14ページをごらんください。

第7款の繰越金であります。収入済額は1億5,835万4,616円で、前年比423万1,676円の減となっております。平成29年度からの繰越金でございます。

その他諸収入等を含めまして、16ページの一番下の合計の収入済額でございますが、17億2,846万2,570円、前年度比1億8,957万7,403円の減となっております。

続きまして、歳出の状況について主なものを説明させていただきます。

17ページ、18ページをごらんください。

第1款総務費でございますが、773万8,271円で、前年比100万円ほど減になっております。主な要因は、制度改正に伴うシステム改修費の減でございます。

次に、19ページ、20ページをごらんください。

国民健康保険の主な歳出となります第2款保険給付費でございますが、支出済額が9億2,058万7,534円で、前年比741万2,509円の増でございます。

第1項の療養諸費は、医療費の保険者負担のものですが、8億6,002万3,591円、前年比225万3,458円の減となっております。

第2項の高額療養費につきましては1億201万4,273円、前年度比615万4,497円の増となっております。

21ページ、22ページをごらんください。

第4項出産育児諸費ですが、1,174万9,670円、前年比336万1,470円の増額となっております。これは出産件数の増によるものです。

続いて、23ページ、24ページをごらんください。

第3款国民健康保険事業納付金5億3,718万8,365円でございますが、これは先ほど申し

上げましたとおり、平成30年度から県が事業主体となったことから県に納付する金額となっております。

ページ飛びまして、27ページ、28ページをごらんください。

第6款の保険事業費ですが、総額で2,771万1,991円、前年度比592万3,795円の増でございます。主なものといたしまして、データヘルス計画策定支援業務委託料と糖尿病性腎症重症化予防対策委託料となっております。

第7款の基金積立金ですが、1億2,845万3,867円の積み立てを行っております。これにつきましては利子分も含まれているものでございます。

平成30年度末の基金の保有額は2億2,293万5,666円となっております。

29ページ、30ページをごらんください。

第9款の諸支出金ですが、2,444万7,963円、前年比507万7,841円の減でございます。支出の主なものは、第1項償還金及び還付加算金で、31ページ、32ページの第7目療養給付費等の償還金が2,255万5,264円となっております。

33ページ、34ページの一番下の欄をごらんください。

歳出合計ですが、16億4,612万8,075円、前年比で1億1,335万7,282円の減となっております。

最後に、35ページをごらんください。

実質収支に関する調書でございますが、収入総額が17億2,846万2,570円、歳出総額が16億4,612万8,075円、歳入歳出差し引き額が8,233万4,495円、これは次年度への繰り越しとなります。

続きまして、直営診療所勘定について説明をさせていただきます。

41ページ、42ページをごらんください。

主な歳入について説明をいたします。

第8款繰入金ですが、3,282万4,890円で、前年比629万2,890円の増となっております。一般会計からの運営交付金、運転資金貸付金などのための繰り入れを行っております。

1枚めくっていただきまして、歳入の合計は4,828万8,259円となり、前年度比638万7,089円の増となっております。

続きまして、歳出ですが、45ページ、46ページをごらんください。

第1款総務費として施設管理費が3,748万4,423円でございます。主なものは指定管理に係る運営交付金と運転資金貸付金等でございます。また、第2款医業費として医療用備品購

入で電子カルテシステム、画像診断システムの更新を行いまして837万円、平成29年度損失補填が243万3,836円となっております。

歳出の合計は4,828万8,259円で、前年度比648万5,523円の増でございます。

47ページの実質収支に関する調書ですが、歳入総額、歳出総額とも4,828万8,259円となっております。

以上で孺恋村国民健康保険特別会計歳入歳出決算についての説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（松本 幸君） 認定第3号 介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、住民福祉課長。

〔住民福祉課長 熊川真津美君登壇〕

○住民福祉課長（熊川真津美君） 認定第3号 平成30年度孺恋村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について説明させていただきます。

初めに、事業勘定になりますが、決算書5ページ、6ページをごらんください。

事項別明細書により説明させていただきます。

主な収入といたしまして、第1款の保険料ですが、2億4,487万9,300円となっております。前年比で234万9,200円の増となっております。

第3款の国庫支出金ですが、2億1,516万6,812円、前年度比850万5,171円の増となっております。主なものといたしまして介護給付費負担金が434万5,667円、財政調整交付金が384万4,000円の増となっております。

続きまして、7ページ、8ページをごらんください。

第4款の支払基金交付金ですが、これは2号被保険者が納付した介護保険料を支払基金から交付されるもので2億3,764万6,665円、前年比831万1,665円の増となっております。平成30年度は平成29年度の介護給付費の確定による精算分が過年度分として385万7,665円入っております。

また、第5款の県支出金ですが、1億2,656万4,105円で、前年比353万9,340円の増となっております。

次に、9ページ、10ページをごらんください。

第8款の繰入金でございますが、1億2,307万1,134円で、前年比15万5,523円の増となっております。繰入金につきましては一般会計からの繰入金のみでございます。

続きまして、11ページ、12ページをごらんください。

第9款繰越金でございますが、1億246万1,968円で、前年比311万7,309円の減でございます。

以上、その他諸収入を含めまして、13ページ、14ページになりますが、歳入の合計が10億5,184万3,106円、前年比1,989万6,671円の増でございます。

続きまして、歳出の状況について主なものを説明させていただきます。

15ページ、16ページをごらんください。

第1款総務費では、昨年度第7期介護保険事業計画を作成しました業務委託費が240万円ほど減になりまして、1,274万1,171円となっております。

次に、第2款保険給付費でございますが、8億2,583万4,539円、これにつきましては17ページ、18ページにあります第2目地域密着型介護サービス給付費が1,648万9,955円の増となっております。これは村内に該当施設が開所したことによりサービス費の給付が伸びたと考えられます。

また、第3目施設介護サービス給付費も前年度比635万7,661円の増額となっております。ページ飛びまして、21ページ、22ページをごらんください。

第4款地域支援事業費ですが、5,335万9,557円で、前年比32万4,058円の増でございます。内容といたしましては、地域包括支援センターの運営や認知症施策の推進など、地域包括ケアシステムを推進していく事業の経費となっております。

大きく飛びまして29ページ、30ページをごらんください。

第6款基金積立金ですが、3,025万422円で、前年比745万519円の減でございます。

第8款諸支出金でございますが、1,331万2,450円、前年度比925万7,894円の減です。これにつきましては、国庫支出金等の過年度分の返還金が前年度に比べ減少したものです。

次のページをごらんください。

歳出合計9億3,549万8,139円、前年度比601万3,672円の増でございます。

33ページ、実質収支に関する調書をごらんください。

歳入総額が10億5,184万3,106円、歳出総額が9億3,549万8,139円、歳入歳出差し引き額が1億1,634万4,967円で、次年度への繰り越しとなります。

続きまして、介護サービス勘定について説明させていただきます。

39ページ、40ページの事項別明細書をごらんください。

主な歳入について説明させていただきます。

第1款サービス収入ですが、517万1,400円、前年度比1万5,800円の増でございます。こ

れはケアプラン等の作成に係る収入でございます。

第2款の一般会計繰入金として1,241万3,246円、前年比275万6,792円の減でございます。歳入合計は1,758万4,646円で、前年比274万992円の減となっております。

次に、歳出でございますが、41ページ、42ページをごらんください。

第1款事業費ですが、ケアプラン作成に係る人件費、事業所への委託、ケアマネジメント委託などの事業費として、合計で1,758万4,646円、前年比274万992円の減となっております。

歳出合計で1,758万4,646円、前年比274万992円の減となっております。

最後に、43ページの実質収支に関する調書をごらんください。

歳入総額、歳出総額ともに1,758万4,646円となっており、差し引き額はゼロとなっております。

以上で孺恋村介護保険特別会計歳入歳出決算についての説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（松本 幸君） そのままいてください。

○住民福祉課長（熊川真津美君） はい。

○議長（松本 幸君） 認定第4号 後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、住民福祉課長。

〔住民福祉課長 熊川真津美君登壇〕

○住民福祉課長（熊川真津美君） 認定第4号 平成30年度孺恋村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について説明させていただきます。

初めに歳入ですが、決算書の5ページ、6ページをごらんください。

事項別明細書により説明させていただきます。

まず、主な歳入でございます。第1款の保険料といたしまして1億545万6,000円の収入済みで、前年比197万2,600円の増となっております。

第4款の繰入金でございますが、3,707万9,445円、前年比で19万1,876円の増となっております。全額一般会計からの繰入金でございます。

次に、7ページ、8ページをごらんください。

5款の諸収入でございますが、521万470円で、前年比10万8,244円の増となっております。主なものは第3項の受託事業収入ですが、これは広域連合からの特定健診受託収入となっております。439万7,170円、前年比11万5,682円の増です。

9ページ、10ページをごらんください。

第14款国庫支出金でございますが、後期高齢者医療制度円滑運営費補助金といたしまして75万6,000円の歳入でございます。これは平成30年度医療システムの改修を行いまして、これに伴う補助金となっております。

歳入総額が1億4,916万1,925円となり、前年比336万8,720円の増でございます。

続きまして、歳出の状況について主なものを説明させていただきます。

11ページ、12ページをごらんください。

第1款総務費ですが、250万9,585円で、前年比72万1,185円の増で、主な要因はシステム改修費です。

第2款の広域連合納付金ですが、医療保険料分1億510万1,300円を含む1億4,084万4,144円で、前年比236万7,647円の増となります。

13ページ、14ページをごらんください。

第4款保険事業費でございますが、539万7,396円、前年比38万7,788円の増となっております。主な内容は特定健診委託料、人間ドックの補助金でございます。

歳出合計で1億4,913万4,255円となっております。

15ページの実質収支に関する調書をごらんください。

歳入総額1億4,916万1,925円、歳出総額1億4,913万4,225円、歳入歳出差し引き額2万7,700円となっております。

以上で後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についての説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（松本 幸君） 認定第5号 簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、上下水道課長。

〔上下水道課長 宮崎 忠君登壇〕

○上下水道課長（宮崎 忠君） 認定第5号、平成30年度嬭恋村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算書について説明いたします。

初めに、簡易水道事業の概要ですが、安全な水の安定供給と施設の適正な維持管理に努めました。主な工事としまして、砂井及び西窪地区において石綿管布設がえ工事の実施、田代及び大笹地区において老朽管布設がえ工事と干俣地区の舗装本復旧工事、万座地区においてポンプ井更新工事を行い、バラギ小水道テレメーター更新事業等を行いました。また、配水池の清掃や経営戦略策定のための固定資産調査評価業務を行いました。

主な増減は、歳入では分担金が177万3,000円の増、使用料が127万4,000円の増、県補助金が185万9,000円の増、繰入金が332万円の増、工事費の増加に伴い村債が1,380万円の増となり、繰越金が1,445万1,000円の増となったものが歳入の主な増減です。

歳出では、簡易水道整備事業が3,917万円ほど増、経営戦略支援業務委託金が959万円の増と、台帳デジタル化業務委託金が250万円ほど減となりました。

まず、決算書1、2ページの歳入をごらんください。

第1款分担金、負担金は万座簡易水道ポンプ井更新工事に伴うもので、177万3,200円です。

第2款使用料及び手数料、第1項使用料の収入済額は8,567万2,694円で、前年比127万3,657円の増額です。

第4款県支出金、第1項県補助金の収入済額490万円ですが、砂井簡易水道と西窪簡易水道の石綿管布設がえ工事分です。

第6款繰入金、第1項一般会計繰入金の収入済額は5,130万円でした。

第7款繰越金、第1項繰越金1,858万1,505円でした。

第8款諸収入につきましては、第3項雑収入は201万4,408円ですが、消費税還付金、次亜塩素量水器等の売り上げによるものです。

第9款村債、第1項特別地方債は4,720万円でした。砂井、西窪、田代、大笹、バラギ、万座の水道施設更新工事と経営戦略策定委託によるものです。

歳入合計2億1,144万2,807円で、前年比4,191万8,663円の増額です。

次に、3ページ、4ページをごらんください。

歳出ですが、第1款衛生費、第1項簡易水道管理費、支出済額1億4,793万8,850円と前年比4,815万9,789円の増額となっていますが、簡易水道整備事業費が3,917万1,880円の増、経営戦略支援業務委託金が959万8,400円ほど増となったものが主なものです。

第3款公債費、第1項公債費は4,716万7,958円で、399万4,620円の減額となっています。

歳出合計1億9,510万6,808円で、前年比4,416万5,169円の増額です。

次に、歳出の概要ですが、9、10ページをごらんください。

第1項簡易水道管理費、第1目一般管理費の主なものとしましては、11節電気料575万2,960円、施設修繕費825万1,246円、12節水質試験委託料130万7,124円、13節簡易水道組合管理事務委託料349万5,868円、メーター検針委託料113万3,086円、次の12ページをごらんください、貯水槽清掃委託料102万600円、経営戦略支援業務委託料1,212万8,400円、水道

台帳デジタル化業務委託料148万円、16節定期交換用量水器720万2,952円、管理用材料費166万5,946円等でございます。

その下の簡易水道整備事業は、設計委託料290万5,200円、工事費6,866万2,400円で、砂井簡易水道石綿管布設がえ工事、上の貝簡易水道老朽管布設がえ、バラギテレメーター更新工事、西窪簡易水道配水池整備工事、田代・大平舗装本復旧工事です。

29年度繰越明許費として、経営戦略策定委託料が592万6,400円、万座簡易水道工事補助金411万円、不用額123万3,600円です。

最後に、15ページの実質収支に関する調書をごらんください。

歳入総額2億1,144万2,807円、歳出総額1億9,510万6,808円、繰越明許費560万円で、実質収支額1,073万5,999円となっています。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（松本 幸君） 認定第6号、上水道事業会計決算認定について、上下水道課長。お願いします。

〔上下水道課長 宮崎 忠君登壇〕

○上下水道課長（宮崎 忠君） 続いて、認定第6号、平成30年度孺恋村上水道事業決算報告書について説明いたします。

上水道事業におきましては、施設の維持管理等により安全な水の安定供給に努めました。具体的には、老朽化した配水管の布設がえ工事や配水池の不断水清掃の実施、また大口径配水管布設がえ準備の測量設計を進め、有収率の改善に向けた漏水調査、経営戦略策定のための耐震診断を行いました。

主な増減は、収益的収入では給水収益の増加、過年度分固定資産修正益の計上による増加、収益的支出では職員給与の減額、委託費、修繕費、材料費が増加しました。また、過年度分固定資産修正損の計上により増となりました。

以上が主な増減です。

資本的支出は、配水管布設工事費の増加と企業債償還金が増加となりました。

初めに、1ページをごらんください。

収益的収入及び支出ですが、収入の部、第1款水道事業収益は、決算額9億3,752万4,763円です。内訳は、第1項営業収益が1億8,726万7,486円、第2項営業外収益は1,182万2,623円、第3項特別利益は7億3,843万4,654円で、第1款水道事業収益が前年度比7億3,376万337円の増となりました。この増額は過年度分固定資産修正益が大半を占めていま



す。

次に、支出ですが、第1款水道事業費用の決算額は8億2,593万7,524円です。内訳は、第1項営業費用1億3,887万4,555円、第2項営業外費用は1,001万6,356円、第3項特別損失は6億7,704万6,613円で、前年比第1款事業費用が6億9,129万8,178円の増となりました。この増額は過年度分固定資産修正損が大半を占めています。

次に、2ページの資本的収入は該当ありませんでした。

次に、支出ですが、第1款資本的支出の決算額は5,657万3,600円と前年比495万2,298円の増額です。

第1項建設改良費は2,494万8,654円です。主に老朽化した配水管の布設がえ工事等です。第2項企業債償還金は3,162万4,946円でした。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額5,657万3,600円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額182万5,440円と過年度損益勘定留保資金5,474万8,160円で補填いたしました。

次に、3ページの損益計算書をごらんください。

1、営業収益から2、営業費用を差し引いた額は3,760万9,511円で、前年比1,172万6,615円の減額です。委託及び材料費の1,636万8,785円の増額が主な原因でございます。

次に、3、営業外収益から4、営業外費用を差し引いた額は183万9,452円で、当年度計上利益は3,944万8,963円でした。

5、特別利益は過年度分固定資産修正益によるもので、7億3,843万4,654円です。

また、6、過年度分固定資産修正損の特別損失は6億7,686万4,510円です。

当年度純利益は1億101万9,107円と前年度繰越利益剰余金5億8,817万7,291円を合わせて当年度末処分利益剰余金は6億8,919万6,398円です。

次に、4ページの剰余金計算書をごらんください。

まず、資本剰余金の部ですが、一番下の欄中ほどの30年度末資本剰余金残高は351万718円です。

次に、利益剰余金の部ですが、一番上段の前年度末残高の利益剰余金5億9,017万7,291円に当年度変動額1億101万9,107円を加えた30年度末の利益剰余金残高は6億9,119万6,398円です。

次に、6ページの貸借対照表をごらんください。

1、固定資産は有形固定資産合計が13億717万3,265円、その他無形固定資産、投資、そ

の他の資産を加え、固定資産合計13億2,038万1,115円です。固定資産の明細が14ページにありますので、後でごらんいただきたいと思います。

次に、2、流動資産ですが、合計5億6,868万5,885円で、前年比2,926万6,184円の増額です。資産合計18億8,906万7,000円です。

次に、負債の部ですが、4、固定負債3億65万5,246円です。

次に、7ページ、5、流動負債合計は3,817万5,227円で、6、繰延収益合計は1億5,734万6,005円です。負債合計額は4億9,617万6,478円です。

資本の部は、8、剰余金、(1)資本剰余金、ロ、受贈財産評価額351万718円、(2)利益剰余金、イ、減災積立金200万円、ニ、当年度末処分利益剰余金6億8,919万6,398円です。4ページの剰余金計算書でご確認ください。資本合計13億9,289万522円です。また、再資本合計では18億8,906万7,000円で、前年比5,612万2,180円の増額です。

次に、10ページをごらんください。

平成30年度キャッシュ・フローですが、1、業務活動によるキャッシュ・フローにつきましては、主なものは当年度純利益がプラス1億101万9,107円、減価償却費がプラス7億1,527万4,125円と、長期前受金の戻入額がマイナス1,086万616円、支払い利息プラス821万9,036円、未収金の増減はマイナス243万7,935円、未収金の増減はマイナス1,162万3,416円、棚卸資産の増減額がプラス26万2,600円、未払い消費税の増減ではマイナス251万8,600円などにより、業務活動によるキャッシュ・フローはプラス7億8,981万4,975円となっております。

2、投資活動によるキャッシュ・フローは有形固定資産の取得による支出の減少がマイナス7億5,654万2,504円と無形固定資産の取得による支出の減少がマイナス149万2,327円と無形固定資産の売却による収入が1,569万円となり、投資活動によるキャッシュ・フローは7億4,303万5,831円の減少となりました。

3、財務活動によるキャッシュ・フローは、建設改良等の財源に充てるための企業債の償還による支出の減少がマイナス3,162万4,946円などにより、マイナス3,193万160円となりました。資金増加額は1,484万8,984円で、資金期首残高4億7,433万7,092円、資金期末残高4億8,918万6,076円でした。

また、8、9ページの事業報告と11ページ以降の収益費用明細につきましても、後でごらんいただきたいと思います。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（松本 幸君） 認定第7号 公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、上下水道課長。

〔上下水道課長 宮崎 忠君登壇〕

○上下水道課長（宮崎 忠君） 続きまして、認定第7号、平成29年度孺恋村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書について説明いたします。

公共下水道事業では、経年劣化に伴う施設修繕や機器の交換時期を迎えており、平成30年度より下水道ストックマネジメント計画の作成に着手いたしました。

修繕の主な内容は、マンホールポンプやふたの交換、水質浄化センター、汚泥脱水機ろ布交換、ポンプ修繕等です。また、マンホールポンプ等の清掃点検を行うとともに管渠清掃を継続実施し、施設の維持管理に努めました。

主な増減は、歳入では使用料の減額、ストックマネジメント計画策定に伴う補助金の増額です。歳出では施設修繕費の減額、ストックマネジメント計画策定の委託費の増加が主な項目です。

最初に、1ページ、2ページの歳入をごらんください。

第1款分担金及び負担金ですが、第1項分担金収入67万2,000円で、前年比4万円の増額でした。

第2款の使用料及び手数料は6,762万6,324円、前年比159万25円の減額です。内訳ですが、対前年比、現年度分使用料161万499円の減額、滞納繰越分2万474円の増額です。

第6款繰入金、第1項一般会計繰入金は2億3,085万円で、前年比405万円の減額です。

第7款繰越金、第1項繰越金は697万7,832円でした。

第8款諸収入、第2項雑入は5万7,464円でした。

歳入合計3億1,048万3,620円で、対前年比265万2,845円の減額でございます。

次に、歳出ですが、3ページ、4ページをごらんください。

第1款下水道費、支出済額5,988万1,085円でした。内訳ですが、第1項業務管理費5,029万617円と691万556円の減額でした。また、第2項下水道事業費は959万468円で、前年比623万8,591円の増額でした。

第3款公債費、第1項公債費、支出済額2億4,347万3,363円でした。

歳出合計3億335万4,448円と前年比280万4,185円の減額でございます。

次に、歳出の概要ですが、9ページ、10ページをごらんください。

第1項業務管理費、第2目管渠管理費ですが、主なものは、11節電気料452万3,024円、

施設修繕費487万7,280円ですが、芦生田、今井地区親子ぶた修繕253万8,000円、芦生田地区マンホールポンプ修繕183万6,000円が主なものです。また、13節委託費ではマンホールポンプ管渠の点検清掃委託料等で357万4,800円などがございます。

11、12ページをごらんください。

処理場管理費の主なものは、11節電気料469万5,524円、汚泥脱水機ろ布洗浄ポンプ修繕費が194万4,000円です。13節処理場維持管理委託料1,110万2,400円、汚泥処分委託料383万3,434円等です。

次に、第2項下水道事業費ですが、第1目公共下水道事業費959万468円で、主なものは、13節ストックマネジメント計画策定委託費888万円と15節工事費で公共ます新設工事で60万4,800円でございます。

最後に、15ページの実質収支に関する調書をごらんください。

歳入総額から歳出総額を差し引いた歳入歳出差し引き額及び実質収支額は712万9,172円です。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（松本 幸君） 認定第8号 農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、上下水道課長。

〔上下水道課長 宮崎 忠君登壇〕

○上下水道課長（宮崎 忠君） 引き続き、認定第8号、平成30年度孺恋村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書について説明いたします。

農業集落排水事業では、供用開始の早かった田代、干俣地区において経年劣化が進行していますが、マンホールポンプの点検や管路施設の調査を実施し、田代地区3カ所のマンホールポンプ修繕、干俣地区処理施設のロータリーコネクター等の修繕を実施しました。

主な増減は、歳入では最適整備コースを策定完了による増減、浄化槽設置基数の減少により国庫支出金と県支出金の減額がありました。歳出では最適整備コースの策定が完了したことによる減額と浄化槽設置基数の減少による浄化槽設置工事費の減による減額が主な増減です。

決算書の1ページ、2ページをごらんください。

初めに、歳入の第1款分担金及び負担金ですが、第1款分担金は収入済額180万円で、前年比38万円の増額です。収入の内訳は、集落排水100万円、個別排水整備事業分担金80万円となっております。

第2款使用料及び手数料、第1項の使用料収入済額6,419万3,423円で、前年比49万8,421円の増額です。内訳は、第1目集落排水使用料4,706万7,664円、第2目個別排水使用料の収入済額は1,712万5,759円です。

第3款国庫支出金は450万円、第4款県支出金は57万4,000円で、前年比、国庫支出金1,087万5,000円の減額、県支出金は30万円の減額でした。

第6款繰入金、第1項一般会計繰入金は1億1,035万円で、前年比405万円の減額です。

第7款繰越金、第1項繰越金は698万3,582円です。

第8款諸収入、第2項雑入は19万1,280円です。

歳入合計1億9,009万2,285円で、対前年比1,301万5,280円の減額でございます。

次に、歳出ですが、3ページ、4ページをごらんください。

第1款農業集落排水事業費は、支出済額8,352万3,337円で、前年比951万7,440円の減額です。第1項業務管理費の支出済額は5,609万7,737円と前年比232万8,843円の増額です。第2項農業集落排水事業費は、支出済額2,742万5,600円で、前年比1,184万6,283円の減額です。

第2款公債費、第1項公債費につきましては9,945万8,428円で、362万4,778円の減額です。

歳出総額1億8,298万1,765円となり、前年比1,314万2,218円の減額でした。

歳出の内容ですが、11ページ、12ページをごらんください。

第1目の総務管理費は2,162万640円でした。

第2目の管渠管理費は997万6,354円で、主な経費としましては、11節電気料269万8,295円と施設修繕費258万6,600円、13節委託費はマンホールポンプ点検、管路清掃委託費などで398万5,200円です。

また、第3目の処理場管理費は支出済額2,450万743円で、次の13、14ページをごらんください。主なものは、11節電気料820万3,256円、施設修繕費222万4,800円で、修繕費の内訳としまして、干俣ロータリーコネクター修繕136万800円、干俣汚泥活性炭交換は86万4,000円です。また、13節は、処理場維持管理業務委託料913万6,800円等でございます。

13ページの中ほどをごらんください。

第2項農業集落排水事業費、第1目の農業集落排水事業費の支出済額は65万2,854円で、15節農業集落排水工事費の52万9,200円が主なものです。

次に、第2目の個別排水整備事業費は、支出済額2,677万2,746円で、前年対比180万

9,264円の減額となっており、主な経費ですが、11節施設修繕費が147万7,292円で、浄化槽ブローア交換などがございます。

15ページをごらんください。

12節汚泥引き抜き清掃料が852万4,656円、13節浄化槽保守管理委託料としまして863万7,312円、15節個別合併浄化槽設置工事費746万2,800円で、これは前年比343万4,400円の減となっています。

最後に、17ページの実質収支に関する調書をごらんください。

歳入総額1億9,009万2,285円、歳出総額1億8,298万1,765円、歳入総額から歳出総額を差し引き、実質収支額711万520円でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（松本 幸君） ここで、宮崎代表監査委員から平成30年度決算監査の意見を求めます。

宮崎代表監査委員さん、登壇願います。

〔監査委員 宮崎判次君登壇〕

○監査委員（宮崎判次君） 宮崎です。よろしく申し上げます。

それでは、監査の意見として何点か申し上げたいと思います。

まず、監査の対象となる項目ですけれども、一般会計、特別会計の決算書を主力で見えます。それと基金運用の状況、これが平成30年度の群馬県証紙購入基金、平成30年度嬭恋村収入印紙購入基金、それと公営企業会計、これ水道関連です。

審査の期間ですが、令和元年、ことしの8月5日から8月7日の3日間で行いました。

審査の手続としては、一般会計及び特別会計の審査を行いまして、実質的な財政に対する調書について、まず決算の数字が的確であるか、予算は議決の趣旨に沿い適正かつ効率的に執行されているか、収入、支出の事務は会計法規に準拠し適正に処理されているか、財産の取得・管理・処分は適正になされているか等を主眼に証拠書類等を照合して監査いたしました。

そうしまして、もう一つの基金に関しても同じです。基金台帳の整理簿と適正に記帳されて一致しているか、基金の取り崩しは適正か、基金の設置目的に従って确实かつ効率的に運用されているか。それに公営企業の関係では、これは本来の目的である福祉を増進するように運用されているかに主眼を置いて、これも同じ関係帳票、証拠書類等を照合して説明を求めて行ったということです。

審査の結果として、一般会計及び特別会計に沿っては、1として決算の計数は関係帳票、

証拠書類、指定金融機関の収納・支出の各計数と合致し、正確であることが認められた。

2として、予算の執行は議決の趣旨に沿い、おおむね適正かつ効率的に行われたものと認められた。

3として、収入、支出の事務は関係法規に準拠し、おおむね適正に処理されているものと認められた。

4として、財産の取得、管理及び処分はおおむね適正になされているものと認められた。基金の運用状況ですけれども、基金の運用は適正に行われている。

収支の決算、記帳整理はおおむね適正に行われている。

現金出納帳での管理は少し改善が必要と思われるということと、公営企業は決算証書、経営成績、財政状況を適正に表示しており、その計数は正確である。事業の運営に当たってはおおむね適正であると認められた。

審査の意見として、総括的には30年度の実質収支に関する調書、収入総額81億円、あと細かいところは省きます。支出総額75億円、収入支出差し引き額6億円と繰り越しが7億です。実質収支額は3億6,000万円というところです。

経常収支比率が87.3%となり、目標的には70%以下を目指している以上、かなり改善の必要があると認められました。

また、財政力指数の0.45%は前年より微増で、今後も財政面の強化を図る以外にないということです。

それと歳入では、一般会計の歳入が81億円、前年対比で2億円減少となっている。収入済額の主な約款で見ると、収入の根源である村税の18億円、前年比1.34%減少、歳入全体で村債が7億円で大きく増加、繰入金が5億円減少し影響していると。また、村税の内訳では、前年対比村民税が5,000万円減少したが、固定資産税が2,600万円の増加で、入湯税259万円減少し、軽自動車税が173万円の微増となり、影響したと。

審査意見として、財政状況が厳しい中、実質公債費比率は目標であった15%を7年連続で下回り、8.6という数字になりまして、昨年よりは0.4%悪化しているが、許容範囲の中にあると思います。努力の姿も見られたということです。ただし、県下の実質公債費比率の低い町村に近づける努力はしてほしいということです。

今後も住民サービスを停滞させることなく、住民の理解を得ながら一層行政改革を進める必要があると。

村税の収入未済額が1億円台にことしもありましたので、昨年よりは17.5%は減って改

善はされているけれども、まだまだ改善する余地があると思いますので、努力はしてほしいということです。

それと、村内の経済状況を未来に向けて投資も必要と考える。特に雇用の拡大と地価を上げる施策を積極的に推進することが望まれるということです。

それと、あと歳出では、歳出の総額は75億円、前年比3.79%の減少となって、その中で増額的に大きかったのは消防費127%増、教育費が13.5%増、あとはその他であります。減少したもので大きいのが総務費44.9%減、あと農林水産、議会、商工費と減少になっております。

意見として、平成30年度の歳出では、行財政改革に取り組んでいる努力の姿は見えた。総合計画推進においても村内外の意見を聞き、知識として改善すべきは改善し、実行に移すことが重要と思われる。

基金に関する調書、意見としましては、基金の総額は39億円台で、設置目的に従って運用されており、適正な管理がなされていると。資金運用も研究して利潤を図るべく考慮すべきと思われるということで、普通預金、定期預金以外に運用もあるんじゃないかという意味のことです。

それから次は、議会費とか総務費とか、その辺は後で見ていただいて、最後に、特別会計の部門で、国民健康保険のほうは毎回同じようなことしか書いてないんですけども、県下でも65歳以上の高齢者1人当たり医療費が少ないので、会計上も継続推進願いたいということと、簡易水道、公共下水道、農業集排、この辺はどうも収入未済額が結構ありまして、解消に努力はしているんですが、もう少し努力は必要でしょうということで書いておきました。

それと、介護保険は高齢化率が0.6%上がり35.5、上昇傾向であるが、今後も介護予防を積極的に推進願いたいということで書いておきました。

あとは、後期高齢者医療特別会計、これも同じことで、今後も高齢化が進み、会計規模を増大する傾向にある。年をとって、これからも元気でいられる教育を若いうちから始めるべきであると書いておきました。

それと、水道関連は、ここにはちょっと書いていないんですけども、公営企業の会計としては役場の会計と少し違うところもあって、一般法人に少し近づけるのかなという状況の方法で、今取り組んでいるような感じなんで、我々が知っている範囲の一般法人と同じような見方で今後は見ていきたいと、そんなふうに感じました。

以上です。



○議長（松本 幸君） ただいまの審査意見に対して質疑がありましたらお願いします。

[発言する者なし]

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、審査意見に対する質疑を終了します。

休憩します。

休憩 午後 零時 26分

再開 午後 1時 16分

○議長（松本 幸君） 再開します。

次に、本案について総括質疑を行います。

質疑がありましたらお願いします。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） それでは、総括質疑をします。

初めに、決算審議はややもすると過ぎたことだからと思われがちです。私は、村民の方々が納めてくれた税金の使われ方を検証し、今後に活かしていく大事な審議と考える立場で臨んでおります。その立場を基本にして総括質疑を行います。

まず1つ目は、平成30年度の予算編成時に行った村長の表明に対して、村長がどう評価され、今後についてどう考えているのかを伺いたいと思います。

平成30年度予算の3つの柱は、1つ、健やかな成長を支える子育て、教育環境の充実、2つ、防災・減災対策の強化、3、快適な暮らしをつくる生活基盤の確保となっております。

先ほど述べたように、私は決算審査を行う意義は、予算を議決した趣旨と目的に沿って適正に、そして効率的に執行されたかどうか、また、どのように効果があったのかをしっかりと検討し、今後の行財政運営に活かしていくものと考えております。3つの柱について幾つか実際に行った施策を示し、その結果の評価はどう思うのか。村民の反応など、そして次年度または今後にどのように活かしていこうとしているのかを説明願います。

2つ目は、副村長の配属に対する考えを伺います。

令和元年度7月より副村長を配属しました。このことは、よりよい村行政を進められることを願う立場から歓迎しているところです。副村長の配属については、以前から議会全体としても要望し続けてきた課題でしたが、熊川村長は前の期のときには配属しないで任期を終

えました。今回の配属は村長としてどのような考えで行ったのか、そして副村長の配属で今後の行財政運営をどのように進めたいと考えているのか、その説明をお願いいたします。

以上、大きく2点について質問します。よろしくをお願いいたします。

○議長（松本 幸君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 伊藤議員の平成30年度予算の決算に対する総括質疑ということでご質問をいただきました。

1番目に、健やかな成長を支える子育て、教育環境の充実、2点目で防災・減災対策の強化、3点目で快適な暮らしをつくる生活基盤の確保という3本柱で平成30年度の予算は基本方針として編成をしてきたところでございます。その結果の評価及び今後どう生かしていくのかというご質問でございました。

具体的にお話をさせてもらいたいと考えています。

まず、子育て及び教育環境の充実でございますが、これにつきましては議会の皆様のご協力をいただきまして3期目を迎えることとなりましたが、給食費及び保育料の無料化や教材費への補助を実施し、同時に学童保育や放課後子ども教室などの充実を図ったところでございます。

また、ハード面といたしましては、東部保育所の改修に5,900万円、西部小の体育館及びプールの建設に8億5,300万円を投じて教育環境の充実を図ってまいったところでございます。

次に、防災・減災対策に関してでございますけれども、火山と共生する本村にとって、火山防災は重要な政策課題と考えておりますので、これに対応するため、昨年度は浅間山大規模噴火に備えたハザードマップの作成を行いました。また、ハード面では2億9,700万円をかけて防災無線のデジタル化を行い、より迅速な情報伝達システムの確立を図ったところでございます。

このほか防災対策といたしましては2億1,400万円をかけて、村内の道路脇ののり面工事や橋梁の修繕も行っております。

次に、生活基盤の確保であります。公園整備事業といたしまして3,400万円、また冬期の暮らしを守るため6,600万円をかけて除雪車の購入を行いました。さらに、新たにお出かけタクシーの制度を創設し、高齢者の足の確保を図り、村民の暮らしを守る生活道整備の一環として1億3,400万円を投じて大前橋の更新を行い、今後も継続的に整備を進めていくと

ころでございます。

これらの施策に関しましては当局側で予算の編成を行い、議会のご承認をいただき、その執行を行ってきたものでございます。したがって、議会の皆様とともに全ての村民のために行っているものと考えておりますし、しっかりとその効果があるものと考えておるところでございます。

また、これらの施策をより効果的にするには、これらを継続的に行っていくことも肝要であると考えております。今後におきましても、議会の皆様のご意見をいただきながら、事業の継続、充実を図ってまいりたいと考えておりますので、さらなるご理解、ご協力をお願いするものでございます。

また、2点目の副村長に関するご質問でございますが、今回は決算に関する総括質疑でございますので、この場での質疑に関しましては疑問を感じるものがございます。したがって、今回は、今後におきましては副村長と協力しながら、より円滑な充実した村政の執行を図ってまいりたいとのみ申し上げ、このことに関する答弁とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（松本 幸君） ほかに質疑がありましたらお願いします。

[発言する者あり]

○議長（松本 幸君） 伊藤洋子議員、再質問はできません。

ほかにありますか。

[発言する者なし]

○議長（松本 幸君） ご質問はありませんので、総括質疑を終了します。

お諮りいたします。本案の審議は中日9日に行うこととし、本日から8日まで議案調査にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（松本 幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は本日から8日まで議案調査といたします。

---

#### ◎発委第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松本 幸君） 日程第18、発委第2号 婦恋村議会傍聴規則の一部改正についてを議

題といたします。

本案について提出者の説明を求めます。

議会運営委員長、大久保守君。

〔議会運営委員長 大久保 守君登壇〕

○議会運営委員長（大久保 守君） 発委第2号 婦恋村議会傍聴規則の一部改正について、提案理由を説明いたします。

個人情報保護の観点から現行の傍聴人受け付け簿ではなく、傍聴人受け付け票に改め、傍聴人が傍聴受け付け票を傍聴受け付け箱に投函し、議会事務局において傍聴人の個人情報を管理するように改正するものであります。

以上、提案理由といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（松本 幸君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案について討論を行います。ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立多数であります。

よって、発委第2号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第39号及び議案第40号の上程、説明

○議長（松本 幸君） 日程第19、議案第39号及び日程第20、議案第40号については、本日、提案説明と全員協議会での詳細説明を行い、再開日まで議案調査にしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本 幸君） 異議なしと認めます。

よって、議案第39号及び議案第40号は全員協議会で意見調整し、再開日に採決すること  
にいたします。

日程第19、議案第39号 嬭恋村印鑑条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第39号の提案理由を説明させていただきます。

コンビニエンスストア等でのシステムを用いた証明書交付サービスの導入に当たり、個人  
番号カード、いわゆるマイナンバーカードを使用した印鑑登録証明書の交付申請手続に関し  
必要な事項を定めるために、嬭恋村印鑑条例の一部を改正するものでございます。

詳細につき担当課長より説明させます。よろしく願いいたします。

○議長（松本 幸君） 担当課長、説明ありますか。

〔発言する者あり〕

○議長（松本 幸君） ないよね。

〔発言する者あり〕

○議長（松本 幸君） 日程第20、議案第40号 嬭恋村森林環境譲与税基金条例の制定につ  
いてを議題といたします。

本案についての当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第40号の提案理由を説明させていただきます。

令和6年度から個人均等割で年額1,000円、森林環境税の課税が始まります。譲与税につ  
きましては前倒しで令和元年度から市町村に譲与されます。単年度で森林環境譲与税に見合  
った事業を実施することは困難であることから、用途の明確化が必要なことであることから、  
基金を設置するものでございます。よろしくご指導お願いいたします。

---

◎日程の変更について

○議長（松本 幸君） お諮りいたします。日程第21から日程第26まではいずれも令和元年度各補正予算関係の関連議案であります。

よって、この際、日程を変更し、日程第21から日程第26までを一括議題にしたいと思っております。なお、本日、提案説明と全員協議会での詳細説明を行い、再開日まで議案調査にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本 幸君） 異議なしと認めます。

よって、日程は変更されました。

---

#### ◎議案第41号～議案第46号の一括上程、説明

○議長（松本 幸君） 日程第21から日程第26までを一括議題といたします。

本案について当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第41号 令和元年度婦恋村一般会計補正予算（第3号）から議案第46号までの各特別会計補正予算につきまして、主な提案理由の説明をさせていただきます。

まず、一般会計でございますが、歳入歳出それぞれ3億5,628万9,000円を追加し、歳入歳出総額72億103万1,000円とするものでございます。

歳入につきましては、国県支出金が343万9,000円の増額、繰越金につきましては、平成30年度決算が確定したことにより2億1,869万1,000円の増額となりました。

歳出につきましては、総務費においては地財法第7条に基づく積み立てとして財政調整基金積立金に1億8,434万6,000円を補正させていただきました。その他、鎌原観音堂周辺整備事業として土地の購入代金1,266万7,000円を計上させていただいております。

民生費では、国の制度による保育料無料化が本年10月からスタートすることに伴うシステム改修として、国の全額負担となる695万4,000円を計上させていただきました。

農林水産業費では、村単土地改良事業として1,500万円、小規模農村整備事業として3,800万円、農地耕作条件改善事業として2,200万円の増額をさせていただいております。

また、環境保全型農業推進事業として、廃資材処理費用増額に伴う激減緩和措置として

259万6,000円を計上させていただきました。

土木費では、災害対応分として緊急路面維持修繕事業に1,000万円、村道維持管理事業として1,500万円の増額とさせていただきます。

他会計への繰出金でございますが、介護保険事業勘定に対し低所得者保険料軽減分として460万2,000円が増額となっております。

以上が令和元年度孺恋村一般会計補正予算（第3号）の主な内容となっております。

次に、特別会計でございますが、まず、議案第42号、国民健康保険特別会計直営診療所施設勘定は、歳入歳出それぞれ240万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3,952万1,000円とするものでございます。

次に、議案第43号、介護保険特別会計介護事業勘定は、歳入歳出それぞれ1,474万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を10億5,387万6,000円とするものでございます。

次に、議案第44号、簡易水道事業特別会計ですが、歳入歳出それぞれ1,815万円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億9,251万4,000円とするものでございます。

次に、議案第45号、公共下水道事業特別会計ですが、歳入歳出それぞれ55万円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億2,065万6,000円とするものでございます。

次に、議案第46号、農業集落排水事業特別会計ですが、歳入歳出それぞれ552万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億9,634万8,000円とするものでございます。

以上、大変雑駁ではありますが、補正予算の提案説明とさせていただきます。

なお、一般会計を初め、各会計補正予算の詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明をさせますので、慎重なるご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松本 幸君） それでは、一般会計より順次、担当課長の説明を求めます。

一般会計補正予算、総務課長。

〔総務課長 土屋和久君登壇〕

○総務課長（土屋和久君） 議案第41号 令和元年度孺恋村一般会計補正予算（第3号）の詳細説明をさせていただきます。

令和元年度孺恋村一般会計補正予算（第3号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億5,628万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72億103万1,000円とするものでございます。

4ページをごらんいただきたいと思います。

歳入歳出予算事項別明細書により概要を説明させていただきます。

歳入から説明を申し上げます。

款ですけれども、13款分担金及び負担金610万円の補正となります。15款国庫支出金343万9,000円、16款県支出金3,525万1,000円、17款財産収入105万円、19款繰入金9,154万8,000円、20款繰越金2億1,869万1,000円、次のページで21款諸収入21万円、歳入の合計ですけれども3億5,628万9,000円となります。

次に、歳出でございます。6ページをごらんいただきたいと思います。

歳出です。2款総務費2億1,055万7,000円、3款民生費1,401万1,000円、4款衛生費69万8,000円、6款農林水産業費8,696万8,000円、7款商工費861万2,000円、8款土木費2,777万1,000円、9款消防費435万2,000円、10款教育費332万円、歳出合計3億5,628万9,000円の補正額となります。

財源内訳ですけれども、その表の右側をごらんいただきたいと思います。

総額の中で国県支出金ですけれども、3,429万9,000円、その他131万円、一般財源としまして3億2,068万円となります。

次に、歳入歳出の主なものについて説明をさせていただきます。

まず、歳入からでございます。

1ページ飛んで8ページからごらんをいただければと思います。

中ほどの表、第16款県支出金の続きになります。2項県補助金、4目農林水産業費補助金3,034万7,000円、その内訳としまして、農地費補助金2,896万円、小規模農村整備事業補助金、農地耕作条件改善事業補助金等でございます。

続いて、歳出になります。10ページをお開きいただければと思います。

歳出になりますけれども、2款総務費、1項総務管理費、6目企画費、補正額2,569万3,000円、内訳としまして、鎌原観音堂周辺整備事業、総合計画策定管理事業、それから鎌原観音堂周辺活性化事業などがございます。

次の11ページをごらんいただきたいと思います。

一番下の表ですけれども、3款民生費、2項児童福祉費、4目保育所運営費、東部保育所運営事業無償化システム委託の事業でございます。

続きまして、13ページをごらんいただきたいと思います。

6款農林水産業費、1項農業費、5目農地費7,864万2,000円でございます。内訳としましては、村単土地改良事業、それから小規模農村整備事業、次のページにいきまして農地耕作条件改善事業などの工事に係るものでございます。



主な補正について、以上でございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（松本 幸君） 続いて、国民健康保険特別会計補正予算。

住民福祉課長。

〔住民福祉課長 熊川真津美君登壇〕

○住民福祉課長（熊川真津美君） それでは、議案第42号 令和元年度嬭恋村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について説明させていただきます。

直営診療所施設勘定ですが、歳入歳出それぞれ240万円を追加しまして、歳入歳出総額3,952万1,000円とするものでございます。

初めに、3ページをごらんください。

歳入の事項別明細書になりますが、第8款繰入金として一般会計からの繰入金が増が240万4,000円増となります。

次に、4ページ、歳出ですが、第2款医業費が歳入と同額の240万4,000円の増となっております。これにつきましては6ページの説明にありますように、平成30年度嬭恋村国民健康保険診療所経営損失補填の額となります。

以上で説明とさせていただきます。よろしく願いします。

○議長（松本 幸君） 続いて、介護保険特別会計補正予算。

住民福祉課長。

〔住民福祉課長 熊川真津美君登壇〕

○住民福祉課長（熊川真津美君） それでは、議案第43号 令和元年度嬭恋村介護保険特別会計補正予算（第1号）について説明させていただきます。

事業勘定ですが、歳入歳出それぞれ1,474万5,000円を追加しまして、歳入歳出総額10億5,387万6,000円とするものでございます。

まずは、3ページをごらんください。

歳入の事項別明細書になりますが、第3款国庫支出金ですが、21万6,000円の増となっております。介護保険改正対応システム改修に伴う国からの補助金となっております。

第8款繰入金ですが、460万2,000円の増、これは10月からの消費税増税に伴う低所得者保険料軽減分に伴う一般会計からの繰入金となっております。

第9款繰越金992万7,000円の増ですが、平成30年度決算における繰越金でございます。

続きまして、歳出ですが、4ページをごらんください。

第1款総務費が43万2,000円の増、第4款地域支援事業費が103万5,000円の増、第8款諸支出金が1,327万8,000円の増となっております。諸支出金につきましては、平成30年度の介護給付費の精算による返還金になります。

以上で補正予算の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（松本 幸君） 続いて、簡易水道事業特別会計補正予算。

上下水道課長。

[上下水道課長 宮崎 忠君登壇]

○上下水道課長（宮崎 忠君） 議案第44号 令和元年度婦恋村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。

歳入歳出予算の補正、第1条歳入歳出予算の補正につきまして、歳入歳出それぞれ1,815万円を増額しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,251万4,000円とするものでございます。

また、地方債の補正、第2条地方債の変更は、3ページの「第2表地方債補正」により限度額を1億3,700万円とするものでございます。

6ページをごらんください。

歳入について説明いたします。

第6款第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金148万5,000円の減額ですが、繰越金の増額や大前橋橋梁添架工事費を簡易水道事業債で予定していますので、差額の減額でございます。

第7款第1項繰越金、第1目繰越金763万5,000円の増額ですが、30年度からの繰越額の増額による補正でございます。

第9款村債、第1項特別地方債、第1目衛生費1,200万円の増額ですが、大前橋橋梁添架工事費を簡易水道工事債にて予定していることによる増額補正でございます。

7ページをごらんください。

歳出について説明いたします。

第1款第1項簡易水道管理費、第1目一般管理費1,815万円の増額ですが、一般管理費の13節水道料金システム変更に伴うデータ移行作業委託金55万円の増、15節簡易水道施設工事費1,760万円の増は、大前橋架けかえに伴う水管橋橋梁添架工事による増額をお願いするものです。よろしく願いいたします。

○議長（松本 幸君） 続いて、公共下水道事業特別会計補正予算。

上下水道課長。

[上下水道課長 宮崎 忠君登壇]

○上下水道課長（宮崎 忠君） 続きまして、議案第45号 令和元年度孺恋村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

歳入歳出予算の補正、第1条歳入歳出予算の補正につきまして、歳入歳出それぞれ55万円を増額しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,065万6,000円とするものでございます。

5ページをごらんください。

歳入について説明いたします。

第6款第1項一般会計繰入金42万1,000円の増額ですが、繰越金の増額や下水道料金システムの変更委託料の増額に伴う差額の増額でございます。

第7款第1項繰越金、第1目繰越金12万9,000円の増額ですが、30年度からの繰越額の増額による補正でございます。

6ページをごらんください。

歳出について説明いたします。

第1款第1項業務委託費、第1目総務管理費55万円の増額ですが、総務管理費の13節下水道料金システム変更に伴うデータ移行作業委託金55万円の増による増額をお願いするものです。よろしく願いいたします。

○議長（松本 幸君） 続いて、農業集落排水事業特別会計補正予算。

上下水道課長。

[上下水道課長 宮崎 忠君登壇]

○上下水道課長（宮崎 忠君） 次に、議案第46号 令和元年度孺恋村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

歳入歳出予算の補正、第1条歳入歳出予算の補正につきまして、歳入歳出それぞれ552万5,000円を増額しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,634万8,000円とするものでございます。

また、地方債の補正、第2条地方債の変更は、3ページ、「第2表地方債補正」により限度額を470万円とするものでございます。

6ページをごらんください。

歳入について説明いたします。

第1款第1項分担金、第2目個別排水整備事業費分担金50万円の増額ですが、個別合併浄化槽整備基数の増加に伴う増額でございます。

第3款第1項農集排水事業国庫補助金、第1目農集排水事業国庫補助金157万5,000円の増額ですが、先ほどと同じく個別合併浄化槽整備事業の基数の増加に伴う増額でございます。

第4款第1項県補助金、第2目浄化槽市町村整備事業県補助金99万円の増額ですが、これも同じく合併浄化槽整備基数の増加に伴う増額でございます。

第6款第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金25万円の増額ですが、繰越金の増額や下水道料金システムの変更委託料の増額に伴う差額の増額でございます。

続きまして、7ページをごらんください。

第7款第1項繰越金11万円の増額ですが、30年度からの繰越額の増額による補正でございます。

第9款第1項村債、第1目下水道債210万円の増額ですが、合併浄化槽整備事業費の分担金、補助金以外の事業費を下水道債にて予定していることによる増額補正でございます。

8ページをごらんください。

歳出について説明いたします。

第1款第1項業務管理費、第1目総務管理費27万5,000円の増額ですが、13節下水道料金システム変更に伴うデータ移行作業委託金27万5,000円の増、1款2項農業集落排水事業費、個別排水整備事業費525万円の増は、個別合併浄化槽整備基数の増加に伴う増額をお願いするものです。よろしく願いいたします。

○議長（松本 幸君） 令和元年度各会計補正予算の説明が終了しました。

議案第41号から議案第46号までは全員協議会で詳細説明を行い、再開日まで議案調査といたします。

---

#### ◎議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松本 幸君） 日程第27、議案第47号 物品購入について（第8分団消防自動車）を議題といたします。

本案について当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第47号の提案理由を説明させていただきます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年婦恋村条例第12号）第3条の規定によりまして、本案を提出するものでございます。

総務課長より詳細説明をさせます。よろしくご指導をお願いします。

○議長（松本 幸君） 総務課長。

〔総務課長 土屋和久君登壇〕

○総務課長（土屋和久君） 議案第47号 物品購入について詳細の説明をさせていただきます。

取得する動産につきましては、消防自動車1台でございます。

契約金額は1,914万円。

契約の相手方は温井自動車工業株式会社、群馬県高崎市矢中町821でございます。

入札の経過につきましては、裏に参考資料がついております。ご確認いただければと思います。よろしくお願いたします。

○議長（松本 幸君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案について討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立全員であります。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松本 幸君） 日程第28、議案第48号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてを議題といたします。

本案について当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第48号の提案理由を説明させていただきます。

令和2年4月1日から群馬県市町村総合事務組合の組織団体であります群馬東部水道企業団（太田市、館林市、みどり市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町及び邑楽町で組織）が別表第2の1の項の事務（常勤の職員に係る退職手当の支給事務）の共同処理を開始すること及び同組合の組織団体である藤岡市が別表第2の3の項の事務（消防団員又は消防吏員に係る賞じゅつ金の支給事務）の共同処理を開始すること並びに同組合規約別表について所要の規定の整備を行うためでございます。

慎重審議、ご指導いただき、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（松本 幸君） 総務課長、詳細説明を。

〔総務課長 土屋和久君登壇〕

○総務課長（土屋和久君） 議案第48号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について、詳細説明をさせていただきます。

群馬県市町村総合事務組合規約の変更について、地方自治法第286条第1項の規定により、別紙のとおり群馬県市町村総合事務組合組織団体間において協議の上定めることについて、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

一番最後の新旧対照表の1ページ目をごらんいただきたいと思います。最後から1枚戻ったところでございます。

こちらにありますように、まず、別表第1ですけれども、こちらにつきましては、中身は同じなんですけれども、設立順に並びを変えたということでございます。内容の変更というのはありません。並び方が変わっているものでございます。

それから、別表第2、第3条関係でございますけれども、こちらにつきましては次のページのところまで来るとわかるんですけれども、群馬東部水道企業団がこの中に追加となっております。

次の3の消防団員または消防吏員に係る賞じゅつ金の支給の関係ですが、下線の引いてあるところをごらんいただきますと、藤岡市が追加となっております。

また、5のところなんですけれども、こちら先ほど別表第1のところでありました設立順への並べかえの変更でございます。

以上でございます。

○議長（松本 幸君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案について討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立全員であります。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎請願書・陳情書等の委員会付託について

○議長（松本 幸君） 日程第29、請願書・陳情書等の委員会付託についてを議題といたします。

本日までに受理した請願書及び陳情書は、別紙請願・陳情文書表のとおりであります。

会議規則第91条第1項の規定により、請願・陳情の審査を別紙文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

---

#### ◎議員派遣の件について

○議長（松本 幸君） 日程第30、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。議員を派遣しようとするときは、議会の議決で決定することになっておりますが、お手元に配付しました資料のとおり、議員派遣を決定いたしたいと思っております。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本 幸君） 異議なしと認めます。

よって、お手元に配付しましたとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

なお、この際お諮りします。ただいま議決されました議員派遣の件について、変更が生じた場合は議長に一任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本 幸君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま議決されました議員派遣の件については、変更が生じた場合は議長に一任することに決定しました。

---

#### ◎休会について

○議長（松本 幸君） 以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。議事の都合により、8日まで休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本 幸君） 異議なしと認めます。

よって、あしたから8日まで休会することに決定しました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（松本 幸君） 本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 1時57分



令和元年第7回定例村議会

(第2号)

## 令和元年第7回嬭恋村議会定例会会議録

### 議 事 日 程 (第2号)

令和元年9月9日(月)午前9時59分開議

- 日程第 1 認定第 1号 平成30年度嬭恋村一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 認定第 2号 平成30年度嬭恋村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 認定第 3号 平成30年度嬭恋村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 認定第 4号 平成30年度嬭恋村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 認定第 5号 平成30年度嬭恋村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 認定第 6号 平成30年度嬭恋村上水道事業会計決算認定について
- 日程第 7 認定第 7号 平成30年度嬭恋村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定第 8号 平成30年度嬭恋村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 議案第39号 嬭恋村印鑑条例の一部改正について
- 日程第10 議案第40号 嬭恋村森林環境譲与税基金条例の制定について
- 日程第11 議案第41号 令和元年度嬭恋村一般会計補正予算(第3号)
- 日程第12 議案第42号 令和元年度嬭恋村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第13 議案第43号 令和元年度嬭恋村介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第14 議案第44号 令和元年度嬭恋村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第15 議案第45号 令和元年度嬭恋村公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第16 議案第46号 令和元年度嬭恋村農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（12名）

|     |        |     |       |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番  | 黒岩敏行君  | 2番  | 土屋圭吾君 |
| 3番  | 石野時久君  | 4番  | 上坂建司君 |
| 5番  | 佐藤鈴江君  | 6番  | 土屋幸雄君 |
| 7番  | 松本幸君   | 8番  | 黒岩忠雄君 |
| 9番  | 伊藤洋子君  | 10番 | 大久保守君 |
| 11番 | 羽生田宗俊君 | 12番 | 大野克美君 |

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|        |        |               |       |
|--------|--------|---------------|-------|
| 村長     | 熊川栄君   | 副村長           | 加藤康治君 |
| 教育長    | 地田功一君  | 総務課長          | 土屋和久君 |
| 総合政策課長 | 佐藤幸光君  | 税務課長          | 宮崎貴君  |
| 住民福祉課長 | 熊川真津美君 | 建設課長          | 宮崎芳弥君 |
| 農林振興課長 | 横沢貴博君  | 観光商工課長        | 地田繁君  |
| 上下水道課長 | 宮崎忠君   | 教育委員会<br>事務局長 | 熊川武彦君 |
| 会計管理者  | 熊川さち子君 |               |       |

---

事務局職員出席者

|        |      |    |     |
|--------|------|----|-----|
| 議会事務局長 | 黒岩崇明 | 書記 | 宮崎剛 |
|--------|------|----|-----|

開議 午前 9時59分

◎開議の宣告

○議長（松本 幸君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、令和元年第7回婦恋村議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（松本 幸君） 本日の議事日程は、別紙日程表のとおりといたします。

---

◎認定第1号～認定第8号の質疑、討論、採決

○議長（松本 幸君） 日程第1から日程第8まで、平成30年度各会計歳入歳出決算認定について一括議題とし、これより審議をいたします。

本案については、本定例会第1日に既に当局の説明が終わり、それぞれ議案の調査を願っておりましたので、ただいまから質疑を行います。

議事整理の都合により、質疑は一般会計歳入歳出決算認定から順次行います。

最初に一般会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） まず、認定資料の1の9のところですが、下のほうの教育委員会のところで、旧田代小学校跡地と干俣小学校跡地において、公園の準備に着手しということですが、その進捗状況と、それから田代地区は完成して利用されているようですが、その維持管理についてはどのように地域の皆さんと話し合われて、今後どのようにしようとしているのかを、1点お聞きしたいと思います。

それから8の1ですが、商工に関する事業で、商工会さんがやっている安市の実施

や三原地区の桜並木のライトアップが載っていますけれども、私がことしの桜の開花状況を見ますと、かなりてんぐ巣病とかになっているんですけれども、あれは余りアピールしていないけれども、婦恋村にとってはいい場所、ほかの町村からも見に来ていただいてもいいくらいの私は財産だと思っていますけれども、ああいったてんぐ巣病の処理をどのように、商工会さんだけに任せていくのか、それとも当局としても今後よりいいようにしていこうとしているのか、お聞きしたいと思います。

それから3の5。すみません、戻ってしまって。3の5ですけれども、区長事務に関する事項で、防犯灯と街路灯補助が差額が95万8,000円あるんですけれども、この補助率というか、私としては地域の皆さんが結構この防犯灯と街路灯の維持に、苦勞されているのも耳にしたりするんですけれども、電気と同じように何か100%補助というか、そういうふうにやっっていかれる考えはないのかどうかということをお聞きしたいと思います。

そして、あとは村長の行政報告の中で、入札が何回あって、何億、9億の仕事量があったとかというんですけれども、私は婦恋村を支える中小業者、商店とか飲食業の方たちの状況も村長には捉えていただきたいと思うんですけれども、その辺についての村長の認識をお聞きしたいと思います。

それから、これは数字の間違いだけなんですけれども、3の1の職員数が128と書いてあるんですけれども、すみません。3の3が職員数が127だけれども、この1人の違いというのはちょっと私がいまいちわからないのですすみません。細かいことで申しわけないんですけれども、その説明をしていただければと思います。

以上です。

○議長（松本 幸君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 熊川武彦君登壇〕

○教育委員会事務局長（熊川武彦君） それでは、伊藤議員のご質問にお答えいたします。

まず、教育委員会につきまして、学校跡地公園工事でございますが、干俣の公園整備工事につきましては、今月末を工期としましてほぼ完成状態となっております。

田代の運動公園につきましては、現在発注しております、ことし雪が降るまで12月中ごろまでの工期として現在発注をしているところでございます。また、今後の管理につきましては、各地元と相談して、まだ完成していないものですから、各地元と相談しながら進めていきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

○議長（松本 幸君） 観光商工課長。

〔観光商工課長 地田 繁君登壇〕

○観光商工課長（地田 繁君） 伊藤議員のご質問にお答えをさせていただきます。

桜並木の関係ですけれども、てんぐ巣病等に関しまして、それ以外にも、刈り払い、またライトアップ、さまざまに商工会さんとの連携を図ってきております。村の職員のほうも観光商工課になりますが、刈り払い等連携をし合っさせてさせていただいている状況でありますので、今後はそういったことを、またてんぐ巣病を含めて商工会さんとの協議によって進めていきたいと考えております。よろしくお願いたします。

○議長（松本 幸君） 総務課長。

〔総務課長 土屋和久君登壇〕

○総務課長（土屋和久君） 伊藤議員の区長事務に関する事項の（２）地域振興補助金につきまして防犯灯、街路灯の補助につきまして、総事業費に対しての補助金の差額についての質問がございました。これにつきましては、今年度は区の公民館活性化センター等の街路灯の改修でございました。コミュニティー事業として、こちらのほうは区長会議等でも説明をさせていただきますまして、受益者負担についてはご理解をいただいております。お願いします。

それから、３の１の職員の数の違いについてなんですけれども、これは捉える時期の違いでありまして、３の１につきましては、ことしの平成31年４月１日現在の数字となっております。次の３の３につきましては、30年４月１日、30年度の当初の数字という違いとなっております。よろしくお願いたします。

○議長（松本 幸君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 伊藤議員の商工業等に対する考え方についてご質問をいただきました。第２次産業で入札の件を行政報告でさせていただいておるところでございますが、商工業については特に商工会としっかりと連携をしながら、また職工組合の皆さんともご意見も承りながら、できるだけきめの細かい行政運営をしてまいりたいと思っております。新たに起業する方々へのご支援、あるいは住宅を改修する助成、あるいはその他もろもろ細かい行事等についても、商工会と連携をしながらきめの細かい行政を運営してまいりたいと考えております。

決算認定でしっかりとまた報告を読んでもらえばわかるとおりでございますので、今後はより一層きめ細かい行政を努めてまいりたい。ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（松本 幸君） 伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 学校跡地の管理については、決算審査の質疑の中というか討議の中でもしましたけれども、実は干俣小の方に聞いたら、ことしの夏も草がぼうぼうで大変だったから、自分たちはおてんまでやったけれども、いろいろな除草剤とかもらいながらやったというので、そういうふうに行われているんだなというのはありましたけれども、それが突発的にされたようなので、やはり管理については、何でもつくった後の管理は大事なもので、答弁にもありましたけれども、ぜひ地域の皆さんと相談して、お互いが納得のいく形での管理を進めていただくことを要望しておきたいと思います。

それから、桜並木については、本当によく見ている方は見えて、てんぐ巣病で花のつきが悪かったというので、来年の春のことも心配ですので、予算組むときで間に合うかどうかになるんですけども、やはりそれも答弁にあったように、村の一つの名所として商工会と協議して、本当にいつまでもきれいな桜並木にしていけるようにやってほしいと思います。そのことを要望しておきたいと思います。答弁は結構です。

○議長（松本 幸君） ほかにご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、介護保険特別会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので。大丈夫ですね。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、上水道事業会計決算認定について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

次に、各会計決算認定について一括で討論を行います。

ご意見ありませんか。

黒岩忠雄議員。

○8番（黒岩忠雄君） 私は、一般会計に当たり、反対に近い賛成で言わせていただきます。

村のこの予算執行も何年か、5億6億、6億7億というような差引残高を残すような財政運営をやっております。私は金を残すのは別に悪いとは言ってはおりません。村長はどこへ行っても、農業と観光の村婦恋村ですとっております。私は感じているところでは、観光に対しては余りどうも熱を入れていないなというような気がいたします。正直、観光も皆さん大変だと、本当に真剣で皆さん思っているようでございます。万座にしても浅間高原観光協会、鹿沢高原、バラギ高原、やはり村長はもう少しお金を費やせとは言いません。やはり施策を考えて投資をして。

私はいつも言っています。先行投資を惜しむなど。そういうことをやはり率先してやってもらいたいなど。私はそういう真剣に考えております。

今後とも、余り残すということに力を注がないで、婦恋村はとにかく観光と農業です。農業はまあまあ村の援助もありまして何とかやっています。観光は本当に衰退する一方です。



村長も多分わかっていると思います。村は仕事をしなければ銭は残る。そんなことは当たり前のことです。ぜひ、残すのは何が目的で残しているんだかわかりませんが、観光の業者もいるということを忘れず、村長はよく調査研究をして、うまくお金を配分していただきたい。そうでないと人口増ということで私なんか頑張っていますけれども、雇用も発生しなければ何もできません。ぜひ、そういうことで、私は反対に近い賛成でお願いをいたします。

以上です。

○議長（松本 幸君） ほかにご意見ありませんか。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 私は一般会計、国保特別会計、介護保険特別会計に反対、そのほかの会計に賛成の立場で討論いたします。

まず一般会計ですが、初めに村長に総括質疑で行いましたけれども、誠実な答弁とは言えません。再三述べているように、予算の執行が趣旨、目的、そしてそれが適正にされたかどうかなど、しっかり検討して報告するのが決算の審議の大きな目的と考えております。特に、今後の行財政運営にどう生かすかがかなめと言えるのに、その表明はわずかな箇所だけです。

例えば、上水道については本当に熱を入れて話しますけれども、先ほど質問した商工業に対しては、どうも意思が薄いように思われます。次年度に向けての取り組みはその場しのぎだけではなく、中長期の見直し計画で、しっかり取り組むことをお願いするものです。

特に吾妻線を守る取り組み、移住定住を多くしていく取り組み等、村の活性化にしっかりと取り組むことをお願いしておきます。

国保会計、介護保険は第一に国が行う施策ですので、村だけではどうしようもないこともあります。国保において私は、いつでも村民の命を守る立場で丁寧な対応をお願いし、職員の皆さんには本当にそれに応えて仕事をしてもらっておりますが、先ほど述べましたように、国が平成30年度より始めた広域化により、今後保険料がとめどもなく引き上げられることが予想されております。そのことに反対の意思もあり、それでこの会計に反対するわけですが、引き続き本当に村民に寄り添ったことを求めることをしておきたいと思います。

介護保険においても、国がやはり2000年に導入したものですので、村としては精一杯取り組むしかありませんけれども、本当に高齢者が安心して老後を過ごせるようにしなければならない制度でありながら、毎回の改定により保険料は引き上げられ、逆に利用したいとき

には利用にしにくい、また改定に向けて国としては、要介護1と2も介護保険から外そうとしているようです。そういうふうになったら、保険料を納めても利用するときはなかなか利用できない、そういう制度になっていくわけですがけれども、そのときに村としてはどんなことができていくか。当局としては地域包括支援センターの充実に向けてというのもやっておりますけれども、それにあわせても、本当に村民が年をとっても、安心して暮らせる制度に大変な中ですがけれども、努力されることを要望しておきたいと思います。

また、簡易水道、上水道については、老朽管対応などしっかり今も取り組んでもらっていますけれども、村長も宣言したように、村でやっていくということでは、村民の命の糧である水を守ることを要望しておきたいと思います。

そして最後に、村長は行政報告の中で、最大多数の最大幸福、村民の村民による村民のための政治、これを目指して行政に取り組んでいくと宣言をしました。これを私は実のあるものにするよう、いつでも村民に寄り添って行財政運営を進めることを強く要望して、私の討論を終わります。

以上です。

○議長（松本 幸君） ほかにご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

認定第1号 平成30年度孺恋村一般会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立多数であります。

よって、認定第1号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

認定第2号 平成30年度孺恋村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立多数であります。

よって、認定第2号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

認定第3号 平成30年度孺恋村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について採決いたしま

す。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立多数であります。

よって、認定第3号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

認定第4号 平成30年度嬭恋村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立全員であります。

よって、認定第4号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

認定第5号 平成30年度嬭恋村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立全員であります。

よって、認定第5号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

認定第6号 平成30年度嬭恋村上水道事業会計決算認定について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立全員であります。

よって、認定第6号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

認定第7号 平成30年度嬭恋村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立全員であります。

よって、認定第7号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

認定第8号 平成30年度嬭恋村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立全員であります。

よって、認定第8号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

村長。

○村長（熊川 栄君） ありがとうございます。

---

### ◎議案第39号の質疑、討論、採決

○議長（松本 幸君） 日程第9、議案第39号 婦恋村印鑑条例の一部改正についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立多数であります。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第40号の質疑、討論、採決

○議長（松本 幸君） 日程第10、議案第40号 婦恋村森林環境譲与税基金条例の制定についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 何点か質問いたします。

初めに10ページ。一般会計ではないの。失礼しました。一般会計ではなかったですか。申しわけありません。間違えました。

○議長（松本 幸君） よろしいですか。

○9番（伊藤洋子君） はい。

○議長（松本 幸君） 議案第40号に対するご質疑ございませんか。

[発言する者なし]

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

ご意見ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（松本 幸君） 起立全員であります。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第41号の質疑、討論、採決

○議長（松本 幸君） 日程第11、議案第41号 令和元年度婦恋村一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、本案につ

いて質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 先ほどは失礼をしました。

10ページにありますプレミアム券についてですけれども、対象が非課税と、それから小さいお子さんがいるということで、それが始まっているということで、手続も始まっているという説明を受けたんですけれども、ひとつそれが例えば、私が非課税で、小さい子供もいた場合ダブるわけですが、それはダブって受け取るようなことになるんでしょうかというのを、1点お聞きしたいと思います。

それからもう一点が、11ページの住民基本台帳ネットワーク事業は、廃棄手数料ということで書かれているので、ここで来年これが令和元年度の補正予算ですので、そうすると今回廃棄の手数料があるということは、いつからはっきりと住基ネットのほうが廃止されるのか、その2点についてお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（松本 幸君） 総務課長。

〔総務課長 土屋和久君登壇〕

○総務課長（土屋和久君） 伊藤洋子議員の質問に回答させていただきます。

プレミアム商品券につきましては、非課税の方、それから3歳未満の方、それぞれ案内をさせていただくところなんですけれども、両方対象になる場合であっても両方受け取ることができるものでございます。

○議長（松本 幸君） 住民福祉課長。

〔住民福祉課長 熊川真津美君登壇〕

○住民福祉課長（熊川真津美君） 伊藤議員の質問にお答えします。

住民基本台帳ネットワーク事業の廃棄手数料ですが、これにつきましては、ネットワーク事業そのものが廃止ということではなく、委託業者がGCCからTKCに変わったということで、そのGCCが持っているパソコンを1台廃棄させていただきたいということで、計上させていただきました。

○議長（松本 幸君） 伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） そうしますと、1番目の質問ですが、それはダブってもあけるという、これが国の方針でもあるのかと思いますけれども、それだけの予算はきちんと国が

ら予算措置されてきて、不公平にあなたはもう予算外、予算がここまで来たからないよとか、そういうことがなく、漏れなくあげられる予算が来ると理解していいのかなども、お聞きしておきたいと思います。

それから、今の住民基本台帳ネットは以前過去にも質問しましたけれども、住民基本台帳のほうもかなり低率の率だったと思いますけれども、それでもマイナンバーと並行して、今後も続いていく事業として残されるのでしょうか。その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（松本 幸君） 総務課長。

〔総務課長 土屋和久君登壇〕

○総務課長（土屋和久君） 伊藤洋子議員の質問に回答させていただきます。

プレミアムつき商品券事業につきましては、100%国の事業でありまして、請求を実績後に請求をさせていただく100%の補助になっております。大丈夫でございます。

○議長（松本 幸君） 住民福祉課長。

〔住民福祉課長 熊川真津美君登壇〕

○住民福祉課長（熊川真津美君） 住民基本台帳ネットワーク事業ですけれども、今もまだ住民基本台帳カードを持ってらっしゃる方もいらっしゃいますので、すぐにとということではなく、申しわけありません。ちょっといつまでということ、この場では申し上げられないんですけれども、今すぐ廃止ということではなく、これはあくまでも機器の廃止ということですのでよろしくお願いします。

○議長（松本 幸君） ほかにご質疑ありませんか。

大久保議員。

○10番（大久保 守君） 1点なんですけれども、前年度の決算で、繰越明許が3億6,800万円ぐらいあるんですけれども、その半分を財調へ積むということだと1億8,000万円残が残って、これを見るとそれも全部繰越金で入れたり、基金へ入れたりしている様子のような感じがするんですけれども、各地区とか、各それぞれの要望とかがあった場合に、今回この1億8,000万円残った金額で、そういうものが分配できなかったのかお聞きしたいと思います。

○議長（松本 幸君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 決算におきまして3億6,000万円、財政法第3条によりまして半分は財政調整基金に積み立てなさいということで、1億8,000万円を積み立てたということでご

ございます。残り1億8,000万円につきましては、決算認定で認定をいただきました。本当に厚く御礼を申し上げます。その分については、例年のごとく次年度に明許繰越等で、あるいはそういう形の運用でいくということですので、ご理解いただきたい。次年度予算にいずれにせよ反映させてまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（松本 幸君） 大久保議員。

○10番（大久保 守君） 村長の答弁もそうかなという思いはするんですけども、せっかく9月の補正があるわけですから、そこでいろいろ要望が出てきたものを、ある程度汲んでやるのも必要だったのかなということで、今後検討できるのであればしていただきたいと要望であります。よろしくお願いいたします。

○議長（松本 幸君） ほかにご質疑ありませんか。

土屋議員。

○6番（土屋幸雄君） 10ページの鎌原観音堂周辺事業で、土地購入費が4筆で買うということでございますけれども、これから観音堂周辺整備していくには、観音堂前の十王堂のある土地がまだ個人の土地があります。その土地もあわせて購入していかないと本当に活性化というか、周辺が整備が完結していかないと私は思っております。それでその土地は今、所有者より親の代の土地の所有となっております。だから今、兄弟がみんな生きているから、もしあれならその辺のことも精査して売ってもらうとか、それをしないと誰か1人欠けてしまうと、本当に買えなくなってしまうと思うんですけども、手続きが大変で。だから、兄弟が生きているうちに話をしてみて、買えるようなら二、三十坪の土地をぜひ買ってもらって、そこをそうすると観音堂の前が全部孺恋村の土地になるんだと思うんですけども、その辺のところをちょっとお願いします。

○議長（松本 幸君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 土屋議員のご質問にお答えをさせていただきます。

土屋議員ご指摘のとおり、まだ重要な土地が残っておる部分がございます。

議員ご指摘のとおり、今までも調査もさせてもらったりしてきておりますけれども、少しずつ先方とも協議をしながら、また地域の考え方は理解しておるつもりでございますし、行政上もそのつもりでおりますので、今までいろいろ経緯がございましたが、しっかりと今後対応してまいりたいと思っております。

それと、旧来の集落内から正面に入ってくる道路についても、いろいろ調査は現在もさせ



てもらっております。あの辺ももう少しあわせて拡幅できればなと考えておりますので、鋭意また地域の皆さんのご意向も踏まえながら、しっかりと取り組んでまいりたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（松本 幸君） 土屋幸雄議員。

いいですか。

ほかにご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

ご意見ありませんか。

黒岩忠雄議員。

○8番（黒岩忠雄君） 私はこれも反対とは言いません。仕方なく賛成ということで、赤字補填の204万4,000円とまだまだ西吾妻福祉病院組合、それもございます。総体にちょっと言いたいことを言わせていただきます。

赤字になってお願いしますと言えば村はわかりましたと、すぐ返事をして出すというようなことはないと思います。いずれにしましても、私はいつも言っています。医療も仕事です。仕事というのは運営をしていることですから。運営に力を注いで、できるだけ黒字にもっていくような努力がなければ、私としてもはいわかりましたと喜んで補填できません。そういうことで村長に言いたいのは、村長も医者がなければ困る。多少はしょうがないというようなことを言っているらしいけれども、村長としても婦恋のトップであるがゆえに、やはりしっかりとした意見を述べる。論議をして、どうしてもやむをえないというときは、これは私らも反対しません。ただ言われたから。わかりました。そんなことではお互いに向こうも進歩もございませぬ。こっちも余り気分はいいものではありません。そういうことで村長。ぜひしっかりとした意見を述べて、それで納得のいくような補填の仕方をお願いいたします。

以上です。

○議長（松本 幸君） 討論ですからいいです。

ほかにご意見ありませんか。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 私はこの一般会計補正予算に反対です。

まず1点目としては、今回消費税導入に向けた先ほどのプレミアム券などありますけれど

も、国が100%補助するとはいえ、例えば村内のことで言えば、同じ年度なのに9月までに生まれたお子さんはプレミアム券。10月1日、1日違いで10月1日から生まれた方はもらえないという言い方かどうか、そういうプレミアム券がないという、そういうので同年度なのにこういう差が生じるという点では、消費税増税に対するひずみもこんなところにあらわれているのかなというのが、1点目の反対理由としてあります。

それから今、土屋幸雄議員から出されたように、土地購入費のことは、今後周辺整備をきちんとするから私もその点では反対ではないんですけれども、今後の会議で周辺整備がしっかりと計画が出された上で、私は買っていくほうが前後がなく、きちんと計画の後でやはりこの土地は必要だから買っていくというほうが、間違いない方向で進んでいくのではないかと、私は思っていますので、今後の創生会議でしっかりと提案され、補助金を入れた計画が出されてから購入したほうがいいのではないかという考えがありますので反対。そして、今回の補正予算は16ページにあるように、台風と豪雨によりいろいろ緊急にやる工事に対しての予算もありますので、そういったところは本当に早い対応をしてくれたということでい認めませんけれども、ただ、今後に向けては、これの質疑の中でもお話ししましたが、やはり昨日の雨も大変でしたけれども、こういうことが今後多くなることが予想されるので、中、長期の計画を立てて、より安心して農業も営める観光客も迎えられるという道路整備を考えていくことを、要望しておきたいと思います。

以上です。

○議長（松本 幸君） ほかにご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立多数であります。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第42号の質疑、討論、採決

○議長（松本 幸君） 日程第12、議案第42号 令和元年度嬭恋村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の調査を願っておりますので、本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立全員であります。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第43号の質疑、討論、採決

○議長（松本 幸君） 日程第13、議案第43号 令和元年度嬭恋村介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の調査を願っておりますので、本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

伊藤洋子議員。

○9番（伊藤洋子君） 4ページにあります諸支出金について1,327万8,000円があり、説明の中で平成30年度の介護の返還金という説明がありましたけれども、すみません。勉強不足でわからないので、この仕組みについて説明をお願いいたします。

○議長（松本 幸君） 住民福祉課長。

〔住民福祉課長 熊川真津美君登壇〕

○住民福祉課長（熊川真津美君） 伊藤洋子議員のご質問にお答えします。

この償還金介護給付費負担の返還金ですけれども、29年度に国から補助金をいただいた中で会計を回しているんですけれども、それに補助率がありまして、そこで実際に計算しますといただいたよりも給付費がかからなかったということで、国等に返還する決まりになっております。その金額が1,327万8,000円の確定額になったのでお返ししたいということになっております。

ご理解をお願いします。

○議長（松本 幸君） ほかにご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立全員であります。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第44号の質疑、討論、採決

○議長（松本 幸君） 日程第14、議案第44号 令和元年度嬭恋村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の調査を願っておりますので、本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立全員であります。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第45号の質疑、討論、採決

○議長（松本 幸君） 日程第15、議案第45号 令和元年度嬭恋村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の調査を願っておりますので、本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立全員であります。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第46号の質疑、討論、採決

○議長（松本 幸君） 日程第16、議案第46号 令和元年度嬭恋村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の調査を願っておりますので、本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立全員であります。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

---

◎休会について

○議長（松本 幸君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。議事の都合により12日まで休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本 幸君） 異議なしと認めます。

よって、明日から12日まで休会することに決定しました。

---

◎散会の宣告

○議長（松本 幸君） 本日はこれにて散会いたします。

散会 午前10時48分

令和元年 第 7 回 定例 村議会

( 第 3 号 )



## 令和元年第7回嬭恋村議会定例会会議録

### 議事日程(第3号)

令和元年9月13日(金)午前10時01分開議

日程第 1 請願書、陳情書等の審査報告について

日程第 2 一般質問

日程第 3 閉会中の継続審査申出について

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

### 出席議員(12名)

|     |        |     |       |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番  | 黒岩敏行君  | 2番  | 土屋圭吾君 |
| 3番  | 石野時久君  | 4番  | 上坂建司君 |
| 5番  | 佐藤鈴江君  | 6番  | 土屋幸雄君 |
| 7番  | 松本幸君   | 8番  | 黒岩忠雄君 |
| 9番  | 伊藤洋子君  | 10番 | 大久保守君 |
| 11番 | 羽生田宗俊君 | 12番 | 大野克美君 |

### 欠席議員(なし)

---

### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|        |        |               |       |
|--------|--------|---------------|-------|
| 村長     | 熊川栄君   | 副村長           | 加藤康治君 |
| 教育長    | 地田功一君  | 総務課長          | 土屋和久君 |
| 総合政策課長 | 佐藤幸光君  | 税務課長          | 宮崎貴君  |
| 住民福祉課長 | 熊川真津美君 | 建設課長          | 宮崎芳弥君 |
| 農林振興課長 | 横沢貴博君  | 観光商工課長        | 地田繁君  |
| 上下水道課長 | 宮崎忠君   | 教育委員会<br>事務局長 | 熊川武彦君 |
| 会計管理者  | 熊川さち子君 |               |       |

---

事務局職員出席者

議会事務局長 黒 岩 崇 明 書 記 宮 崎 剛

開議 午前10時01分

◎開議の宣告

○議長（松本 幸君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから令和元年第7回婦恋村議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（松本 幸君） 本日の議事日程は、別紙日程表のとおりといたします。

---

◎請願書、陳情書等の審査報告について

○議長（松本 幸君） 日程第1、請願書、陳情書等の審査報告についてを議題といたします。

本定例会第1日に要望書2件を所管の委員会に付託し、審査願っておりましたが、審査が終了しましたので、要望第4号 婦恋中学校吹奏楽部ユニホームに関する要望書について、要望第5号 婦恋消防団第3分団詰所の新築移転についての要望書について、一括報告をしていただき、案件ごとに質疑、討論、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本 幸君） 異議なしと認めます。

総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長 黒岩忠雄君登壇〕

○総務文教常任委員長（黒岩忠雄君） それでは、総務文教常任委員会の報告をさせていただきます。

総務文教常任委員会では要望2件について、当委員会への付託を受け、9月9日午前11時

及び9月13日午前9時から委員6名、議長、当局から村長、副村長、教育長、関係課長の出席を得て委員会を開催し、慎重に審査をしましたが、その結果について報告をいたします。

最初に、孺恋中学校吹奏楽部保護者会会長から提出された要望第4号 孺恋中学校吹奏楽部ユニホームに関する要望書について審査をいたしました。

要望の趣旨は、マーチングに必要なユニホームの整備を要望するものでございます。

委員会での意見は、マーチングに使用する特殊なユニホームであり、吹奏楽部の備品として管理するのであれば支援をしてもよいのではないかという意見がありました。また、ユニホームということでは、他の部活動とのバランスを考慮すべきではないかとの意見もありましたが、全会一致で採択と決しました。

次に、田代区長と第3分団長の連名による孺恋消防団第3分団詰所の新築移転についての要望書について審査をしました。

要望の趣旨は、第3分団詰所の老朽化により、ポンプ車の出入庫や機材の収納に困難していることから、旧田代小学校プール跡地に新築移転を要望するものです。

委員からの意見では、当局からも各地区の消防団の詰所の老朽化を懸念しており、今後、調査をしてしっかり対応をしていくとの説明もあることから、建てかえの方向でよいのではという意見があり、採択と決しました。

その他で、住民福祉課より、特殊詐欺対策電話機購入費補助金について、孺恋村高齢者温泉入浴事業について、また、教育委員会から、教育施設関係工事の平成30年度繰越分と令和元年度分の工事について報告がありました。

以上で、総務文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（松本 幸君） 要望第4号 孺恋中学校吹奏楽部ユニホームに関する要望書について、総務文教常任委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 委員長報告で採択になって、本当によかったなという思いではいるんですけども、委員長報告にもありましたけれども、私もほかの部活動とかそういうところとの兼ね合いもすごい心配したわけですけども、その点についてはどういう話し合いのもとに採択となったのか、わかりましたら教えていただきたいと思います。

○議長（松本 幸君） 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（黒岩忠雄君） その点につきましては、これからは要望が上がって

くれば、順次お支払いというか、つくるというか、この吹奏楽部だけではなく、子育て支援の一環としてやっていきたいという意見でございます。

○議長（松本 幸君） ほかにご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

要望第4号 婦恋中学校吹奏楽部ユニホームに関する要望書について、総務文教常任委員長報告のとおり採択に決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立全員であります。

よって、本件は総務文教常任委員長報告のとおり決しました。

続いて、要望第5号 婦恋消防団第3分団詰所の新築移転についての要望書について、総務文教常任委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

要望第5号 婦恋消防団第3分団詰所の新築移転についての要望書について、総務文教常任委員長報告のとおり採択に決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立全員であります。

よって、本件は総務文教常任委員長報告のとおり決しました。

---

◎一般質問

○議長（松本 幸君） 日程第2、一般質問を行います。

佐藤鈴江さん外4名から一般質問の通告がありましたので、これより順次発言を許可します。

---

◇ 佐 藤 鈴 江 君

○議長（松本 幸君） 初めに、佐藤鈴江さんの一般質問を許可します。

佐藤鈴江さん。

[5番 佐藤鈴江君登壇]

○5番（佐藤鈴江君） 議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

高齢者の安全運転支援と移動手段の確保についてお聞きしたいと思います。

国は2017年施行の改正道路交通法で75歳以上の免許保持者は、違反時や免許更新時に認知機能検査を受けることが義務づけられました。今や高齢者の安全運転は待ったなしの課題です。

当たり前という言葉は、広辞苑ではそうあるべきこととあります。そうあるべきことは社会のありようによって変わり、見直さなければならないこともあるだろうと新聞の記事がありました。今や高齢者による自動車運転は当たり前なのですが、対応が追いつかないために、高齢者の交通事故のニュースが後を絶ちません。

公共交通が充実する都市部を省き、自動車は年齢を問わず大切な生活の足です。私が生活する嬭恋村にも後期高齢者でひとり暮らしの方が多く、車がなければ何かと不自由をします。交通弱者への支援策が何かとおぼつかない現状を見ると、嬭恋村のような山間地域では生活の足として車が欠かせません。

高齢運転者によるアクセルとブレーキ踏み間違え事故の多発によって、車の急発進を防ぐ安全装置を取りつける補助金を出す自治体もあります。財政事情も厳しい中ではありますが、嬭恋村のような地域こそニーズがあると思います。アクセルを誤って一気に踏み込んでも急

加速しない新機能の開発も進んでいますが、必要とする高齢者が自動車を安全に使える社会が今、求められています。

安全運転サポート車や後づけのペダル踏み間違い時加速制御装置の普及と高齢者を対象とした購入支援策の導入について伺います。

また、自主的に免許を返納した場合の移動手段の確保も欠かせません。今現在、試行期間としておでかけタクシー事業が実施されています。試用期間中の問題点について伺います。購入から1年間での使用の問題とタクシーの利用増加を図るためにも、利用者の利便性を上げることがあると思いますが、今後の展開をお伺いしたいと思います。

次に、働き方改革の推進の中で、介護・保育の保持者確保についてお伺いしたいと思います。

国は働き方改革として、労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進するため、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等のための措置を講ずることとしています。労働者の適正な労働条件の確保を図るための指針も、平成31年厚生労働省告示第88号が平成31年4月1日から施行されました。この働き方改革で、私たちの働き方がどう変わのでしょうか。

これまでは残業時間や給与を初め、働く人の環境、制度については経営者と労働者の協議によって決められてきました。戦後、労働基準法ができてから70年がたって、大改革が今回行われたわけであります。

高齢化の一層の進展、現役世代人口の急減に対応し、より多くの人が意欲や能力に応じた就労・社会参加を通じて社会の担い手として、より長く活躍できる村として、潜在的な有資格者を調査し、それぞれ介護現場や福祉現場で活躍できる環境を確保するために、必要であれば研修の機会を村として推進していくことが必要と思います。村長のお考えを伺いたいと思います。

また、自治体職員の働き方改革への取り組みについてもお伺いしたいと思います。

以上、よろしく願いをいたします。

○議長（松本 幸君） 佐藤鈴江さんの一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 佐藤鈴江議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

まず、第1点目でございますが、高齢者の安全運転支援と移動手段の確保についてのご質問でございました。

初めに、おでかけタクシーの今後の展開についてでございますが、昨年4月にスタートをいたしまして、1年半が経過してきたところでございます。現時点の登録者数は129名、助成券の販売は183冊ということで、増加してきております。

昨年8月利用者に対しましてアンケート調査を実施しておりますが、今後も利用者の意見を参考にしながら、交通弱者の利便性向上とあわせてタクシー事業者を初め、商工振興、観光振興のつながりを、検討を続けてまいりたいと考えております。一定の成果をおさめつつあるという認識でございますが、今後もしっかりと対応してまいりたい、こう思いますのでご理解をお願いしたいと思います。

次に、安全運転サポート車及びペダル踏み間違い時加速制御装置の普及と、高齢者を対象とした購入支援策の導入についてお答えをさせていただきます。

嬭恋村では交通安全運動期間を中心に、高齢者ドライバーの安全運転についての注意喚起や啓蒙活動を長野原警察署等のご協力をいただき実施しております。全国の都道府県の中で、ペダルの踏み間違いによる誤発進防止装置の補助事業を導入しているところは、現在、東京都と福井県の2カ所となっております。また、県内では幾つかの市や町が誤発進防止装置に対しての補助事業を始めているようでございます。特に、スバルのあります太田市では補助金を出しますということで、既に制度が始まっておるところでございます。十二分に参考に今後はしてまいりたいと考えております。

嬭恋村内におけるペダルの踏み間違いによる事故の発生件数は、ことしの1月から8月まではゼロとなっております。平成30年度の群馬県内の交通事故のうち、ペダルの踏み間違いによる事故の発生は5%となっております。このような事故が発生する前に何らかの手を打つことが必要なことだと考えております。今後、群馬県の動向や県内の状況を見ながら関係機関と検討していきたいと考えております。

第2点目でございますが、自治体職員の働き方改革についてにつきましてお答えをさせていただきます。

職員の働き方改革への取り組みについてとのご質問でございますが、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律が平成30年7月に公布され、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保の3つの柱が掲げられたところでございます。



この中で長時間労働の是正においては、平成31年3月定例会において、嬭恋村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、議会のご承認をいただいたところでございます。この改正により、時間外勤務の上限については、特別な事情がある場合を除いて、原則月45時間、年間360時間とさせていただいたところでございます。

勤務時間管理については、平成29年度よりタイムカードを導入し、職員の勤務時間の把握に努め、適正な勤務形態に向けて進めているところでございます。

限られた職員の中で、住民のニーズに的確に対応し、適切な行政サービスを行うためには組織全体として、業務の合理化を図ることや職員個人のスキルアップを図り、労働生産性を上げていくことも必要であると考えております。職員の能力を最大限に発揮できるよう、人事評価なども活用しながら、職場環境の改善に努めていきたいと考えているところでございます。ご理解をいただきたいと思っております。

働き方改革の中で、教育委員会、保育の従事者等の部分に関しましては、教育長よりお答えをさせていただきますので、よろしく申し上げます。

○議長（松本 幸君） 教育長。

〔教育長 地田功一君登壇〕

○教育長（地田功一君） 続けて、佐藤議員のご質問にお答えいたします。

学校関係に係る働き方改革への取り組みについてお答えいたします。

小中学校における働き方改革への取り組みについては、文部科学省通知「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を受け、群馬県教育委員会から示された教職員の多忙化解消に向けた協議会からの提言5つのポイントを基盤とし推進しています。

その5つのポイントですが、1、業務に専念できる環境の確保、2つ目が部活動の負担軽減、3つ目が長時間労働という働き方の改革、4つ目が労働安全衛生管理体制の整備促進、そして5つ目がその他になります。

本年度は県の指導により喫緊の課題となっています長時間労働、まずは1カ月当たりの時間外勤務が80時間以下となるよう取り組んでいます。そして、来年度からはガイドラインが示す1カ月当たりの時間外勤務が45時間を超えないよう取り組んでいくこととなります。

また、保育を行う人材確保についてですが、広報等により保育関係の有資格者への呼びかけを行い、潜在的有資格者の掘り起こしを行うとともに、保育施設におきましては空調設備、整備等による職場環境の改善を図り、保育環境の向上とともに働きやすい労働環境、職場環境の改善を図っていきます。

また、臨時職員につきましても、賃金体系の変更により、会計年度任用職員制度やパートタイム会計任用職員等の制度も活用し、労働時間の多様化や期末手当等の各種手当の支給を行うなど、より魅力的な職場環境の実現を図り、より長く活躍できる職場環境を整えることにより、人材の確保に努めてまいりたいと考えます。

以上であります。

○議長（松本 幸君） 再質問以降は一問一答で行います。

佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） それでは、今の高齢者の自動車の補助の関係からご質問させていただきますと思います。

具体的にはやはり孺恋村では起こっていないということでありましたが、近隣町村また自治体の中で、そういった補助を出している自治体の参考例として、やはり免許がなくなって介護度も上がると言われています。そういった点からも、やはり運転をしやすい環境づくりをしていくために必要だと思いますが、そういった点では高齢者の運転技術に関することや運転に対する認知機能の低下による、またそういったことを自覚できるような、もちろん免許の更新時は講習を受けるわけですけれども、村としてもミニデイとか、またそういったところを高齢者の老人会等に対して研修をしていくというか、そういった教育的な観点からそういった実習をしていくというか、そういうことが大事ではないかなと思いますが、そういった高齢者の交通事故を防ぐための、今後そういった研修をしていく考えがあるかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（松本 幸君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 一問一答、佐藤議員の研修会、高齢者の方々のしっかりした研修はいかがかというご提案でございました。

必要に応じて、老人クラブの会長さんを、つい先日の秋の全国交通安全運動にもご参加をいただいて、その場でもちょうど、老人会長さんのほうからもご発言がございました。孺恋村には高齢者が多くなってきた。そして足の確保も、車もなければ生活もできない実態もあるということも、ご発言もありました。また、そこでもぜひとも高齢者に対するそういう広報活動といいますか、そういうものもしっかり取り組んでいただけたらというニュアンスの発言もいただいたところでございます。

佐藤議員のご指摘のとおり、機会を見て、研修会をしっかり開きたいと、前向きに考えた

いと思っておるところでございます。

また、国のほうでも一律に75歳になったらこうせいというのがなかなか難しい部分があると。年齢が来ますと、個人の能力の差や認知度の差もあるということなので、その辺、非常に難しい課題があるとは思われますけれども、村においても機に応じて、老人クラブ等を通じながら啓蒙活動及び研究会等も機会を見て取り組んでまいりたい、こう思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（松本 幸君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） そういった観点から、そういった高齢者に対しての教育が必要だというふうに思いますので、前向きにお考えいただきたいと思います。

また、先ほども村長のほうから踏み間違い時の加速抑制装置などの補助に対しては、前向きに検討していただけたということでありましたが、そういったところも、今後、国としても考えていくとは思いますが、先立って村としてもそういった高齢化率の、孀恋村、高い高齢化率を有していますので、そういった観点から前向きにということでは、どのようなところで今後、機関的にというか、こういう形でできるということがあればお聞きしたいと思います。

○議長（松本 幸君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 佐藤議員のご質問にお答えをさせていただきます。

先ほど太田市の例をお話しさせていただきました。ちょっと具体的な数字、正確ではございませんけれども、たしか100台に限り限定で20万円とかの補助をスバルの自動ブレーキがあるものについては補助をします。地元の産業であるスバルの車ということのようでございます。詳細については、また後ほど確認をして、佐藤議員のほうへご報告をさせていただいております。

その記事を読んだときに、あわせませして、トヨタさんも日産さんもホンダさんも、マツダさんも、全ての会社が、今、急発進を自動的に防ぐ車を開発しておるという状況だと思っております。ただ、国としては各社によって急ブレーキの仕方が違うと。その前に車があるなというのを確認する距離も違うというようなことで、国のほうでは自動車工業会のほうとの協議をしながら、一定の基準を設けて開発をするというような動きはあるようでございます。それらの情報もしっかり踏まえながら、また、孀恋村にとっては高齢者になっても車がなければ生活できない、こういう実態もある現実を踏まえまして、動向を見ながら、必要

に応じて、補助が必要なら補助も出したいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（松本 幸君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） 今、村長がおっしゃったように、前向きに検討していただけるということではありますが、これに関しては都市部のほうが補助制度が進んでおりまして、東京都などは全面的に令和元年の7月12日から、こういった補助制度をスタートさせています。

それに関しては、東京都の例でいいますと、70歳以上であること、運転免許を有すること、装置を設置しようとする自動車が自家用車であることなどを挙げています。そういった具体的な検討もしていただきながらやっていただきたいということと、また、朝日、読売、毎日などの新聞の中でも、自動車関連記事の中でこの見出し、要するに高齢者の交通事故が多いということ、それに対して憤慨をする高齢者もいる。先ほど村長もおっしゃっていたように、年齢だからといって認知機能が低下しているということではありません。そういったところもしっかりと自分自身が自覚できるような、先ほども申し上げたとおり、教育を行っていく必要があるだろう。

そして、またこういった補助に関しては、小規模な婦恋村とか山間地域に住む人ほど公共交通がないわけですので、早急にそういった対応が必要ではないかなというふうに思ひます。その国の動向を見ながらしっかりとやっていただきたいなというふうに思ひます。

また、そのアンケート調査の結果なんかも80歳以上の方に対しても、4分の1の方が80歳以降になっても運転をしたいという統計が出ています。そういったところを考えた場合、やはり高齢者の運転に対する意識啓発は今後必要だというふうに思ひますので、よろしくお願ひをしたいと思ひます。

それから、次に、おでかけタクシーの関係に移りたいと思ひますが、現在、台数が3台というふうに、私のほうではお聞きしているんですが、現在、おでかけタクシーの中で活用できるタクシーが何台あるのかということと、今の利用状況をお聞きしたわけですが、今後ふやせるのかどうかということ、また、その運用の期間についても1年間ということではありますが、それを延ばしていくことが可能かどうかということについてお聞きしたいと思ひます。

○議長（松本 幸君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 佐藤幸光君登壇〕

○総合政策課長（佐藤幸光君） それでは、佐藤議員の質問にお答えしたいと思ひます。

当初、2社からスタートしたわけですがけれども、現在、4社にふえております。最近、くるみ介護タクシーということで、車椅子も乗れるようなタクシー会社のほうも加わっていただいたところですよ。

それから、あと有効期限の延長についてですがけれども、当初、ほかの町村なりを見て、単年度ということと、有効期限1年ということではじめたんですがけれども、この制度が継続的にできる見込みがつけば延長もできると考えております。

以上です。

○議長（松本 幸君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） 今、総合政策課長から継続できる見通しができたら延長も考えたいということですが、継続できる見通しを判断する時期というのはいつでしょうか。

○議長（松本 幸君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 佐藤幸光君登壇〕

○総合政策課長（佐藤幸光君） お答えさせていただきます。

昨年の4月にスタートしまして、まだ1年半ということで、アンケートもとっているんですがけれども、もう少し様子を見ないと使用率とか評価できないということで、あと一、二年はちょっと様子を見たほうがいいのではないかと考えております。

以上です。

○議長（松本 幸君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） その点に関しては、やはり65歳以上のドライバーにお尋ねしたところ、ほぼ半数が、例えばそういった機能を持った車を購入できれば取得したい、そういった免許があれば取得したいということですが、その反面、免許を返納した場合、そういうおでかけタクシーとか介護タクシーとか利用できれば利用したいという人が約半数以上、約6割の人たちがそういった回答をしているというアンケート結果もあります。

それに関して、今、1年半とか言ったんですが、例えば、予約してもタクシーがない、もう出かけちゃってないという現実があることも事実なので、ここを増やすための努力というのは、事前に予約が必要だということは利用者の皆さん知っていると思いますが、やっぱり、利用して電話しても、そのときにタクシーがお出かけしていて、タクシーを頼むことができないということ、本来のタクシーの役割が果たせないわけですが、その点に関してはどのようにお考えでしょうか。

○議長（松本 幸君） 総合政策課長。

[総合政策課長 佐藤幸光君登壇]

○総合政策課長（佐藤幸光君） お答えさせていただきます。

最初、始めるころはタクシー業界が右肩下がりということであったんですけども、この制度によってタクシー会社が右肩上がりになっていけば、おのずと利用者のほうもいつでも乗れるというふうに回っていくと思うんです。それを、期待をしているというところが正直なところですよ。

以上です。

○議長（松本 幸君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） 今、そのように期待をしているということではありますが、実際に利用されている方はとてもすごく便利だという感謝の声もお聞きしています。その点に関して、やはりもっと利用者をふやすための努力、またその啓発活動なりを今後どのようにして利用者をふやしていくことというのが課題だと思いますので、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（松本 幸君） 村長。

[村長 熊川 栄君登壇]

○村長（熊川 栄君） 担当の総合政策課長からもお話をさせていただきました。当初2社で始めたんですけども、前任の総合政策課長の時点でもっとふやそうということで、タクシー会社とも交渉をさせて、現在4社になっておると。それと、実数を見ますと、私どもが想定した以上に利用者が多いと。また、今、佐藤議員のご指摘のとおり、利用して覚えた方は非常に再度使いたいという要望も非常に多いのは現実でございます。それなりにこの制度は、現在は機能しておるというふうに認識しておるところでございます。

今後も担当課長からは一、二年と申しましたが、つぶさに実態の調査を継続しながら、また利用者の意見も聞きながら、必要ならもう少し、利用者は便利だというふうにお答えしている方も多いですので、より利用できるような方策を継続的に考えてまいりたい、こう思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（松本 幸君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） 今、村長のほうからそのように前向きに検討していただけるということではありますが、やはりこれを、利用者をふやしていくために4社になったというところから、タクシーを頼んでもすぐに来ない、また予約がなかなかできなかつたりする場合について、やはり利用したいという人のニーズというのはかなりあるんですけども、現実が伴って

いかないというところが現実だと思しますので、その辺をやはりしっかりと期間、1年間という期間をまだ、あと2年間ぐらい様子を見てみたいということではありますが、その使いたいところに使えないので買った分だけ、確かに例えば5,000円で買って5万円乗れるわけですが、そこは買った方に対しては損害というか損失を与えることはないというふうなこともお聞きしましたが、それでは本来の意味ではないと思しますので、その辺のところをやはりきちんと前倒しするなりして、やはりそういう声を多く聞きますので、1年間ではなくてもうちょっと延ばしていくとか、そのことは早急に考えていただきたいというふうに思っていますので、よろしくお聞きしたいと思っています。

この件については検討していただきたいというふうに思います。

次に、働き方改革についてお聞きしたいと思っています。

最初に、実際にこれからは高齢者が、元気な高齢者は生涯現役で現場で活躍をしていただく社会だと思っています。そのためにシルバー人材センターでも多くの方が婦恋村でも活躍をされています。その中であって、やはりシルバー人材センターに期待できる仕事の内容としても介護施設や育児施設、スーパーマーケット等についても働くシルバー人材の方がいらっしゃるかどうかが、また、婦恋村においてもそういった介護、保育施設のところで支援をしてくださっているシルバー人材の方がいらっしゃるかどうかがお聞きしたいと思っています。

○議長（松本 幸君） 住民福祉課長。

〔住民福祉課長 熊川真津美君登壇〕

○住民福祉課長（熊川真津美君） 佐藤議員のご質問にお答えします。

シルバー人材にはただいま50数名の登録会員の方がいらっしゃるということです。その中でヘルパーの業務ではなく、家庭の中のお掃除であるとかという方は定期的に利用されている方がいらっしゃるということで、女性会員もふえているということです。そういった使い方はされているということです。保育施設とか、そういったところでのお手伝いというのはまだないように聞いております。

以上です。

○議長（松本 幸君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） 総務課長にお聞きしたいと思っています。

タイムカードを導入したということではありますが、やはり、職員の残業時間等を把握されていると思っていますが、私的には夜遅くまで庁舎の電気がついていたりとかということがありますので、やはり、先ほど条例改正が3月にあったということは、私も承知しておりますが、

その中で働き方改革の中では、2カ月の間に80時間というふうに設定をされていると思いますが、その40時間以上を超えて超勤をされている職員の方がいらっしゃるかどうかということをお聞きしたいのと、そのタイムカードを導入した意味で、やはり職員の資質を上げるためにも、やはり正当な、先ほど村長からも人事評価をきちんとして、それなりの評価をしたいというふうなこともありました。そのタイムカードによって超勤が上がってきたものに対して、きちんとそういった対応をしているのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（松本 幸君） 総務課長。

〔総務課長 土屋和久君登壇〕

○総務課長（土屋和久君） 佐藤議員のご質問に回答させていただきます。

2カ月で80時間を超える職員、条例によりますと、45時間という、月に45時間ということになっておりますけれども、それを超える職員がいるのかということでございます。

何名か、職場によっては災害等の対応、それから選挙時の対応、そういったときそういった場面があることも確かでございます。それに対しては、今後、さらに配置やいろんな対応、改善策を長い目で見ていかななくてはならないと思います。雇用の問題もありますので、長期的に考えて改善をしていきたいと考えております。

それから、タイムカードの活用ということですが、これにつきまして、さらに人事評価等で勤務に対するスピードとか人材について適正な配置ということで検討していきたいというふうに考えております。

○議長（松本 幸君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） 先ほどの質問の中で、そういった働き方改革もそうですが、保育人材とか介護人材の確保を村として潜在的に埋もれている人たちを調査する意向があるかどうかということをお聞きしたと思いますが、その点に関して、おわかりになっている範囲でお答えいただきたいと思います。

○議長（松本 幸君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 孺恋村の介護士、保育士、お医者さんも含めまして不足、現実には不足しておると思っております。また、どこの施設も欲しい、欲しい、他の町村も欲しい、欲しいという現実がございます。有効求人倍率から見れば2.5%ぐらいに、このジャンルの職種については行っておると伺っておるところでございます。国のほうでも、農業研修生も含めてでございますけれども、働き方改革の一環の中で、やはりどうしても必要なところに必要



な人材がないという現実があるので、国のほうでは外国人の研修生等については規制緩和や法律改正もしておると。

ただ、当村でどうするのかという佐藤議員のご指摘でございます。介護や保育については、今後、孺恋村の子供で介護士になりたい、保育士になりたい、そしてそういう学校に進学したいというような子供がいる場合には、議員の何人かの方からもいつもご指摘も受けておるところでございますので、しっかりと制度的な充実も図って、そういう子供たちがおれば村として奨学金の制度等も含めまして、サポートできるように努めてまいりたいと思っております。

担当のほうにも、そういうふうにもたまたま指示をさせて、今、来ていますけれども、今後もより一層、担当にも指示をさせて勉強させてもらいたいと思っております。ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（松本 幸君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） それでは、次に、教育長にお聞きしたいと思います。

先ほど、教育長の答弁の中で幼稚園、保育施設においても職場環境を整えるというふうなお話をさせていただいたと思いますが、その何点かお給料の関係も手当等をつけるということではありますが、具体的に数字を把握していたら教えていただきたいと思っております。

○議長（松本 幸君） 教育長。

〔教育長 地田功一君登壇〕

○教育長（地田功一君） 佐藤議員のご質問にお答えします。

保育士の確保ということで、苦慮しているわけですが、先ほども申し上げましたとおり、臨時職員も含めて、賃金体系の変更等々ということで、今、社会が流れています。具体的な、ここでちょっと数字、持っていませんので、お答えちょっとできないんですが、ややもすると大変厳しい仕事内容の中で、なかなかこの賃金ではというふうな、実際に働いている方や、あるいはそういうふうな意思のある方の話を耳にすることもあります。

賃金体制については村の決まり、あるいはそういった保育士等が決まっていますので、今すぐということではありませんけれども、いろいろな働き方の中でどうしても終日というよりはいろいろな形で働いていただくような、大変厳しいそういうふうな状況にありますので、今後、国はもちろんですが、県やあるいは吾妻郡内等々、いろいろなところで確認、あるいは調査をさせていただく中で、そういった賃金等についても改善ができれば積極的にしていきたいというふうに思っています。

もう一つ、これに関する事で、今、なかなか臨時の職員の方々も苦慮しているところなんですけれども、正規の保育士さんでお願いするというようなことで、なかなか実はここ一、二年、数年ですね、なかなか正規の職員の応募がありません。そんなことから、いろいろ考える中で、応募をしてくださる、したいといういろんな方の状況のほうを把握してみますと、年齢制限等も出てきていますので、その辺のところの緩和というか、ということについても今後積極的に検討していく必要はあるのかなというように、現在、具体的なこうしようということは、特に今まだ決まっていませんが、ぜひそういったことを含めて、今後、前向きに検討していきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（松本 幸君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） 今、おっしゃるように正社員の皆さんとパートの皆さんに関しては、今回、同一労働同一賃金にあってもかなりの差があるということで、教育長も承知をされているところではありますが、こういったところから、やはり今後、少子高齢化がもう間違いない時代の中で、定年延長も65歳から70歳までの方を活用するというふうに国の流れも変わってきていますので、その辺に関して孺恋村としてもきちんとそういった高齢者までも幅を広げて採用していただければというふうに思います。

ただ、そして、あと保育所に入所したいという方がいらっしゃるわけですが、今現在、やっぱり保育士が足りないので、ちょっと受け付けできないみたいな現状はあるようですが、やはり教育長にお聞きしたいと思いますが、待機児童の考え方というのはどのように考えているのか。やはり、きちんと入りたいという人全員を受け付けて、初めて待機児童の数が出てくるのではないかなというふうに思いますので、そういった断っていることが、事実があるのかなのかということも含めてお聞きしたいと思います。

○議長（松本 幸君） 教育長。

〔教育長 地田功一君登壇〕

○教育長（地田功一君） 佐藤議員のご質問にお答えします。

まず、待機児童については、現在、おかげさまでゼロであります。

この待機児童の考え方ということなんですが、基本は待機児童はつくらないというのが基本です。中で、途中入所してくる子もいますし、そういったものについては、4月当初の段階でいろいろ希望等もとらせてもらっていますので、その時点に来てどうにかするというよりは、4月当初、1年間を通して、基本的には今、お話、先ほどからしていますように、

臨時の先生あるいは突発的なある期間をぜひお願いするような形も含めて、それには対応していきたいと思いますし、対応しているつもりであります。

○議長（松本 幸君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） 今回の回答で、4月当初しっかりと年間計画の中で受け入れ人数等を把握していきたいということですが、当然、中途入所したいという方もいらっしゃいますし、途中で村内の企業に就職をする、フルタイムで就職をするので申し込みをする、そういった場合もあるかと思えます。そういったものに対して、やはり私のところにも受け付けができなかった、受け付けしてもらえなかったという事案もあるように聞いていますので、今後、そのようなことはしっかりと受け付けをしていただいて、来年度まで待ってくださいというような対応がないようお願いをしたいというふうに思いますが、よろしくお聞きしたいと思えます。

それから、保育所の働き方改革の一環の中で、残業時間を減らすということですが、婦恋村としても残業を、もう10時以降も電気がついている、庁舎内、電気ついていることがありますので、週何回かは全員で帰ると、何時、9時以降はもう残業しないと、そういう日を設けてもいいのではないかとこのように思っていますので、その辺についての考え方を村長にお聞きしたいと思えます。

○議長（松本 幸君） 村長。

[村長 熊川 栄君登壇]

○村長（熊川 栄君） 昨年来、タイムカードを職員に入れて、時間管理といいますが、させてもらっております。非常に長い残業時間の方がおりましたが、現在では大分減ってまいりました。個人的にいろんな事情でということもあつたりする方があつたりしますが、それは個人的に担当課長に指示をして、時間を短くということで、大分全体では短く、総労働時間といいますが、は相当短くなっておるのが現実だと思っております。

時間はコストでございます。時間はコスト。コストとは村民の税金でございますので、コスト意識をしっかりと持ちながら、30日でやるところを29日、10日でやるところを9日で努めるように、時間を集中してですね、できるだけ、時間管理を努めておる、庁舎全体で努めておるとこの現実でございます。

議員のご指摘のとおり、一月に1回とか、そういうレベルで、今、試験的にやるのもどうかかなという感じを、私も以前から持っておりました。協議を図り、課長会議を含めて検討して、試験的にする価値はあると私は思っておりますので、また、職員の意識をしっかりと持た

せるという意味でも、そういうことを試行的にやってみることは十二分に価値があると思っておりますので、前向きに検討してみたいと考えます。

○議長（松本 幸君） 総務課長。

〔総務課長 土屋和久君登壇〕

○総務課長（土屋和久君） 先ほどの佐藤議員の質問、1カ月に何回かは残業しない日を設けたらどうかという提案だったんですけども、昨年度だったですか、ノー残業デーというのを定期的に設けておりまして、5時15分になりますと各職員のパソコンに表示がされて、「本日はノー残業デーです」ということで早く帰宅することを促すというようなことを行っております。

○議長（松本 幸君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） 今、総務課長のほうからお話のあったノー残業デーの稼働率は、じゃ、どのくらいなんですか。

○議長（松本 幸君） 総務課長。

〔総務課長 土屋和久君登壇〕

○総務課長（土屋和久君） ノー残業デーの稼働率というのは数字的には確認をしておりますけれども、みんなで声をかけて、本日はということで帰るように促しております。比較的残る、だらだらと残っていることはなくなってきたというふうに感じております。

○議長（松本 幸君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） 先ほど総務課長より、仕事が立て込んでいたり、選挙時のときには残業を超える場合もあるということで、月の時間等を条例改正されたということですが、やはりそれであっても月に95時間残業すれば、その次、2カ月に当たっては、次は65時間というふうな形で制限をされているのが国の法律だと思いますが、そういったところも含めて、やはり職員みんなで、あと管理職のしっかりと職員と連携を図りながら業務の把握をしていくということ、また、孺恋村みたいな小規模の自治体においては複数の仕事を1人の方が持っていらっしゃるということで、残業もやむを得ないということも事実であると思しますので、そういう点も含めて職員の健康状態やそういったことも含めて、しっかりとこれからそういったものの取り組みをしていく必要があるのではないかなというふうに思います。

また、幼稚園、保育園の先生たちについても、やはりそういった過重な、先ほど5点について改革をするというふうにお話があったので、それに基づいてきちんとやっていけたらいいなというふうに思いますが、どうしても無理なところもあると思いますが、これは

残業したものについてはしっかりと残業手当を村としても支払いをしていくというようなこと、サービス残業が多くあると思いますが、そういったところをなくしていくことも、適正な評価をして職員の資質を上げていくということも、村長以下、課長職の仕事だと思っておりますので、今後しっかりとしたそういった取り組みをお願いしたいと思います。

○議長（松本 幸君） 村長。

[村長 熊川 栄君登壇]

○村長（熊川 栄君） 的確なご指摘だと思っています。私も先ほど時間はコストである、コストとは税金であるとお話をさせていただきました。職員もそういう意識を持ちつつあると思っております。

それから、サービス残業はゼロにしたいと思っております。村民のために働いた、それは正当に報酬を払うべきであると思っております。今後、それは十分にコスト意識を持っていただくと同時に、サービスの残業というのはあってはならんと思っております。あわせて、同一労働同一賃金ということも言われましたけれども、これも方向性としては当然だと思っておりますので、人事評価を適正に、国も県ももう始まっておりますので、我が村でも始まりつつありますので、それも含めて、今ご指摘の点を十分配慮しながら、今後、行政に組みたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（松本 幸君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） じゃ、最後にしたいと思いますが、やはり伸びる会社というのは従業員を大事にできる場所であるということでもあります。そういった観点から、やはり村としても村民のサービス向上のためには職員のしっかりとしたそういった資質を伸ばしていく、また情報、横の連携もしっかりとっていけるという環境をやはり整えていくということが、住民サービスにもつながると思っておりますので、今後もこの点に関してしっかりと村長以下、課長職の皆さんで連携をしながら取り組んでいただきたいということをお願いして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（松本 幸君） 以上で、佐藤鈴江さんの一般質問を終わります。

---

◇ 土 屋 幸 雄 君

○議長（松本 幸君） 続いて、土屋幸雄君の一般質問を許可します。

土屋幸雄君。

〔6番 土屋幸雄君登壇〕

○6番（土屋幸雄君） 議長の許可を得ましたので、子育て世代包括支援センターについて、ふるさと住民票制度の導入について、若者の視点での活性化対策についての3点を質問いたします。

まず最初に、子育て世代包括支援センターについて質問をいたします。

現在の嬭恋村は近くに産婦人科や小児科の病院がなく、遠く渋川や前橋、あるいは長野県上田市方面の病院まで通わざるを得ないのが現状であります。子供を産む家族にとって、将来の家族構成を立てるときに、肝心の出産が安心してできる環境が身近にないことは、子供を産むこと自体を控えてしまい、少子化を一層促進させることになりかねません。

妊娠をされた方が、住んでいる近くの病院で出産したいと考えることは当然のことだと思います。まさに嬭恋村は産科・小児科医の空白地を言わざるを得ません。それだけに、産婦人科、小児科の病院が遠いからこそ、嬭恋村としてできる何か独自の支援策を拡充・充実していくことがこれから必要であると考えております。

子育て世代包括支援センターを開設したとのことですが、子育て世代の皆さんに対して、自信を持って利用してくださいと言えるようなセンターであるのかをまず伺います。

次に、お伺いします。

少子化に歯どめをかけるためにも、子供向け遊具やおむつがえ用のベッドなどを備えてゆったりとした環境の中で、保健師や助産師たちが相談に応じる体制を整備することが重要だと思います。また、妊娠期から子育て期まで切れ目なく支援をしたり、子育てに関する情報などを集約して対応できる体制を整えていくことも必要だと思います。さらに、産婦人科病院や保健医療、福祉の関連機関とも連携し、支援が必要な人には個別の支援プランを作成し、事情に応じて柔軟な対応ができる仕組みをつくり、センターに行けば、妊娠・出産・育児などに関する相談をワンストップで対応できるサポート体制の整備が嬭恋村には必要であります。

そこで、それらを網羅した内容が充実した子育て世代包括支援センターにしていくことを、村はどのように取り組んでいく考えがあるのか、村長の考えを伺います。

次に、ふるさと住民票制度の導入についてお伺いします。

今、嬭恋村には村民のほかに別荘所有者やふるさと納税の協力者、観光大使など何らかの形で村にかかわっている人たちが大勢おります。また、村を離れて村外に出ている村出身者

の方もおります。いわゆる交流人口と言われる人が多数おります。

そこで、それら村外の方々に何らかの形で孀恋村の応援団になっていただき、一緒に孀恋村の今後のことや、人口対策等をこれからどうしたらよいのかを考えていただき、提案してもらえるような何らかの仕組みをつくる必要があるのではないかと考えております。このような方々と地域の人が多様にかかわる関係人口をふやすことにより、地域の活性化につなげていくことが重要だと思います。

そこで、ふるさと住民票制度の導入を提案いたします。希望する方は村へ登録をしていただきます。そして、ふるさと住民として、外からの目線を生かした村づくりを提案・提言をしていただき、村政に生かしてもらったらと思います。村長はどのようなお考えか、ご意見をお聞かせください。

このような中から、孀恋村に興味や関心を持ってもらい、将来、村に移住やUターンをする人たちがふえるきっかけとなればと思いますが、村長の少子化に対する考え方とあわせ、現在の取り組みについてもご意見をお聞かせください。

3点目、若者の視点での活性化対策について伺います。

若い人たちは中学校を卒業すると、自分の将来に向かって高校や大学、専門学校へと進学しています。しかしながら、これらの大多数の人々はふるさと孀恋には戻らず、そのまま他の地域に就職先を決めて結婚をし、生活の拠点としております。

そこで、今こそ、私はこういった若い人たちの意見を参考にすべきだと思います。例えば、なぜ孀恋村には戻らないのか、働く場所があったら戻れるのか。また、群馬に就職してもらい、孀恋村に住んで通勤してもらえるのか等を真剣に考えていただける場をつくってはどうかと思います。

若い人たちの目線とやわらかい発想で討論ができる機会をつくることが大事であると考えております。そういったテーマを提案して、討論してもらえば、何らかのすばらしいアイデアが出てくると思います。そして、村の将来の未来図などを作成し、示していけば、仮に結論が出なくても、何らかの解決のためのヒントが見えてくるのではないのでしょうか。そこで出された意見を精査し、それらを村の政策に反映させ、取り組みを進めていくことを提案いたします。村長の考え方をお伺いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（松本 幸君） 土屋幸雄君の一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 土屋幸雄議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、子育て世代包括支援センターの開設をしたけれども、子育て世代の皆さんに対して自信を持って利用してくださいと言えるようなセンターであるかというご質問でございました。

また、あわせて子育て世代包括支援センターに行けば、ワンストップで対応できるサポート体制の整備が必要だと思うが、村の取り組み方針はというご質問でございました。

村では、現在、妊娠期から子育て期において切れ目のない支援を行うために、昨年12月に子ども子育て支援センターという名称で、子育て世代包括支援センターを保健室内に開設いたしました。

子育て世代包括支援センターは母子保護法の改正により、平成29年4月から市町村に対し設置を努力義務化し、令和2年度末までに全国展開を目指すこととなっております。センターの開設や運営には交付金措置もございます。

議員ご指摘のとおり、ことしの1月から西吾妻福祉病院での分娩が休止となり、身近な地域での出産ができなくなったことは、まことに残念なことですし、妊娠・出産や子育て期の医療に対する保護者の皆様の不安は、解決しなければならない大きな政策課題だと認識しております。

現在、子ども子育て支援センターでは母子手帳交付時に妊婦さんから妊娠に対する心配事ですとか、家庭の状況などをお聞きするとともに、全員に妊娠・出産に関する目標や自分や家庭が実行すること、健診日程などが確認できる子育て支援プランを作成していただいております。また、支援が必要であると思われる妊婦さんにつきましては、別に支援プランを作成し、関係機関と連携をとっております。

また、村では子ども子育て支援センターを開設する以前から、子育てに関する相談等は、乳幼児健診をきめ細かに実施することにより、対応してまいったところがございます。

また、妊娠から就学時までの母子健康法による事業と児童福祉法による事業の充足率を可視化できるグラフの作成を行ったところ、全国に比べて婦恋村は大幅に充足しているとの結果となりました。特に就学前、4歳児、5歳児相談を行うことで、就学前までのお子さんの状況をしっかり把握することができているようでございます。

このようなことから、子育て世代の保護者の皆様との信頼関係も少なからず築けていると考えているところでございます。

次に、子育て世代包括支援センターに行けば、ワンストップで妊娠・出産・育児に関する



相談ができる体制の整備についてでございますが、昨年5月に保健室にある農村環境改善センター内に子育て支援拠点でありますここに広場を開設したことによりまして、農村環境改善センターに行けば子供の遊び場、相談等を1カ所で済ませることができる体制を整備してまいりました。非常に人気があると言っては何なんです、東部こども園の終わった後にそちらにお子さんがたくさん来るとか、小さなイベントをやると想定以上のお母さん、子供たちも集まってくるというような状況が、現在は続いております。

今後は、子育てに関係する機関とより連携をとりながら、妊娠期から子育て期の保護者の方に、より一層自信を持って子ども子育て支援センターをご利用くださいと言えるセンターづくりを目指してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

ふるさと住民票制度を導入し、村外の方に応援団になっていただき、提案・提言を村政に生かしたらどうかというご質問がございました。

ふるさと住民票制度は民間シンクタンクである構想日本によって提唱され、平成29年3月にスタートし、現在全国で10市町村が取り組んでいるようでございます。ふるさと住民票は選挙権や納税義務はありませんけれども、行事に参加したり、政策を提言したり、ふるさと納税をしてもらおうなど、関係人口としてつながりを持ってもらう制度であると認識しております。この制度が理想どおりに機能すれば、地域を元気にする方法の一つになり得ると考えておるところでございます。

本村でも、移住・定住の促進や交流人口の拡大に力を入れてきておるところでございますけれども、他町村の事例として、町がファンクラブの会員として募集を行い、会員が町の宣伝活動などを行うとポイントがつき、一定のポイントがたまりますとプレゼントがもらえるという仕組みもあるようでございます。村外の方々がどのようにしたら本村を継続的に応援していただけるのか、検討していきたいと考えておるところでございます。

定住人口、交流人口の次のキーワード、関係人口というふうに現在言われております。構想日本を初め、現在、我々が目指すところは定住人口、交流人口プラス関係人口だと思っております。ぜひとも、共通認識を持ちながら、しっかりと前向きに取り組んでまいりたい、こう思いますので、よろしくご理解とご協力をお願いしたいと思います。

○議長（松本 幸君） 村長、もう一点。

○村長（熊川 栄君） すみません。

○議長（松本 幸君） 村長。

○村長（熊川 栄君） 質問の第3点目、若い人たちの意見を参考にすることが重要と考える

と。若者と討論する機会をつくって政策に反映させたらどうかということでございました。

若者の考え方を聞き、将来の村づくりに生かしていくことは大切なことであると考えております。少子高齢化の時代を迎えまして、将来を担っていただく若者はとても貴重な存在であります。時代が急激に変化している中で、ITや人口知能の発達により将来消えてしまう職業や逆に新しく必要になる職業があると予測されております。その時代に本村が発展を続けていくためにはどうしたらよいのか、若者たちと話し合う機会を設け、ぜひ意見を聞きたいと考えておるところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（松本 幸君） 再質問以降は一問一答で行います。

土屋幸雄君。

○6番（土屋幸雄君） 改善センターに子育て支援センターを開設したということでございますが、7月1日の人事のあれを見たら、職員は全然配置されていない、どういう体制で運営をしているのかちょっとお聞かせください。

○議長（松本 幸君） 住民福祉課長。

〔住民福祉課長 熊川真津美君登壇〕

○住民福祉課長（熊川真津美君） 土屋議員のご質問にお答えさせていただきます。

この子育て世代包括支援センターにおきましては、職員は保健師、現在の保健師が対応しております。というのも、小さい自治体でありますので、専門の当然中心になる職員はおりますけれども、保健師全員が健診のところからかかわっているものですから、全員が情報を共有しながら、子育て支援センターも健診のほうも一緒にさせていただいているという状況です。

○議長（松本 幸君） 土屋幸雄君。

○6番（土屋幸雄君） きめ細かな支援を行うということでございます。保健センターには保健師さんが1人しかいない。婦恋は何人いるんですか、保健師さんという名は。

○議長（松本 幸君） 住民福祉課長。

〔住民福祉課長 熊川真津美君登壇〕

○住民福祉課長（熊川真津美君） 保健室にいる保健師は現在4名で、そこに栄養士と、臨時職員ですけれども、看護師と栄養士がおりまして、その全員で対応させていただいております。

○議長（松本 幸君） 土屋幸雄君。

○6番（土屋幸雄君） 保健師さんが4名ということでございます。これは本当に4人が婦恋

村の子育ての人の本当に切れ目ない相談ができるような体制をこれからも漸次つくっていただきたいと思います。

それと、切れ目のない支援ということは対話と信頼関係だと思うんだけど、その辺がうまくできるような体制もある程度つくっていかないと、一方的な、ただ押しつけの資料とかそういうやつの提供だけじゃ本当にだめだと思うんで、親身になった対応ということで、私たちが医者にかかるときはかかりつけの医者と同じに、かかりつけ保健師さんというのもつくっていただいて、円満に、本当にいろんなことも相談できるような体制にさせていただきたいと思うんだけど、その辺のことをちょっとどうですか。

○議長（松本 幸君） 住民福祉課長。

〔住民福祉課長 熊川真津美君登壇〕

○住民福祉課長（熊川真津美君） ただいまのご質問ですけれども、昨年5月ににこにこ広場を開設しました。その職員には再任用の栄養士を中心にパートの方で運営していただいているんですけれども、やはりそのときに、以前から健診でもその栄養士はお母さんたちとの面識もあったということもありますし、にこにこ広場の職員が足りないときは保健師もおりていって対応させていただいているとかということもありますので、その中の情報共有というのは十分にされているのかなという考えであります。

また、お母さんたちも現在勤めています退職した栄養士さんでありますとか、パートの職員さんを信頼していただいているいろいろな相談を受けていることを、ふだんの気になることは保健師のほうにつないでいくというような体制をとっておりますので、情報共有はされているのかなという思いであります。

○議長（松本 幸君） 土屋幸雄君。

○6番（土屋幸雄君） 支援センターの設備なんですけれども、受付とか、そういうのは設けられているんですかね。そういうのはやっぱり支援センターの顔、受付は顔となる場所だと私は思っております。受付の段階で、本当に親切、丁寧なということは、ここへ来れば何でもできるというような、そういういろんな説明とか、そういうのできる体制をつくっていかなければならないと思うんですけれども。

それと、あと個人情報だとか、いろいろあると思うんだけど、カウンセリングとかいろいろする場合は個室でできる体制とかそういうのはできているんですか。それとあと、託児所のおむつをかえると、そういう場所もある程度整っているのか、その辺のところをちょっとお聞きします。

○議長（松本 幸君） 住民福祉課長。

〔住民福祉課長 熊川真津美君登壇〕

○住民福祉課長（熊川真津美君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

まず、母子手帳の受け付けにつきましては、改善センターに入っていただきますとパーティーションで区切った個室を用意しております。そこで相談が受けられるようにしてありますとともに、また2階のほうにも個室、ふだん使っていないお部屋ですと個室になるところがありますので、そういったところで聞き取りなどをさせていただいておりますので、個人情報につきましては、そういった面では守られているのかなというふうに思います。

また、にこにこ広場におきましては、おむつをかえるスペースは用意してあります。そこでお母さんたちがかえているというような状況になっておりますので、ただ、授乳に関するときにはちょっとスペースを区切るのが大変かなということなので、隣のお部屋に行っていたりとかしながら授乳はしていただいているような場面もあると聞いております。

以上です。

○議長（松本 幸君） 土屋幸雄君。

○6番（土屋幸雄君） あと、子供を育てるコミュニケーション・トレーニングシとか、そういうのが群馬県でやっていると思うんです。あと、「ほめトレ」という愛称で、あれ群馬県が推奨していると思うんですけれども、それは嬭恋村にも配布されているんですかね。それを利用して、何歳児健診とかそういうとき、母親たちにちゃんと見せて、そういう運営をして、いろいろ今は虐待だとか、そういうのはほめて子供を育てるといふそういうビデオだそうなんですけれども、そういうのもやっぱりいろんなこういうところも活用して、健診のときは活用して、うまく子育て世代の人らに周知をしてもらおうような、そういうこともこれからどう考えているのか、ちょっとお聞きします。

○議長（松本 幸君） 住民福祉課長。

〔住民福祉課長 熊川真津美君登壇〕

○住民福祉課長（熊川真津美君） ただいまのほめトレの件なんですけれども、うちのほうの保健師は全員その研修を受けてまいりまして、承知はしております。また、ことしも、保健師ではないんですけれども、2名参加しているというような情報もありますので、そういったこと、まだ皆さんの中に周知は不徹底かもしれませんけれども、そういったビデオ等も配付されておりますので、健診の折でありますとかそういった機会をつくりながら、保護者の方、お母さんたちに見ていただくことを検討していきたいと思っております。

○議長（松本 幸君） 土屋幸雄君。

○6番（土屋幸雄君） まだ、子育て支援センターというような名称が婦恋村に本当に、私たちがこの間の議会で初めて知ったんだけど、婦恋村に知れていないと思うんだけど、ぜひこういういいことはどんどん宣伝をして、皆さんに周知できる体制を至急つくっていただきたいと思うんだけど、その辺のことをちょっとお願いします。

○議長（松本 幸君） 住民福祉課長。

〔住民福祉課長 熊川真津美君登壇〕

○住民福祉課長（熊川真津美君） ただいまの土屋議員のご提案に対しまして、確かに12月に開設してから広報等で1回しか周知していないという現実があります。その都度、お母さんたちにはお話はさせていただいているようなことも聞くんですけども、やはり村全体でそういったものがあるということ、活用していかなければならないと思いますので、今後におきましてはチラシでありますとか広報に再度載せていくとか、関係機関と連携をとりながらそういったことを広めていきたいと思いますので、ご理解いただければと思います。

○議長（松本 幸君） 土屋幸雄君。

○6番（土屋幸雄君） ぜひともよろしくお願いします。まだ、開設したばかりで、不備の点がいろいろあるかと思うけれども、これからまたいろいろ内容を充実して、婦恋の子育て、子供がふえていくようなそういうことをぜひともやっていてもらいたいと思います。

続きまして、ふるさと住民票についてなんですけれども、先ほど村長が述べましたけれども、民間のシンクタンク構想が提案しているものでございます。愛する町村への思いや行動を形にしてということで思いがあるそうです。町村との距離をぐっと近づけていくということがふるさと住民票であり、婦恋のファンクラブになってもらうということだと思っておりますけれども、本当に婦恋村のファンになってもらうクラブ、そういうことは本当に重要と思うんですけども、そういうことに対して村長はどう考えているのか、ちょっとお願いします。

○議長（松本 幸君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 先ほど、関係人口という言葉を使わせていただきました。婦恋村に関係人口を持っておる方というのは婦恋村ご出身の方で、東京都や近隣の都県のほうに出かけている方々、あるいはふるさと納税でご協力をいただいて、婦恋のふるさと納税の目的をちゃんと理解してご協力をいただく方々、あるいはキャベツをキーワードにやってきておるキャベツ大使（観光大使）というようなことで名刺もつくらせていただいて、婦恋村のPRに

ご協力をいただいております。あるいはつまごい祭りでかかわりのある関係する皆様方に婦恋村にご理解とご協力をいただいております。社会通念上許されるご協力をいただいております。民間の企業等の方々、かかわりのある関係人口をこれからは交流人口プラスアルファで考えるべき時代だと私も思っております。

それを民間シンクタンク、土屋議員の言うふるさと住民票制度というこの一つのそれなりの制度で効果を上げているやに聞いておるところでございますけれども、関係人口をどうやって集約するかということだ思っております。何らかの形で今もかかわりのある婦恋村を愛する方々、多数おりますので、それをどういうふうに体系的に婦恋村の発展に結びつけるか。

先ほど若者の意見を聞くかという話でも共通点があるかと思われましても、そういう新たな方々の関係人口を深めるとともに、ふるさと住民票制度というこういう制度が、一つの案として現実社会に生まれておるといよりも現実でございますので、これらもしっかり勉強しながら、関係人口の集約化、そして婦恋村のためになるようなことをしっかりと取り組む方向性は持つておるつもりでございます。

これを即、そのまま真似してやるのかどうかという話はちょっともう少し時間をいただいて勉強させてください。いずれにいたしましても、関係人口のある方々、関係人口がキーワードだと私も思っておりますので、前向きに取り組みたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（松本 幸君） 土屋幸雄君。

○6番（土屋幸雄君） 婦恋村には別荘の所有者、それとふるさと納税等をしてくれる人たちが大勢いると思います。そして、そうした人たちは住所はどうせ、婦恋村はみんな把握していると思うんですけども、そういう人にまず配付をして、ふるさと住民に登録をしてもらえるようなことを、何らかのアクションを起こすということは考えていないのか、ちょっとお聞きします。

○議長（松本 幸君） 村長。

[村長 熊川 栄君登壇]

○村長（熊川 栄君） 別荘の所有者、土地所有者を含めると2万8,300人ぐらい、建物だけで今9,300強というような状況でございます。これらの方々につきまして、そのうちの納税者につきましては、夏の便りということで、夏休み前に案内状を送らせてもらい、かつ固定資産税の納入通知等もご一緒させていただいております。そこにもあわせて、ふるさと納税等のご案内もさせていただいております。

丁寧な言葉でふるさとの、孀恋村内には広報があるわけですが、そういう方々に対しても、ふるさと孀恋の便りということで、毎年、ご案内をさせていただいておりますが、今後も引き続きかわりのある人々、多数別荘の関係者がおりますので、丁寧に村をよく知ってもらおうべく対応を考えてもらいたい。

より一層深く何とかの関係、リレーションシップを構築しろというのが関係人口と言われる言葉だと思っておりますので、もう少し策を講じて、そういう方々に孀恋村のご理解をいただきたい。また、ふるさと納税も関係してそういうものにしっかりと取り組む、そういう方向性だけは持っておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（松本 幸君） 土屋幸雄君。

○6番（土屋幸雄君） 特に、ふるさと納税者は本当に孀恋のためにお金を寄附してくださっております。この人たちをまず手始めに、本当に本当に大事にして、これから末永く孀恋村にそういうふるさと納税をしてもらえるように、孀恋村の6次産業とか特産品とかそういうのも当たる何かいろんなキャンペーンとかいろいろして、そういうものをそういう人たちに周知していただき、これからは長く納税してもらおうと、これが本当に孀恋のお金の収入、自主財源の確立のための一番大事なことだと思うんですけども、こういうことも本当に村づくりには重要だと思うんですけども、まず初めにふるさと納税者を対象にしてこういうことを登録してもらおうとか、そういうこともできないですか。ちょっとお願いします。

○議長（松本 幸君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 佐藤幸光君登壇〕

○総合政策課長（佐藤幸光君） 土屋議員の質問にお答えしたいと思います。

まず、ふるさと住民票制度というのは、共通のふるさと住民カードを加盟自治体がつくることによって、その認識を日本中に広げようという発想で始められたと思います。2年たって、今、10町村ということで、それほど広がっていないというのが現実だと思うんです。

この制度というのは見返りが基本的にないというのが、本当に気持ちで応援するということが趣旨で始まっていまして、別の方法もこうあるのかなということも考えているんですけども、いわゆるこういった孀恋に関心を持ってもらう方をふやして、それをふるさと納税に結びつけるというのは、本当に大事なことだと思いますので、その辺は検討をしていきたいと考えています。

以上です。

○議長（松本 幸君） 土屋幸雄君。

○6番（土屋幸雄君） 登録者には、本当に婦恋の観光面でふるさと帰りツアーとか、婦恋の観光名所とか文化・史跡とかそういうめぐる、温泉とかめぐって、そういう人たちにツアーなどを計画して、募集をして始めるということは、そういうこともまた必要ではないかな。本当に婦恋村を理解してもらえて、応援をしてもらえるきっかけになるとは思うんだけど、ふるさとツアーとか、そういうやつの企画とか、そういうのはどうですか、応援団を募るための。

○議長（松本 幸君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 佐藤幸光君登壇〕

○総合政策課長（佐藤幸光君） ただいま土屋議員さんのほうから、婦恋をめぐるツアーを企画したらどうだというご提案をいただいたんですけども、非常にいいことだと思います。もしかしたら、大型バス何十台もなるぐらいになれば、かなりインパクトもあるんじゃないかと。そういった制度ができれば、ぜひ実施したいと思います。

○議長（松本 幸君） 土屋幸雄君。

○6番（土屋幸雄君） ぜひとも前向きに検討をして、真剣に取り組んでもらいたいと思います。

次に、若者の視点での活性化ということでございますが、まず最初に、婦恋村にも若い人がいます。役場にもいます。農協にもいます。それで商工会の青年部たちもおります。まず最初にそういう人たちを集めて、婦恋の目線でまた考えてもらう、そういう何かの話し合う機会を設けるということは、まずどうですか。

何たって、これから先は若い人の意見を聞かないと、私たち年配の方が考えてもわからないことが、今の若い人はいろんな発想があります。そういうことをヒントとしてしていくことが本当に重要だと思うんですけども、その辺のことをちょっとお願いします。

○議長（松本 幸君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 人生、男性が80歳、女性が87歳、81歳の87歳ですか。人間は限られた時間しか生きられないわけですが、ダイナミックに科学技術の変化に応じて社会のフレーム、制度、このものがダイナミックに今、変化しておると思っております。

我々の世代から今の二十の世代というのは日常生活、ライフスタイルは全然違うわけですが、また、言葉にもイクメン、家事メンという言葉がありますように、男性が働くだけでなく、女性が働く社会、女性が働くのも当たり前の社会となってまいりました。我々



が若いころは女性は家庭にという雰囲気が多かったですけれども、現在、日本国における勤労者は6,300万人おりますが、つい先月でございましてけれども、女性で働く方が3,005万人ということでございます。それだけダイナミックに社会は変わっておると思っております。

それから、200年前にもものを決めるのは、執行するのは執行権者で、ものを議すのが議会で、それを監督するのが裁判所と三権分立という制度もできてきましたけれども、今は通貨もダイナミックに世界と通じる時代になってきておりますので、こういう制度そのものも一部制度疲労をお越しておるのかなと、こういう私も感じを持っております。

そういう意味で、今、土屋幸雄議員の言う村内における15歳から25歳ぐらいの皆様が何を考えておるのか、それから将来にどういう希望を持っておるのか、こういう調査をすることは非常に重要だと思っております。

それで、我々の次に世代、あるいは次の次の世代には、全く違った社会が来ると私も思っております。携帯電話がこんなに普及するというのを、我々、子供のころは誰も思っておりませんでした。今は携帯電話は当たり前、なおかつ世界と個人ではインターネットやSNSを通じれば、世界の誰とでも通じることができるという社会となってまいりました。

そういう意味で、情報通信の極端な発達あるいは人口知能の発達、あるいは車も運転手なくて目的地に行ける自動車もできるというようなことがもう間近だと思っておりますので、技術革新あるいは通信関係の発展、こういうことを考えますと、若い世代、我々と違う感性で生きておりますので、土屋議員の言う若者の意見をよく聞いてという、討論という話もございまして、そういう機会があれば、ぜひとも、私も聞いているつもりでございましてけれども、組織的にそういう勉強会はどうかという趣旨も含まれておると思っておりますので、しっかりと我々も若い世代の考えは確認しながら組織的に勉強会みたいなものをやるのであれば、それもちよっと庁内で検討を加えてみたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（松本 幸君） 土屋幸雄君。

○6番（土屋幸雄君） あと、もう一つの方策として、毎年、成人式が開かれていると思います。成人する人は本当にこれから社会に出るとか、そういう人がいっぱいいると思うんだ。通知書の中に、もしあればそういうとき、婦恋村の何とかの、どうしたら婦恋に住めるとか、そういうことのアンケートだとか、質問事項を一緒に出して、それで投函してもらおうとか、成人式の当日に持ってきてもらって、また話し合いができれば話し合いするとか、そういうことも必要じゃないかと思うんだけど、どうですか。

○議長（松本 幸君） 村長。

[村長 熊川 栄君登壇]

○村長（熊川 栄君） お金のかからないことで、文書を、同じ文書を出すのであれば、可能であるならば、そういうものもとることもいいことだと思いますので、内部で検討させます。

○議長（松本 幸君） 土屋幸雄君。

○6番（土屋幸雄君） それとあと、その意見を聞いたら婦恋の未来図ですね、未来図をぜひつくっていただきたいと思います。病院だとか、ショッピングセンターだとか、薬局だとか、レストランだとか、こういうものがこうやって将来はこうなるという若者視点の絵図とか、そういうのをぜひとも作成して、提示していただいて、また検討してもらって、本当によく語り合うことが必要じゃないかと、若者目線で。そうしなければ婦恋村は若い者が残っていかないと思うんだ、新しい婦恋をつくっていかないと。だから、そういうこともぜひとも検討してもらいたいと思うんだけど、どうですか。

○議長（松本 幸君） 村長。

[村長 熊川 栄君登壇]

○村長（熊川 栄君） 今、婦恋高校の生徒が議会に来て傍聴していただいておりますが、あれもすばらしいことだなと思っております。また、義務教育を含めて、小学生でも高学年から中学生、いろんな形で、いろんな社会教育といえますか、社会学といえますか、あるいは公共学といえますか、そういうことも勉強しておると当然思っております。社会であれば、衆議院があります、参議院があります、ものを決めるのは議会です。ものを執行するのは内閣ですと、こういう勉強も当然しておるわけでございます。中学生レベルですと、今、英語でお話しできる英検の、これからTOEICの時代になるのかもしれませんが、現実には英検も相当数が取っておるということでもあります。

そういう学校でやる意見もいろいろありますけれども、組織的にそれを村が行政的に主導でやるのかどうかというご指摘でございましたが、それについてはちょっと、それも一応課内のほうで、庁内で一応検討を加えてみたいと思っております。

十分に今でも、それなりの若い子たちは勉強はしておると思っておりますが、村のグランドデザインをどんどんつくれるような若者がいれば、本当に大歓迎で私もおります。ぜひともそういう若者がどんどん出ていただいて、そして、村のことを考えてもらえるということであるなら、本当に私も推奨したいと思っておりますので、何とかそういう若い子供がどんどん出てきてもらえるようなことが可能であるならば、私も取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（松本 幸君） 土屋幸雄君。

○6番（土屋幸雄君） ぜひとも、今、村長の意気込みを信じております。ぜひとも若者目線で、本当に孀恋村をいい孀恋村につくっていただくことを願ひまして、私の一般質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（松本 幸君） 以上で、土屋幸雄君の一般質問を終わります。  
休憩します。

休憩 午前 11時39分

再開 午後 零時59分

○議長（松本 幸君） 再開します。

---

◇ 伊 藤 洋 子 君

○議長（松本 幸君） 続いて、伊藤洋子さんの一般質問を許可します。  
伊藤洋子さん。

〔9番 伊藤洋子君登壇〕

○9番（伊藤洋子君） 日本共産党の伊藤洋子です。

ご存じのように9月議会は平成30年度の決算認定を主として、各議案を審議しております。決算の総括質疑や決算審査の中でも述べさせていただきましたが、決算認定は予算の執行を住民の目線で評価し、この結果が今後の行財政運営に生かされるようにしていくことが大きな意義と言えます。私はこの意義をいつでも堅持するように努めるとともに、税金の使い方をより多くの村民の幸せのために使われるよう、村民が主人公の立場で質問をいたします。

まず初めに、消費税増税に対する考え方についてです。

国は10月1日から消費税を8%から10%に増税することにしており、そのための施策も進めているところです。増税分をお返しするというので、キャッシュレス決済、ポイント還元、プレミアム券の発行などの準備を進めています。この施策では村内業者にも不安と混

乱もあります。私は今度の増税は地域の暮らし、経済を壊してしまうと考えており、増税トップの立場で質問いたします。

婦恋村内の業者の多くは小規模事業者ですが、村民の暮らしを支えるとともに、地域経済に大きく貢献しています。このようは実情の中での消費税増税について、村長はどのように考えるのか、3点についてお聞きします。

1つ目は、消費税は社会保障のためとか福祉に使いますと言われてきましたが、消費税が導入されて30年たちますが、福祉がよくなったと思えますか。

2つ目として、以前、消費税について質問したときに、消費税は逆進性の税金だと話されましたが、その考えに変わりはないですか。そうすると所得の低い人ほど重くなる税金なので、給料も上がらず、物価が上がり、景気が低迷しているときに増税をするべきではないと考えますが、村長はどう考えますか。

3つ目として、消費税増税が行われて4年後にはインボイス制度が導入されることになっています。この制度は先ほど挙げた小規模事業者にとっては、このまま商売を続けられるかどうかにかかると大変なものです。以前、私がインボイス制度を実施させないようにと質問したときに、村長は認識不足なので研究させてくださいと答えました。その後、調査、研究され、どのように考えられるのかお聞きします。

次に、加齢性難聴者に補聴器購入補助をについてです。

9月2日の上毛新聞です。この新聞ですが、「健康長寿は聞こえから」という見出しの記事がありました。9月1日は言語聴覚の日ということで取り上げられたようです。

その記事の中に小見出しで難聴は誰も起こり得るとありました。国立長寿医療センターによると60歳代後半は3人に1人、70歳代前半は2人に1人、70歳代後半は何と7割に何らかの難聴があることがわかっております。難聴があるとコミュニケーションの機会が減少傾向となり、認知症のリスクが高くなると考えられています。私は村内の方で2人とも80歳以上の高齢の方と話したことがあります。その方の旦那さんは耳が遠くなったら話題の中に入れてこず、一人でテレビばかり見ていると奥さんが心配されていました。

このごろ加齢による難聴のことについて、メディアでも取り上げることがあります。厚労省の介護予防マニュアル改訂版でも、高齢者の引きこもりの要因の一つに聴力の低下を挙げて対策を求めています。ところが高齢により難聴になっても補聴器をつけない方が多いのは、補聴器が高額であることと、自分の耳の状態に合うものをなかなか見つけることができないなどが要因のようです。

全国の自治体の調査をしてみると、未掌握もありますが、20自治体が補聴器の補助を実施しているようです。先ほどの上毛新聞の記事にある「健康長寿は聞こえから」とあります。高齢になっても生き生きと自分らしく過ごせるために、孺恋村でもぜひ補聴器の購入補助を求めたいと思います。村長の考えをお聞かせください。

3点目の質問に移ります。

副村長の配属について、決算審査、総括質疑を行いました。村長は決算のときになぜこのような質問なのかと解せない様子で答弁をしましたので、まず私の質問主旨を述べさせていただきます。

昨年9月議会に、村長がいろいろな組織の要職を受けているため外出が多く、村行政がしっかり行われているかと心配する村内外の声があることを示し、しっかり行政に取り組むことを求める質問を行いました。また、全員協議会の中でも村長の出張が多く、村長と職員との打ち合わせができないから、村の課題遂行が進みにくいのではと副村長の配属を求めた経緯があります。

私としては、このような経緯がある中で、村長が平成30年度を含むこれまでの行政を振り返って、今回、副村長の配属につながったのではないかと考えたわけです。副村長の配属を歓迎していることを伝え、村長に2点質問いたします。

1つ目として、今回、副村長の配属はどのような考えから行ったのかお聞きしたいと思います。

2つ目、副村長の配属で今後の行政運営を村長・副村長・職員の連携でどのように進めていこうとしているのかお聞きしたいと思います。

以上、村長の明解なる答弁を求めて、私の質問を終わります。

○議長（松本 幸君） 伊藤洋子さんの一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 伊藤洋子議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

第1点目でございますが、消費税増税についての基本的な考え方について、3点のご質問をいただきました。お答えをさせていただきたいと思います。

国では10月1日からの消費税の引き上げは、特定の者に負担が集中せず、幅広く国民各層に社会保障の安定財源の確保のための負担を求めることにより、社会保障の充実、安定化と財政健全化の同時達成を目指し、使途を明確化するとしておるところであります。また、幼

児教育の無償化、待機児童の解消、高等教育無償化、介護人材の処遇改善を新たな政策としております。

まず、第1点目の質問につきましては、婦恋村は社会福祉財源で申しますと、平成30年度の地方消費税交付金のうち、社会保障財源として7,900万円ほど交付されておりますが、平成30年度の社会保障に要した一般財源は6億3,700万円となっております。これまで消費税率の改正により、交付金額も増額となってきました。今後、増税により交付金も増額予定となっております。今後、社会保障費がふえていく中で貴重な財源だと思っております。また、以前より消費税増税分により子育て支援の事業につきましては、にこにこ広場の運営や放課後保育の事業、介護事業、年金事業も拡充されてきました。

今後につきましても、社会保障の充実を目指して、特色ある事業を行っていきたいと考えております。

第2点目につきましては、消費税は所得税や住民税のような高所得の人がより多く負担する税に比べますと、所得の多少にかかわらず誰もが物品の購入時にかかる税なので、逆進性の税金だと一般的に言われております。このため国では低所得者への配慮のため、誰でも生活に必要な食料品などについては軽減税率制度を導入したのだと考えます。

軽減税率の導入につきましては、私は婦恋村のキャベツ、これの税金が8%が10%になるのか、これをすごく気にしておったところですが、今回、キャベツは軽減税率の対象となります。8%で継続できるということで、非常にうれしく思っておるところでございます。

今後も少子高齢化により社会保障費もふえていくことが予想できます。現役世代に負担が集中していくことも考えられますので、各税のバランスが大事だと考えております。

3点目でございますが、国は2023年度より税務署への登録制度、インボイスを実施することを予定しております。免税事業者が登録をしない場合、2029年度には課税事業者が免税事業者からの仕入れ税額控除がゼロとなる予定です。免税事業者離れが懸念されるところでございます。

免税事業者は登録をすることによって、預かり分を納税することになりますが、事業者の事業内容によって、また、販売先によっては免税事業者はいたほうがよい場合、また、課税事業者登録を選択したほうがよい場合が考えられますので、事業者ごとに精査する必要があります。

商工会によりますと、現在、商工会員の中で小規模な事業者で免税事業者が約90事業所あ

るそうでございます。孀恋村といたしましては、各事業者の各々に商工会と連携し、セミナーの開催や相談窓口への案内などを行ってまいりたいと考えておるところでございます。

第2点目でございますが、加齢性難聴者に補聴器購入補助をというご質問でございました。

初めに、加齢性難聴に伴う補聴器の補助金制度導入につきましては、詳細な調査結果はないようでございますが、ご指摘のように全国的に見ても少数のようでございます。

また、各都道府県議会、市議会におきましては、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書が採択され、国に対して意見書を提出しておる自治体もあるようでございます。購入の補助ではありませんけれども、2018年度から補聴器の購入が条件つきではありますが、確定申告の際、医療費控除の対象となったようでございます。

孀恋村では補聴器購入の補助につきましては、身体障害者手帳をお持ちの方、身体障害者手帳の交付対象とならない18歳未満の軽・中度の難聴児の保護者に対しまして購入の補助を行っております。

議員ご指摘のとおり、加齢に伴う聞こえづらさから外出を控えたり、人との交流を避けたりすることで、認知症のリスクが高まることも指摘されておりますことは現実のようでございます。今後におきましては、国の動向や近隣町村や県内の自治体の状況を把握しながら、補助制度について検討を加えてまいりたいと考えております。

第3点目でございます。副村長の配置に関するご質問でございました。

まずは、どのような考えでとのことでありますが、一言で申し上げますと、総括質疑の際にも答弁させていただきましたが、副村長の配置により、より円滑で充実した村政への執行を図っていくためということでございます。

また、2点目の今後の行政運営にどう生かしていくかというご指摘でございますが、副市町村長に関することが地方自治法第167条に規定されております。ここには「副知事及び副市町村長は、普通地方公共団体の長を補佐し、普通地方公共団体の長の命を受け政策及び企画をつかさどり、その補助機関である職員の担任する事務を監督し、別に定めるところにより、普通地方公共団体の長の職務を代理する」とされております。

この規定につきましては、それまでの助役という役職にかわりまして、副市町村長の職務として、長の命を受け政策及び企画をつかさどる旨の規定が追加されたものであり、副市長村長の職務について、単に内部的な長の補佐にとどまらず、より積極的に関係部局を指揮監督もし、必要な政策判断を行うことが明確化されてきたところでございます。

これによりまして、副市町村長は、これまで市町村長が担ってきた当該市町村全体を視野

に入れた、事務方で行い得るレベルを超える高度でかつ重要な企画の一定部分について、長の意向、判断の範囲内において、みずからの担任事項として処理することができる」と明確にされたところでございます。

このような地方自治法の趣旨にのっとり、本村の副村長におきましては、単に私の補佐という役目におさまらず、彼のこれまでの行政経験と知見によって、庁内の課長を初めとする職員としっかりと連携をし合いながら、積極的に行政推進に努めてもらいたいと考えておるところでございます。その上で、村長であります私とともに互いに協力し合いながら、村のため、村民のため、より円滑でかつ充実した行政執行を行ってまいりたいと考えておりますので、議員の皆様におかれましてもよろしくご理解をいただきますよう、お願い申し上げる次第でございます。よろしく願いいたします。

○議長（松本 幸君） 再質問以降は一問一答で行います。

伊藤洋子さん。

○9番（伊藤洋子君） ①ですけれども、社会保障のためにということではありましたが、私も、私は質問の中でも、村長は消費税が導入されて30年たつわけですけれども、それは全て社会保障のためにとか、福祉のためにと言われているけれども、本当にそう思っているかどうかという、そこら辺について答えてくれなかったんですけれども、私の調べたところでは消費税が導入される前ですけれども、現役の人たちの医療費負担は1割だったんですね。それが、現在は3割。それで後期高齢者の人たちも今後上げられるようなことも国のほうでは言っていますけれども、医療費負担はそのようにふえております。

また、国民健康保険税など保険料は、その当時の30年前から今現在の保険料は約2倍になっております。それから、年金掛金は7,700円だったのが、現在は1万6,000円ほどになってきております。私がこの村に来たときの国民年金の保険料は確か1万3,600円ぐらいだったと思うんですけれども、それからも随分上がっているんだなということです。

それから、その後、後期高齢者医療保険ができて、75歳になると国のほうが、75歳以上になると病気になる確率もある、それだからというので医療保険を別個にして、家族とは別々の保険になっている。

それから、介護保険が導入されましたが、なかなか国のほうがその介護保険を改定するたびに要支援はもう保険から外して、自治体が行い、総合支援事業にしてということで、自治体に負担を求めるようになってきている。だから、自治体のほうが大変になってきているんですけれども、そのように老後への不安も消えないでいて、保険料を払ってもなかなか入れ



ない、待機者が多い、そういう実情もあるし、子供たちにしたらば大学生の授業料も年々上がってきていて大変だという、そういう実情を私は調べたわけですが、それでも村長としては社会保障に本当に使われている、国のほうは寄こしているというんで、先ほど村長から説明があったんですけれども、年々、国から来るそういう財源も減っているのは国保財政なんかも見ればわかると思いますけれども、本当にそれでも30年たって福祉がよくなったと思われるかどうか、その辺について村長の率直な考えをお聞きしたいと思います。

○議長（松本 幸君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 伊藤議員のご質問にお答えをさせていただきます。

消費税が、制度ができて30年たったと。その間、福祉が向上したかというのが質問の趣旨だと思われま。私はこの30年間で福祉は向上してきたと思っております。

そもそも福祉という言葉ができてまだ70年強しかたっておりません。また、介護という言葉が生まれてから、まだ19年目でございます。でも、福祉という言葉や介護という言葉が生まれて、今、もう今は介護のほうははるかに重要な政策課題になってきております。19年前に介護保険ができたときに、当初2,600円だったわけでございますが、政府はそのときに、制度ができたけれども、この制度は、介護料は上げないという話を記憶しておるところでございます。しかしながら、現実的には孀恋村でも基本的に5,000円以上かかるという現実がございます。

制度が一旦できると、やはり財政全体を見ると上げるのは、自然のうちに法律も改正されて、制度が上がっているんだなという現実をつぶさに見ておるところでございます。

しかしながら、社会保障全体が向上しているかという今の質問の最後の質問の趣旨だと、全体の趣旨だと思いますけれども、社会保障全体は間違いなく向上していると思っております。

ちなみに、社会保障、揺りかごから墓場までという言葉も、戦後に生まれた社会保障と同時に生まれた有名な言葉でございます。揺りかごとは生まれたとき、おぎゃーと言ったときからでございます。墓場までとは人間の一生が終わるときの話でございます。揺りかごから墓場まで、弱いところに力を、暗い所に光を当てる、これが社会保障だと思っております。

高福祉高負担の原則というのもあります。デンマークでは消費税が25%、スウェーデンでは消費税が25%、ノルウェーでは消費税が25%ということでございます。その分、負担も多いので、確かに社会福祉は先進国だと世界が認めておるところでございます。負担ばかり

多くて、配分ばかり多くてというのも、やっぱりまずいわけでごさいます、応分に国民全体が負担をし、そして、全体が社会全体と支えるための制度、これが社会保障だと、保障制度だと思っております。

現在、今の質問でございますが、社会福祉は一步一步、大きな課題を抱えながらも着実に前進しておるという確信はしておるところでございます。よろしくお願ひします。

○議長（松本 幸君） 伊藤洋子さん。

○9番（伊藤洋子君） 今の①番については、村長はそういうふうによくなってきたと言うけれども、逆に村民の負担もふえてきているということでは、先ほど北欧のことをお話ししましたけれども、北欧は消費税が25%でも大学授業料はただ、保険料もかからない、介護保険料もかからない、そういう中でやっていて、本当に国が社会保障費に使っているということなんですよ。

これまで30年間で300兆円ほど、300兆円だったかな、私たちの消費税が納められたけれども、本当に使われてきたのはそのわずかだったというのは、数字的にも出ているわけですが、この点についても村長とお話ししても、もうそう、二線で行くと思いますので、それは村長がそういうふうを考えているということで、ここで質問はとめます。

2番目ですけれども、先ほど村長が答弁でも言いましたけれども、逆進性だということは認めていました。逆進性ということは、本当に税金を、働いていない赤ちゃんでも、それから働けないお年寄りでも同じくティッシュペーパーからトイレットペーパー、おむつ、全てにかかるというのでは、本当に大変な状況になっているわけですよ。それでも村長としてはやむを得ないというか、そういう考えでいるのかどうか、その辺の考えについてはきちんとされていませんでしたので、お答えいただきたいと思ひます。

○議長（松本 幸君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 伊藤議員のご質問にお答えをさせていただきます。

税金には直接税と間接税がございます。消費税は間接税でございます。いわゆる税における直間比率の問題でございますけれども、どの国においても、基本的に、先ほど申しましたように間接税制度を求めて応分に、公平に負担をしていただくという間接税、消費税制度は世界に普及しておる、中国でも間接税があるわけでごさいます。そういう中で、逆進性の原則、逆進性についての考え方ということでごさいますが、お金をたくさん持っている方も、お金に本当に日々困っておる人間も、例えばキャベツ1個買えば、100円なら今現在108円、

8円の消費税を払うということでございます。

そういう意味で、いわゆる逆進性の点をいつも議論されて、国のほうでもおるところでございますけれども、社会福祉を基本に、目標にということでございますが、政府のほうでも消費税を上げるについても、今回も高齢者に対する社会保障だけではなく、全世代型社会保障と言っておるとおりでございます。負担を行うべき若い人々、特に子育てをする世代に対しても、給食費の無料化、保育料の無料化等、ことしの10月から国も始めるということでございます。全体をしっかりとカバーしながらということでございますので、ある程度の間接税は、私は必要だと思っております。

確かに、お金持ちとお金のない方と同じ税率ということの意味からすると、やっぱり逆進性ということに触れることはありますが、妥当な範囲であろうと、私は個人的には考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（松本 幸君） 伊藤洋子さん。

○9番（伊藤洋子君） 先ほど村長は10月から子供の給食費と言ったけれども、国としては、保育料は無償化するけれども、給食費のほうは無償化しないと思っているんですよ。その辺は、ちょっと担当課がもしわかっていたら、私としては副食費とかそういうのは国のほうは出さないということ言っていて、全国でちょっとこれももめている問題なので、そこは担当課長に答えていただければいいかなと思います。

それで、私も、私が先ほど言ったように、本当に働いていない、赤ちゃんも働けないお年寄りも同じく払うというのでは、これは本当に負担をかけるということで、今後、これは本当に大きく影響するんじゃないかなということは指摘しておきたいと思います。

先ほど、村長はその答弁の中で、だから軽減税率を導入したということで、食品は8%で、中で食べる、レストランで食べれば10%、テイクアウトすれば8%、出前も8%、そういう複数税率をすごくやったことによって村内業者では本当に混乱しています。

例えば、私が利用する食堂でも、今まで出前をやっていたけれども、出前はガソリン代と暇がかかるけれども、8%だからこれから出前はやれなくなるかなとか言っているわけです。そうすると出前を利用している、本当に外に出られない方で忙しくてなかなかつくれない方も出前を頼みづらいついとか、頼めなくなってしまうという、そういう小さな混乱とはいえ、村内ではそういう混乱も起こっていますし、先日、商工会のほうで講習会をしてくださったんですけれども、9月6日で、私は行けなかったので、資料をいただいてきましたけれども……

○議長（松本 幸君） 一問一答でお願いできますか。

○9番（伊藤洋子君） じゃ、先ほどの1点目だけにしましょうか。

じゃ、お願いいたします。

○議長（松本 幸君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 熊川武彦君登壇〕

○教育委員会事務局長（熊川武彦君） 伊藤議員のご質問にお答えいたします。

給食費の無償化につきましては、幼児教育のおやつ代等は無償化の対象に含まれておりませんので、そのために今回の補正予算に組みさせていただきました。国からの補助金によりますシステムの変更に使わせていただく予定でございます。

○議長（松本 幸君） 伊藤洋子さん。

○9番（伊藤洋子君） 失礼しました。それでは給食費のことは、やはり国は出さなかったということで、村長にも認識していただきたいと思います。

次に、軽減税率のほうですけれども、そういう中で、村内では困っている方も多いというので、村内にそういう状況になるということでは、村長としてはこの軽減税率をよしとして、複数税率になったということについてはどう考えるのでしょうか。

〔「もう一度趣旨を」と呼ぶ者あり〕

○9番（伊藤洋子君） はい。

8%、10%になりますよね、食品は8%、でもレストランで食べると10%、テイクアウトは8%、出前は8%、そういう複数税率のために、そういう複雑な制度になっちゃっているんですけれども、その複数税率導入については、村内に混乱が起きないと思われるかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（松本 幸君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 先ほどの逆進性の原則、お金を持っている方もお金を持っていない方も、8%から10%、消費税を、物を買えば消費税がかかるということでございます。そういう中で、口から入れるもの、特に、どんな人でも、お金持ちでも、お金のない方も、毎日、口から入れるもの、こういうものについては、その逆進性を緩和するためにこそ軽減税率制度をつくったという現実もご存じのとおりでございます。口から入れるものをなるべく、お金があるなしにかかわらず、毎日、生きるための基本でございますので、軽減税率を設けたということでございます。

軽減税率を設けることによって、現場ではどうなのかといいますと、例えばですけれども、

今、伊藤議員のおっしゃるように、テイクアウトするのか、あるいはそこで食べるのかによって違う品目もあります。それから、例えば9月30日の11時59分に安いうち買おう、8%のうちに買おうということで、セブンイレブン、ファミリーマート、ローソン、ミニストップ、この大手4社では、12時を過ぎたらきっかりと8%が10%になる。軽減税率は軽減税率のまま、10%になるものは10%の金を取る、消費税をいただくということで、システム改修を今、大手4社はしたということを伺っております。

伊藤議員のご指摘の軽減税率によって混乱が生じる部分は確かにあると私も思っております。新聞でもメディアでもいろいろ言われておるところでございますけれども、しっかりとお金持ちといえますか、お金のない方に対して重税感のないためにするためにこそ軽減税率制度を今回の消費税8%から10%に上げるについて、国は制度で一つの担保をしたという意味もあるわけでございますので、混乱があることは私もメディアを見て、新聞を見たり、テレビを見たりで報道されているとおりでございまして、混乱があるのは事実だと思っておりますが、しかしながら、軽減税率の基本的な考え方はそういうことでございますので、政府が今回やったことについては、私は若干の混乱がございまして、特にキャベツについては非常に気をもんでおったところですが、8%のままでいくということによかったなと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（松本 幸君） 伊藤洋子さん。

○9番（伊藤洋子君） 村長は若干の混乱はと言いますけれども、それでは軽減税率を導入した後のということで、ちょっと商工会のほうの研修と、それから村内の実情で、ちょっと質問したいと思います。

まず、軽減税率とか起こって影響が大きいのは、対象品目で原材料を扱う業種だということで、生産者で農家なども困る小売業と飲食業が影響を受けるということで、今後、この業種さんは大変になる。農家がなぜかなと思って、今、村長も8%だから安心したと言いますけれども、先日の環境保全型農業のときにも出ましたけれども、資材高騰を、資材、肥料、みんな高騰するわけです。そんな中では農家の人たちはかかるけれども、売値はそういうふうになっちゃうというのでは、私はこれも混乱というか、困るんじゃないかなと、自分としてはすごい心配しているんですけども、余り村長のように詳しくもないから、はっきりとは言えないけれども、商工会の資料から見て、なぜ農家が困るかというところで、私が考えたのがそういうことでしたけれども、村長としては複数税率も歓迎という考え方ですので、これも平行線なので、これ以上しないで、③ですけれども。

インボイス制度は、村長も勉強されたということで、先ほど言っていましたけれども。一番問題なのが、免税業者が税金を納めなくちゃいけない。本当は、税法上では免税業者なのにインボイスが導入されたことによって、免税業者も税金を預り金として納めなくちゃいけないというのは、税法上で保証されている免税業者が保証されなくなっちゃうわけです。

ということでは、小さな商店は本当に商売するのが大変だということで、商工会のほうに聞きましたところ、商工会に確定申告の相談をした中では7割が免税業者なわけです。その人達がインボイス導入によってどうなるかという、そういった、私は、本当に村の商工業、地域を支えている小さな商店とかがどうなるかというのでは、本当に地域経済に大きく影響すると思うので、私としては10月からの消費税、複数税率とかそういうものが入ったために、インボイスもやらなくてはいけなくなったというんでは、私は、冒頭に述べたように、これは消費税をストップさせなければ、それがなければ複数税率もしなくていいわけだから、そうすればインボイスもしなくていいということで、孀恋の中小業者、商店、それを守るためには本当にインボイスを導入されたらだめなので、私は、これはやめるようにしてほしいと思うんです。

先ほど、村長も調べたら90事業所がインボイス対象といたら、本当に孀恋の中小業者は困ってしまいますので、これは途中からでもこのインボイス、複数税率を反対する立場に立っていただかなければいけないと思うけれども、それに対しての村長の気持ちだけお聞きしたいと思います。

○議長（松本 幸君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） インボイスに関するお話でございました。

現在、消費税は売上総額が1,000万円に満たない企業については免税業者となっております。2029年、10年後でございますけれども、10年後からはその間の激減緩和を経て、税の公平感ができるようにという制度設計になっておるやに私は聞いておるところでございます。詳細の部分はわかりませんが、免税業者同士の取引については免税が続くという話も聞いておるところでございます。それなので、その範囲においてはインボイスが導入されますけれども、その範囲は免税でいくんだという確認もしておるところでございます。

それ以上、ちょっと細かい10年間の激減緩和という期間もありますので、免税業者は免税

業者同士の取引については、免税であるという話も聞いておるところでございますので、婦恋村内の商工業にどのような影響がどれだけあるかということは、全く推測の段階でございますので、ここで私は答えられる立場にはないと思っております。ただ、制度的に中長期の考え方、国の考え方はそういう方向で動いておるといふふうに聞いておるところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松本 幸君） 伊藤洋子さん。

○9番（伊藤洋子君） では、消費税のことでは、1点だけ質問しますけれども、先ほど私は農家に対して資材高騰とかで、これから大変になると言いましたけれども、例えば水道とか、下水道とか、そういうものが、今、消費税をかけられているけれども、そういうものには、国に準じて消費税は10%にするのかどうかだけ確認したいと思います。

○議長（松本 幸君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） まず、農家の生産財等のお話もございました。これは10%でいくものだと思っております。軽減税率の対象ではないということでございますので、農家についても本当に厳しい現実だと思っております。運賃コストも上がる、労働力コストも上がる、なおかつ2%上がるということは、農業生産者にとりましては、全体が2%上がるということです。大変なことだなという感じはもう当然持っておるところでございます。ただし、少なくとも軽減税率で認められたという分については、ほっとしておるといふことでございます。

そのあとのご質問ですけれども、10月1日からは、現在、村の契約で1億円で発注したものは今、800万円の消費税をいただいて契約をします。10月1日以降の契約につきましては、10%になりますので、1億円プラス1,000万円ということで契約をさせてもらう予定で進めています。よろしくお願いいたします。

○議長（松本 幸君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 宮崎 忠君登壇〕

○上下水道課長（宮崎 忠君） 水道料、下水道料金の消費税のことについてお答えいたします。

12月の検針の際に計量させていただきました分で、10月分と11月分は軽減税率で8%となっております。12月分については、10%が課税されて請求させていただくこととなります。

ずっと継続して使っている方の場合なんですけれども、10月に加入した方については全て10%で請求させていただきます。

以上です。

○議長（松本 幸君） 伊藤洋子さん。

○9番（伊藤洋子君） 消費税のことでは、私としては十分な答えとなりませんでしたけれども、やはり地域経済に大きく影響する、村民生活に大きく影響するということでは、今後、村長は動向も見ながらというのもしましたので、ぜひ、反対の先頭に立っていただきたいのと、公共料金なんかは村の裁量でできるなら、そこだけでも負担軽減するとか、検討してほしいということを申し述べておきたいと思います。

それから、次の質問ですけれども、実態調査とかしてということで、先ほど村長の答弁にもありましたけれども、国に意見書を上げている自治体もあるということでは、私は国のほうで我が党の議員が質問したときに、麻生財務大臣が「これは考えていかなければいけない」という答弁をしているので、ぜひ国に意見書を上げる自治体がふえればよくなると思いますので、村長が「弱いところに力を、暗いところに光を、そして、最大多数の最大幸福」と言っているということは、弱い人たちに手を差し伸べ、本当に年をとっても村民が明るく生きる、自分らしく生き生きと生きられるようにするのが最大多数の最大幸福、村民のための村民の政治だと思っておりますので、ぜひ、国に意見書を上げたいと思っておりますけれども、それに対しての答弁をお願いします。

○議長（松本 幸君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 補聴器の購入費補助に関連して、村長、村に、国のほうに対して意見書の提出を求めたいというご質問でございました。

現状では、先進事例は幾つかデータを今、集めさせておりますけれども、もう少し時間をいただきまして、実態を確認させてもらい、その後、判断したいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（松本 幸君） 伊藤洋子さん。

○9番（伊藤洋子君） じゃ、すみません。担当課長にお聞きしたいと思っておりますけれども、こういう加齢による難聴者の調査とかしたことがあるんでしょうか。そして、もししていなかったら、やっぱり、今後、これも大きな課題になっていくと思っておりますので、やっていく方向を考えるかどうか、2点についてお聞きしたいと思っております。



○議長（松本 幸君） 住民福祉課長。

〔住民福祉課長 熊川真津美君登壇〕

○住民福祉課長（熊川真津美君） 伊藤議員のご質問にお答えします。

現在、そういった個別的な調査はしておりません。また、今後、そういった調査が必要であるということであれば、実施していかなければいけないなどは思っておりますが、今のところ計画等はありませんので、ご理解いただければと思います。

○議長（松本 幸君） 伊藤洋子さん。

○9番（伊藤洋子君） 重複しますけれども、先ほど村長としても、今後、国の動向、県内、近隣を見て検討していきたいというふうにも答弁しておりますので、それをやっぱり孺恋村が先頭に立って、村長が弱いところに力を考えて、ぜひ前向きにやっていくということで、これは要望しておきます。

3点目の質問ですけれども、私は、1番目の質問は、村長がこういうことで副村長を置いたというふうに言うけれども、やっぱりそれには最初の質問で言いましたように、ああ、やっぱり自分がいなかったらこうだなとか、決算の認定の意味、意義があって初めてやると思うので、何かやっぱり自分として、置いたほうがいいなと思ったのか、それとも議会とかが言ったから置いたのか、その辺のどちらかなのかを答えていただければと思います。

○議長（松本 幸君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 以前から、置くべく努力してまいりましたが、今回、議会の承認を得て認めていただいたということでございます。今後、しっかり副村長は副村長の職務を全うしてくださるものと確信しております。ご理解いただきたいと思います。

○議長（松本 幸君） 伊藤洋子さん。

○9番（伊藤洋子君） 先ほど、村長は地方自治法の167条という決まり切ったことを言ったので、副村長の役割はそういうものかなというのは認識はしたんですけれども、やっぱりこの村として、今までの反省があって、今後、副村長と職員と自分、村長とどういうふうにしてやっていけばいいかなというので、そこら辺の具体性、出張するときには副村長にこんなふうをしているとか、課長さんたちにはどうしているとか、そういうものというのは行政の中ではないんでしょうか。その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（松本 幸君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 地方自治法によって、憲法92条によって、地方自治、婦恋村は認められておると。93条によって、議会は法律の定めるところによって、婦恋村議会も設置されておると。それから、公務員につきましては、地方公務員法という法律があるわけでございます。憲法15条に従って、全体の奉仕者、個人の奉仕者ではないと、村民全体の奉仕者であるという大原則に基づいて、地方公務員法はそれも大原則でうたっておるところであります。

地方公務員は地方公務員の責務がありますので、それにつきましては服務規律も条文があるわけでございます。29条から37条、職員にはその条文を、新入職員にはいつもちゃんと声を出して読んでいただいて、再確認をしたりしておるところでございます。

そういう組織でございますので、中で副村長ということは、私が提案をし、議会の承認をいただくという手続があります。職員については、職員で採用試験を受けて、合格して、職務を整理しておるということでございます。その中で、副村長ができることによって、最近では葬式にも、告別式も多数出ていただいております。

また、常勤の特別職でございますから、教育長も含めて、常時、今はいつでも3人そろえば庁議も開けるということでございます。今までは庁議といっても片手間の、片手間ということは片手落ちの庁議でございましたが、現在は3人による常勤の特別職ということでございます。3人も共通認識を持って取り組んでおるところでございます。

その下には各課長、国でいえば大臣に当たるわけでございますが、自分の守備範囲、それから自分のやるべきこと、自分の部下、これをしっかり統率しながら、さらに最も重要なのは相互の課の横の連携だと思っております。そういうポジションをしっかりと監督できるのは、やっぱり副村長が、私と一緒に外に出るとことはめったにないことでありまして、私が出ていれば、副村長がおる。副村長が出れば、私がこっちにいと、どちらかがいるような原則を、今後はしっかり保ちながら、すき間のない村政を執行してまいりたい、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（松本 幸君） 伊藤洋子さん。

○9番（伊藤洋子君） 今、村長から、具体的に3人そろったら庁議をきちんとしている、そして、課長さんたちは国でいえば大臣で、そういうふういきちんと任務を全うしている、言ってもらっているということで力強く返事をいただいたわけですがけれども、7月からだけなので、なかなか結果が見えないと思っておりますけれども、ぜひ先ほどから言っている村民の村民による村民のための政治、最大多数の最大幸福を私は実戦でやって、本当に弱いところにもちゃんと光を当てて、安心して暮らせる村政にさせていただくことを本当に強く求めておきた

いと思います。それを要望して、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（松本 幸君） 以上で、伊藤洋子さんの一般質問を終わります。

---

◇ 大 野 克 美 君

○議長（松本 幸君） 続いて、大野克美君の一般質問を許可します。

大野克美君。

〔12番 大野克美君登壇〕

○12番（大野克美君） 議長の許可をいただきまして、一般質問をさせていただきます。

きょうは大きく見ると2点あるんです。自主財源に関して、とにかくずっとどんどん下がってきているんです。それで、この間の地方創生のときに自主財源の一番根底になる固定資産税の表、こういうのが配られたんですけども、これはみんな持っていますか。皆さんも、大体。

〔発言する者あり〕

○12番（大野克美君） じゃ、いいです。

それで、まず、私、議員になって、かれこれもう20年ぐらいになるんです。それで、松本村政、そして、この熊川さん、両方を実は見ているんです。

それで、一番気づくのは、松本村政のときの特徴、それで、また熊川村政のときの特徴というのがあるんですけども、松本村政のときというのが、だんだん、お金もどんどん使ってきて、それで借金がふえてきて、これどうしようもないというんで、それで、今の熊川村長が随分それに対してかなり否定的な意見を言って、これじゃ村が潰れちゃうということで、財政改革ということの一つの発展の印としてこうやってきたわけです。そういう旗を上げたわけですね。それで、とにかくこれで3期ですか、それでやってきた。

それで、ずっと見ているんですけども、この中で一番、両方に共通しているんですけども、一番困るのは、この村を、孀恋村を一つの家と見ると、家庭のお父さんの、まず収入が減ってきて、何か村の活力とかそういうのも徐々になくなってくるんですよ。それで、それがよく出ているのは人口。その特徴がどういうところに出やすいかということ、人口なんかですね。

熊川村長の最初の第1期の公約のときで、もし人口が1万人をもう減るようであれば、とにかくこれは村も大変なことになるので、市町村合併でまた合併しなきゃいけないぐらいの勢いでした。だから、人口の減少に対して、熊川村長も非常に気を使って何とか防ぎたいと、こういう気持ちでいたんですけれども、それはなかなか今思ったようにいかないで、実際はもう1万人割り出している状況になっています。

それで、村の特徴というのは、あと一つは村がよくなるためには、やっぱり働き場所というのがふえなければいけない。それで、この働き場所がずっとどうかというと、農業とかそういうのは比較的ある程度安定しているんですけれども、さっき言った洋子さんの商工会とか、あるいは観光とか、そういうところでも、思ったより人数の働き場所を確保するというのは、今、非常に難しいところになっています。

それで、3番目は村を見たときに、活気がふえているかどうかと、いろいろな統計のとり方とかいろいろあるんですけれども、よく言われているのは飲み屋さんとかそういうのがどんどん減っていくというのは、ある意味で村の活力その他が減っている証拠であるとよく言われるんです。ですから、そういうのを見ても孀恋村は、私が見ていてここ20年ぐらい随分店を閉じていますね、いろんな居酒屋さんとか。ですから、そういう面で活気がちょっと少なくなってきた。そういうことになります。

でも、今回の一連の質問の中で、ちょっと参考になるのは軽井沢との比較なんです。みんなどこでも悪い。大体、日本に1,700前後、もっとか市町村があるんですけれども、ほとんど人口減少を起こしたりして、どこもみんな見ていると苦しいです。ですけれども、この周りでいうと、私もよく言うんですけれども、この軽井沢と佐久は割と伸びているんですね。

それで、これ、表をつくってもらったんですけれども、村の昭和49年、サトウさんが作ってくれたのかな、これは、1億円前後ですよ、昭和49年度。そのとき、軽井沢は4億6,000万円ぐらいあって、それで私が議員になったとき、平成7年ぐらいのときだったと思うんですけれども、そのころは孀恋村の固定資産とかとって14、5億円あって、それで軽井沢は40億円、44億円、すごくある。それで最近になると、グラフを見るとどんどん口があいていきますよね。それで、軽井沢は何と固定資産だけで62億円。今、孀恋村が大体9億円前後ですよ。ですから、こういうふうにとどんどん開いちゃっているんです。

これ、自主財源の中の一番基本なんです。ですから、何かをやろうと思っても例えばお金がかかる、福祉のとか、これからますますお金出ます、でも、村で補助をする、いろいろしていくといったときに、やっぱりこの自主財源がなければだめ。家庭でいえば、お父さんの

収入とかそういうのがふえてくれなければやっぱり家計も大変です。

ですから、この首長と言われる人とはとにかく、何が何でも収入をふやす、あるいは働き場所をつくる、これはもう最大の、誰が村長をやろうがこれは最大の仕事なんです。ですけれども、これが余りいい傾向がない。それで、何か質問すると、どこもみんな減っているんだけれどもという答えがよく出てくるんですよ。

だけれども、ここのすぐ脇に、軽井沢といういいサンプルがあるので、それで、第1の質問のところで、そこに私が書いておいたんですけども、軽井沢と比べて、なぜこれだけ、二、三十年、もっとかな、こんなに差が出てきちゃうのか。この原因は何だと思うのか。これ、熊川村長、どういうふうに認識しているのか。

今までととにかく人口が減るのは自然の減少であって、私が言っているのは、嬭恋村が例えば青森のほうにあったり、岩手のほうにあったり、それで減っていくというのは、それはわかるんです。だけれども、嬭恋村だってすぐ脇じゃないですか、その軽井沢は。だけれども、脇の軽井沢がどんどん伸びていっているのに、こっちは伸びない。これは一体何なのか。これ、どういうふうに自分で解釈しているか、それをちょっと村長のほうから聞きたいと思っているんです。

ですから、なぜこれほど、そこに書いてありますけれども、軽井沢と比べてなぜこれだけ差が広がってしまったのか。

それで、軽井沢ともうちょっとずっと下へ行くと、軽井沢と隣接しているのに、なぜ税収、人口がふえないのか。それで、まず、ここの辺からです。

それで、最近、そこの下に人口が軽井沢1万9,000と書いてある。最近、私が聞いたんでは確か2万人をもう超え出しているんですね、軽井沢は。だから、人口もふえるし、税収もどんどん上がっていく。家庭でいえば、収入は上がるし、人口もふえていく。非常にいいサイクルです、これは。ですけれども、どうしてこういうふうにならないのか。それをまず述べていただきたい。

それで、後から、今度、じゃ、それに対してどうしていくのかというのは、またそこから後、聞いていきます。やると時間が過ぎていっちゃいますから、まず、この軽井沢との比較したところ、これ、まず村長のほうから答弁していただきたい。

○議長（松本 幸君） 大野克美君の一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 大野議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

端的に言いますと、軽井沢と嬭恋は隣接しておるのに、向こうは税収もふえ、人口もふえておる。しかしながら、嬭恋はその逆に、若干人口も減っておる。また、税収、特に固定資産、実際いつも言う自主財源が減っておるじゃないかと、こういうご指摘でございます。

議会のたびにこの質問は出ておるわけでございますが、また、きょうも出ましたので、関連してお話をさせてもらいたいと思っております。

現在、軽井沢町は不交付団体でございます。ご存じのように、固定資産税が60から70億円、あわせまして、都市計画をやっております都市計画税が7億、8億円、合わせて80数億円の自主財源がある、これが現状であります。

嬭恋村におきましては、ピーク時、平成3年が、別荘が全体で500棟ぐらい建っておったわけでございます。年間で500棟建ったという時代がありました。そのころの嬭恋村の固定資産税、いわゆる自主財源における基本が現在は固定資産税であると思っておりますが、それが約16億円強あったというのが、現在9億円まで切っておると。もう半分に近いということでもあります。

また、当時の土地の売買価格を見ますと、場所によっては1坪20万円というところがあったということでもあります。しかしながら、現在、売買の実態を見ますと、今は3万円とか5万円というところがほとんどない状態で、みんな1万円を切っておるような状態でございます。

そんな中でございますけれども、たまたま村が経営しておりました村営住宅の宅地でございますが、このたび3区画売買できました。これは単価を下げて売買ができたということでございますが、それでも当時の単価に比べれば、土地の実勢レートは下がっておるとというのが実態でございます。

何が原因かということでございますけれども、軽井沢というのは、やっぱり日本国民でいつも、民間の行いますブランド力調査によりますと、本当に、京都、札幌、長崎、奈良、横浜、その次あたりに軽井沢、日光というような名前が上がってくる地区でございます。知名度も抜群であるということでもあります。特に、夏の現状を見ますと、政財界の重鎮が軽井沢でみんな集まって、財界も政治家も軽井沢に来ている。野党のほうも来ているというふうに聞いておりますけれども、そんな状況で、軽井沢というネームバリューがあるということで、嬭恋村、別荘地としては、先ほどちょっと申しました昭和の開発で最大でできたときは500軒以上、1年間にできた時代がある。また、固定資産税も先ほど言ったように、16億円強あ

ったのが、現状はその半分であるということでもあります。

この差は何かということですが、やはり、1つはやっぱりネームバリューだと私は思っております。婦恋は日本一のキャベツ、これはもう本当になってきたなという実感を私は持っております。これは私がつくったんじゃなくて、やはり先人の皆様の努力、そして生産者の努力、みんなでキャベツを中心に村づくりということでやってきた。これはそれなりのネームバリュー上がりしましたけれども、軽井沢のネームバリューというのは、京都、奈良、軽井沢とこういう順序で来る中で、やっぱり知名度は抜群であると。

それと、実は都市改革、もう嫌なほどわかっておると、大野さんは思いますけれども、やっぱり中核の旧軽のところ、一番古いところはもうご存じのように、最低の土地の面積が1,000平米という、1,000平米以下の土地はないと、面積は。それから、建物からの後退距離、これが5メートル以上離しなさいと。道路の脇、1メートル、2メートルに建物を建てるなど。それから、建蔽率、容積率も全然わけが違ふと。多分、2階以上のものは建てちゃいけないと。容積率の4割、5割で高層ビルを建てるということはできません。それだけ厳しく都市計画をやってきておると。そこは単価が、今、土地が下がっても、今でも土地は下がっておらない実態であります。

そういう基本的なネームバリュー、あるいは基本的な日本の避暑地というステータスが、やっぱりあそこにいろいろ来る現状があると。

それから、交通体系を見ますと、やはり長野オリンピックで新幹線ができた。あるいは上信越高速道路ができた。特に、上信越高速道路については、日本の土木技術はあの道でスイスを抜いたと言われております。私もそう思っております。スイスへ行くと、やっぱりヨーロッパで、土木技術でマッターホルンの高いところに登山列車をつくる技術、あのかたい石を砕いて、あの高い高いところまで登山列車をつくる橋梁の技術やトンネルの技術は、世界一はスイスだと言われてきたんですが、上信越高速道路が長野オリンピックを契機にできてからは、本当に日本の土木は世界一だと、私は今も思っております。八ッ場ダム、5,320億円、もう完成しますけれども、この技術も本当にすごいと私は思っております。

そういう意味で、交通体系においても高速度交通時代の中において、軽井沢においては新幹線及び高速道路、このアクセスもあるということでもあります。したがって、土地の単価が下がらない、ネームバリューもある、現在の社会にマッチした高速度交通時代にもマッチしておるということで、やっぱりそこに婦恋村、隣接地帯でありますけれども、昭和の時代に、まだ土地がぴつたりと区画をしていないのにも土地が売買されたような実態のところ

もあるわけでございます。

また、1年間に500棟以上、建物が建って、別荘が建ったわけですが、それらの建物が老朽化して、もうそこに住まないという方もたくさんいる。逆に、しっかりとした方がしっかりと住んでいただいた方々も、相当な方が嬭恋村内に現在もセカンドハウスとして別荘で暮らしておられる方も本当にいらっしゃるわけですが、軽井沢に比較いたしますと、余にもその差が多いということでもあります。

そういう意味で、軽井沢と嬭恋村の比較、ご指摘のとおり、そういう格差が、歴然としたものが、その一番下、レーゾンデートルの部分にあるということの差がやっぱりあるんだなと本音、思っておるところでございます。

しかしながら、村は村で、やはりその自主財源の確保、これを目指して、できる限り今後は当然頑張ってもらいたい、こう思っておるところでございます。よろしくをお願いします。

○議長（松本 幸君） 再質問以降は一問一答で行います。

大野克美君。

○12番（大野克美君） 今、村長が答えたように、認識はある程度いいんですけれども、それがいわゆる村にどういうふうこれから波及するかというのは、それはやっぱり村長の腕前なんです。それを固定資産税の増加につなげる。

それで、軽井沢のふえている人たちを見ると、意外といわゆるかなり知的には割といい人たちがどんどんこう、割と富裕の層ですよ、そういう人たちが移ってきて、それで大体6,000万円、7,000万円ぐらいのマンションとか、1億円ぐらいでも、結構、今、ばんばん売れちゃう、そういう時代になっています。

それで、それが、じゃ、嬭恋村とどういうふうそういうふうに関係してくるのかというと、そういう、やっぱりある程度、そういう人たちをアンケートとかいろいろ見ると、どういう人たちが移っているかというのは、みんな実は心配していて、東京にいと、今、テレビでやっていますよね、ああいう災害。今、4日間ぐらいですか、今、あそこの千葉の辺で。それで、これ電気が出なかったり、食料とかそういうのだけで、もう4日間だけであれだけ、今、テレビで騒いでいるわけですよ。

だから、東京に住んでいる人たちはどういう意識を持っているかということ、もしああいうことに自分の生活が陥っちゃったら大変なことになると。だから、東京に住んでいる人たちはそういう水害だとか、ああいう電気が仮になくなったりした場合、どこへ逃げたらいいのかということ、潜在的に自分で持っているんですよ。



ですから、前、私も私の友人の例を話しましたがけれども、代官山に住んでいて、大学教授だったんだけど、引っ越すというんで、婦恋までぜひどうぞと言っていたんだけど、どうも彼は軽井沢でとまっちゃって、まあ残念なことをしたなと思っているんですけど、意外とそういう日本の先を見る目のある人たちは、東京に住んでいると危険であるということを経験してみんな心配しているんですよ。

だから、もし、今、テレビで見ているああいう、例えば電気がなくて、エアコンがきかなくて亡くなっちゃったとか、あるいは冷蔵庫がだめだとか、あるいは今言った携帯がだめ、食料、そういうのがなくなった場合、どこへ逃げといたらいいんだろうかというのが、やっぱり心の奥底にみんな持っているんです。

ですから、そういう人たちがみんな先を見る、割と富裕層の人たちが軽井沢にどんどん移住しているんです。だけれども、村長が言ったように、あそこのもう周りにはだめですよ、旧軽のああいうところはだめだけれども、そういうちょっと離れたところだってある程度もう売れている。そういうことを考えると、さて、これからなんですけれども、じゃ、婦恋がどうしたら自主財源の固定資産税が上がるかということ、簡単に言えば、それは、軽井沢にきている富裕層みたいな人たちが、リスク分散で、今、軽井沢来ていますけれども、ああいう災害だとか、そういうことが過ぎたら大変だなとみんな思っているわけです。

それで、特に心配しているのは東京湾。江東区だとか墨田区とか、ああいうところ。ああいうところは水が来るともう3週間ぐらいずっとだめになっちゃうわけです。だから、そういうことをみんな心配していて、どこへ逃げようかと、こうみんな考えている。こういう人たちをある程度狙っていかないと、だめだと私は見ているんです。

それで、ちょっと数字的なことを言うと、そういう直下型地震が来たり、あるいは水害で来たというのは大体4,000万人ぐらい、みんな関東平野の周り、そういう人たちはそのくらいいるんです。ちょっと、村長、聞くと突拍子もないと思うかもわからないけれども、そういう潜在的にどこかへ逃げようという人たちは非常に多い。

だから、そういう人たちをある程度狙って、婦恋村に引っ越してもらおう。それで、しかもある程度、軽井沢ほどいかになくても、そういうある程度高いものが売れたりする。そういう政策をある程度打っていかないとだめじゃないかなと思っているんですけど、その辺は村長はどうですか。そういう認識とか、そういう災害に対しての避難地としての婦恋村。この可能性をどういうふうに考えていますか。

○議長（松本 幸君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 大野議員の質問の要旨は、東京と東京湾周辺にお金を持っていて、非常に首都直下型地震あるいは現在行われている記録的短時間大雨情報みたいなものがある、そういう中で、避難施設として嬭恋村をもっと有効活用したらどうかというご指摘のようでした。政策的にどうかというお話でございました。

嬭恋村も、8月に2回、噴火が7日と25日にあったと。7日については1,800メートル、25日については600メートルまで、夜中ですがけれども噴煙が上がったという現実もあります。気象庁のほうから、1から3に急に上げたというのは最初の噴火でございました。ちょうどトップシーズンでもあったので、あれ以上多かったら大変だなと思った現実もございます。警戒本部等も立ち上げて、2回とも対応しましたが、なるべく風評被害が出ないように努めたつもりでございます。

そういう意味からして、嬭恋村が、ここは安心だからといって、安心は安心とPRするのは当たり前ですが、どれだけのPR効果があるのかな、嬭恋が本当に浅間のふもとということがあると、やはり積極的にそれをキーワードに使うというのは、ちょっと難しいのかなという気が、若干、私はしておるところでございます。

にもかかわらず、軽井沢も同じでございますが、軽井沢とやっぱり違うのはさっき言ったようなネームバリューや歴史や知名度、こういうものが違うと。ただ逆に、軽井沢にはキャベツがないじゃないかと、嬭恋には立派な一つの基幹産業がありますよという、これは軽井沢にはないものでありますので、地域特性、その地域地域で産業構造が違うのは、やっぱり地域特性も違いますから、歴史も違いますから、当然、そういうものはあるものだと思っておるところでございます。

したがって、2点目の質問の最後、避暑地としてPRする、そういうあれはどうかというお話でございましたが、余り大げさにですね、浅間があるのでPRできるのかなという疑問符をつけておるところでございます。

○議長（松本 幸君） 大野克美君。

○12番（大野克美君） わかりました。

もちろん浅間のことがあるんですけども、いわゆる地震というのは割と今、万座の周りもありますけれども、比較的全部、機械が埋め過ぎているぐらいあって、万座の辺ですと、もう大体、白根が10回ぐらい振動があると、もうすぐとめちゃうぐらい敏感にわかるんです。ところが、東京のああいいう直下型地震だとか、水害なんていうのはあつという間に来て、み

んな想定外になっちゃうわけですよ。それで、来ると、いや、こんなこと初めて経験したところみんな言っているわけです。

そうすると、やっぱりその見えるところで、今、村長が言ったような婦恋がプラスというのは、例えば、キャベツのこと、今、出ましたけれども、逃げたときにみんなが考えるのは、まず、食料をどうやって確保できるか。その次、水はどうやって確保できるのか。それであるとは非常に熱帯的な気候になっていますから、そういう例えばエアコンが、さっき言ったように、切れちゃって、亡くなっちゃったといったら、これは悲劇ですよ。

ですから、こういう電気、例えば電気が切れたとしても、婦恋の今言った鬼押出のあの辺の周りというのは、大体1,100から1,200ぐらいあるわけです、高度で。ですから、夜でも割と涼しい、それで食料がある、それで、これ一番大事なんですけれども、水が今、大体、婦恋村で漏水とかいろいろあるんですけれども、全体的に見ると、大体6万人か7万人前後の人たちの水はある程度確保できるんじゃないかと私は考えているんです。

そうすると、逃げる3要素の中の気候、それと今言った食料の問題、そういうのを考えると婦恋は絶対にPRには、そんなに表立ってはいいいですよ、だけれども、そういうことをこれからやっていかないと、そういう人たちは本当に私は来ると思います。

1回目は別荘ブームで、ブームが来たけれども、これから2番目のブームがもし来るとすると、そういうどうやって災害から逃れるかということ。それで、先ほど言いましたように、4,000万人の人たちは潜在的に心配しているんですよ、住んでいる人たちは。だから、そういう人たちがもし、自分がどこかへ避難地、リスクを分散していくんだったら、この婦恋はいいなと、それを知らしめていく、そういうことが非常に大事。

それで、これは総合政策課にも関係するんですけれども、村長は考え、大体よくわかりました。それで、総合政策課長、ちょっといきなり振っていますけれども、あたりは、その視点はどう考えているか。ちょっと意見、自分のでもいいですよ、考えをちょっと言ってみてください。今後、非常に、財源で重要になると思うから、それ、頭に入れておいてほしいんですよ、実務の人たちは。

○議長（松本 幸君） 総合政策課長。

大野議員、総合政策課長が答弁します。

〔総合政策課長 佐藤幸光君登壇〕

○総合政策課長（佐藤幸光君） そうすれば、大野議員さんの質問にちょっとお答えしたいと思います。

先ほど、村長のほうが軽井沢との差がどうしてということで、軽井沢は1,000平米以上の土地を別荘地として持っているという話があったんですけども、嬭恋の別荘地をこの再開発をして、優良なところにするという考え方だとすると、まず500平米ぐらいの小さい別荘地がいっぱいあるんですけども、そういったものを集積して、1,000平米を目標に大きい別荘区画にしていくとか、それからあと、移住をしてもらった人については、その周りの支障木を切ったりとかするような、移住環境をよくするような補助制度をつくるとか、あと、そういった環境が整ったら、ことしは、嬭恋農協がキャベツのCMをテレビでやったらすごく反響があるという話を聞きました。それで、ある程度の環境が整った段階で、テレビCMで「移住するなら嬭恋村」というようなことをちょっとやると、反響もあるんじゃないかなというような気がしております。

それから、あと、将来的に、テレワークというような時代で、うちで仕事をして、たまには新幹線で東京へ行けばいいと、そんな時代が多分もう来ているんだと思うんです。そういったことで、軽井沢からはちょっと40分ぐらいかかりますけれども、浅間高原の別荘地あたりで、そういった生活も快適ですよというようなことも訴えていくと、何となく移住者もふえていくんじゃないかなというような期待ができるんじゃないかと、そんなふうにとちょっと今、考えてみましたけれども。

ちょっと、答えになっているか分からないですけど、以上です。失礼します。

○議長（松本 幸君） 大野克美君。

○12番（大野克美君） では、最後になりますけれども、もう、要望として、ぜひ、私が言ったこと、ちょっと突拍子に聞こえるかもわかりませんが、余り人の被害とかそういうことを云々は言えないんですけども、やっぱり関東平野及び東京湾の人たちは本当に心配しているんです。ですから、そういう人たちの避難地としてのこの嬭恋を、ぜひメディアとか、あるいはそういうことで、ある程度やっぱり言っていくと。

違うほかの私の議員が、そんなにやったら抽選か何かで、嬭恋の別荘地をある人にあげたりするという、そんな案はどうかなと言ったと。だけれども、嬭恋に住むということ、それで最後に要望ですけども、アピールするときに、嬭恋、結構名の通った人たちもいますので、そういう人たちのものをぜひ協力してもらって、嬭恋に移ってきたら、本当にここは素晴らしいところだったというようなことをぜひアピールする。それをメディアとかSNSでやって、それで、もう最近はちょっとずつですけども、あのオカリナの人もそうですけれども、そういう芽が出て、50世帯なり、何しろ、やっと来出したじゃないですか。だから、

ちょっと芽が出てきたかなと思うんで、ぜひ、そういうメディアに対しての宣伝効果は、そういう嬭恋に住んでよかったという人たちを前端的に声に出して、私たちが東京に住んでいたら、あなたの命、危ないよとこんなようなことを言うんじゃないかと、ちゃんとそういう人たち、嬭恋村というのは本当に自然もあるし、すばらしいと。

それで、そのブームとそういうものをちょっと、炎上させると言ったらおかしいけれども、そういうことを通して、なるだけこの嬭恋村というものを、住む、ある程度、水、食料、電気、あるいはそういうことをやった場合には非常にリスク分散にはなるということ、ぜひアピールしていただきたい。

それで、簡単に言えば、嬭恋村の中で、私が見たところ、大学村なんか割りといい家とか、ああいうのがいっぱいあるんですよ。だから、ああいうような形でこう、何ていうか、あれは相当高いですね、見ていると。ですから、ああいうような層の人たちもある程度来てもらって、嬭恋の今後の財政に役立つような協力をしてもらえる。それで自主財源がふえる。端的に言えば、あと10億円ぐらい自主財源がふえると、嬭恋村は相当なことができます、いろんな援助が。ですから、そこをぜひ目指していただきたい。これは要望ですから、ぜひ、そういうことを頭の中に置いて、行政を行っていただきたい。以上、そういう要望です。

以上で、終わり。

○議長（松本 幸君） 以上で、大野克美君の一般質問を終わります。

---

#### ◇ 上 坂 建 司 君

○議長（松本 幸君） 続いて、上坂建司君の一般質問を許可します。

上坂建司君。

〔4番 上坂建司君登壇〕

○4番（上坂建司君） 議長の許可をいただきましたので一般質問をします。

簡潔にやりますので、もうしばらくご清聴、お願いいたします。

所感です。

村長は、過去12年間の村政の担当として、村おこしの事業が遅々として進んでいなく、村の発展に真摯に取り組んでいるとは思えない。外部向きにはよい格好でパフォーマンスぶりは相変わらずだが、はたから見れば単なるはったりのみで、村の発展に対しては特にこれは

と思える功績は見当たらない。

今、大事なことは村の活力になる事業をスピード感を持って、強く推進すべきことではないだろうか。村長の力不足を補う村の職員の活用を早急に実行に移すべきで、有能人材の採用や現職員の能力を発揮できる機会を与え、調査、研修等を含めて、職員の質の向上を図るべきと考えるがどうか。

そこで、今回は、ふるさと納税に対する考えをただしたいと思います。

ふるさと納税、現在までの、過去3年間の寄附額は幾らであるか。

返礼品の対象にしているものは、現在、何があるか。

村の目玉となる特徴や観光客の増大を図れる施設をつくるべきではないか。

近隣市町村とのふるさと納税額の比較、近隣町村の取り組みとの対応を図るべきと思うがどうか。

村政の取り組みについて。

村の将来に希望を持てる施策に対する村長は、男としてのロマンや夢があるのか。村民は村長に期待していない声が大であるが、心根はどうなのか。

今こそ過去12年間の村政をじっくりと見直して、新たな決意を持って、今後はスピード感のある村政の執行を望みたいと思うが、いかがなものか。

以上、簡潔な答弁を求めるが、村長個人としての抱負や今後の決意があれば聞きたい。

○議長（松本 幸君） 上坂建司君の一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 上坂議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

質問事項で、1が所感、2がふるさと納税、3が村政の取り組みという大きな3つの段落に分かれておりました。そのうちの所管のところの後半のところでございますが、今、大事なことは、村の活力になる事業をスピード感を持って強く推進すべきではないだろうか、村長の力不足を補う村の職員の活用を早急に実行に移すべきで、有能人材の採用や現職員の能力を発揮できる機会を与え、調査、研究等を含めて、職員の質の向上を図るべきと考えるがどうか、全くこのとおりだと思っております。これを実行に移します。

2番目でございますが、答弁させていただきます。

ふるさと納税でございますが、過去3年間の寄附額についてでございますけれども、平成28年度は1億569万7,600円、平成29年度は1億3,973万3,829円、平成30年度は7,859万

5,052円でありました。

なお、平成30年度に減額となった大きな理由は、平成29年10月から総務大臣の見直し要請を受け、返礼割合を5割から3割に変更したことによるものと思われま

す。次に、返礼品の対象ですが、現在は村内の加盟店137施設で利用できる感謝券をお送りしております。次に、目玉となる観光客増大が図れる施設をつくるべきではないかのご質問でありましたが、現在進めておる鎌原観音堂周辺の整備事業で、直売所や資料館展示物のリニューアルなどにより、集客を図る計画であります。このほかに婦恋村ならではの観光資源も豊富にございますので、できることから整備を進めていきたいと考えております。

次に、ふるさと納税の取り組みにつきまして、近隣市町村を参考にしたらどうかのご質問でございますが、平成30年度における寄附額は県内で35市町村中で本村は11位。また、全国1,741市区町村中745位ということでありま

す。3点目でございます。

村政への取り組みということでございます。

大きなテーマが2つあると思っております。

1つは、上信自動車道、しっかり取り組むと。あわせてハード面。村のハード面の体系をしっかりと計画をつくる段階にあると思っております。

2点目は、人のネットワーク、マンパワーの結集だと。高齢化、人口減少の社会に対応するために、村民の総意を工夫しながら、マンパワーを結集して、包括的なケアシステムあるいは共生社会という言葉もござい

ますが、こういうものをしっかりとつくって、次の世代に渡していけたらとこんなふうに思っております。

あとは、いつも人間、どうするんだということですが、やっぱり、後輩、若い人に国際人に育っていただきたいなと思っております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（松本 幸君） 再質問以降は一問一答で行います。

上坂建司君。

○4番（上坂建司君） 今、村長の決意は一応拝聴いたしました。どうしたら魅力ある村に変化、改革が見られるのか、現村長の村づくりの進展する実行力をもう少し見定めて、再度、議論を進めたいと思っております。

以上、本日はここまでで終わります。

○議長（松本 幸君） 以上で、上坂建司君の一般質問を終わります。

---

#### ◎閉会中の継続審査申出について

○議長（松本 幸君） 日程第3、閉会中の継続審査申出についてを議題といたします。

各委員会の委員長から、委員会における調査中の事件について、お手元に配付しました一覧のとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本 幸君） ご異議ありませんので、申し出のとおり決定されました。

---

#### ◎閉議及び閉会の宣告

○議長（松本 幸君） これにて本会議に付託された案件の審議は全て終了いたしました。

よって、令和元年第7回婦恋村議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時37分



地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和元年 月 日

議 長 松 本 幸

署 名 議 員 黒 岩 忠 雄

署 名 議 員 伊 藤 洋 子